

令和 8 年 2 月

大分県議会定例会議案

大 分 県

議 案 目 次

(議 案)

第 1 号 議 案	令和 8 年度大分県一般会計予算	1
第 2 号 議 案	令和 8 年度大分県公債管理特別会計予算	35
第 3 号 議 案	令和 8 年度大分県国民健康保険事業特別会計予算	39
第 4 号 議 案	令和 8 年度大分県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算	42
第 5 号 議 案	令和 8 年度大分県中小企業設備導入資金特別会計予算	45
第 6 号 議 案	令和 8 年度大分県林業・木材産業改善資金特別会計予算	48
第 7 号 議 案	令和 8 年度大分県沿岸漁業改善資金特別会計予算	52
第 8 号 議 案	令和 8 年度大分県県営林事業特別会計予算	55
第 9 号 議 案	令和 8 年度大分県臨海工業地帯建設事業特別会計予算	60
第 10 号 議 案	令和 8 年度大分県港湾施設整備事業特別会計予算	63
第 11 号 議 案	令和 8 年度大分県病院事業会計予算	68
第 12 号 議 案	令和 8 年度大分県電気事業会計予算	107
第 13 号 議 案	令和 8 年度大分県工業用水道事業会計予算	152
第 14 号 議 案	包括外部監査契約の締結について	196
第 15 号 議 案	大分県公告式条例の一部改正について	197
第 16 号 議 案	大分県公益認定等審査会条例の一部改正について	198
第 17 号 議 案	職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例等の一部改正について	199

第 18 号 議 案	特別職の常勤職員の給与等に関する条例等の一部改正について	202
第 19 号 議 案	大分県使用料及び手数料条例の一部改正について	204
第 20 号 議 案	大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について	231
第 21 号 議 案	大分県立アルゲリッチ記念館の設置及び管理に関する条例の制定について	233
第 22 号 議 案	大分県立総合文化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について	235
第 23 号 議 案	大分県立美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正について	237
第 24 号 議 案	大分県国民健康保険条例の一部改正について	238
第 25 号 議 案	権利の放棄について	240
第 26 号 議 案	大分県男女共同参画計画の策定について	242
第 27 号 議 案	おおいた動物愛護センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について	243
第 28 号 議 案	大分県環境影響評価条例の一部改正について	245
第 29 号 議 案	大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例の一部改正について	247
第 30 号 議 案	大分県物価高騰対応中小企業事業資金調達支援基金条例の制定について	248
第 31 号 議 案	大分県新型コロナウイルス感染症対応中小企業事業資金調達支援基金条例の廃止について	250
第 32 号 議 案	大分県立別府コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について	251
第 33 号 議 案	令和 8 年度における農林水産関係事業に要する経費の市町村負担について	253
第 34 号 議 案	大分農業文化公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について	256
第 35 号 議 案	大分県都市農村交流研修館の設置及び管理に関する条例の一部改正について	257
第 36 号 議 案	大分県漁港管理条例の一部改正について	258
第 37 号 議 案	令和 8 年度における土木事業に要する経費の市町村負担について	260
第 38 号 議 案	工事請負契約の変更について	262
第 39 号 議 案	大分県特定都市河川浸水被害対策法施行条例の制定について	263

第 40 号 議 案	大分県リバーパーク犬飼の設置及び管理に関する条例の一部改正について……………	265
第 41 号 議 案	河川の流水占用料等の徴収に関する条例の一部改正について……………	266
第 42 号 議 案	海岸の占用料等及び海底の土地の使用料等の徴収に関する条例の一部改正について……………	267
第 43 号 議 案	大分県港湾施設管理条例の一部改正について……………	268
第 44 号 議 案	港湾区域等における占用料及び土砂採取料の徴収に関する条例の一部改正について……………	272
第 45 号 議 案	工事請負契約の変更について……………	273
第 46 号 議 案	大分県砂防設備使用料等徴収条例の一部改正について……………	274
第 47 号 議 案	工事請負契約の変更について……………	275
第 48 号 議 案	大分県高等学校等教育改革促進基金条例の制定について……………	276
第 49 号 議 案	大分県警察本部の内部組織に関する条例の一部改正について……………	278
第 50 号 議 案	大分県地方警察職員定数条例の一部改正について……………	279
第 51 号 議 案	大分県暴力団排除条例の一部改正について……………	280
 (報 告)		
第 1 号 報 告	令和 7 年度大分県一般会計補正予算 (第 4 号) について……………	285

第1号議案

令和8年度 大分県 一般会計予算

令和8年度大分県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 730,058,000千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000,000千円 と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用

(2)

令和 8 年 2 月 24 日 提 出

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

款	項	金 額
1 県 税		千円 148,800,000
	1 県 民 税	43,314,497
	2 事 業 税	34,934,125
	3 地 方 消 費 税	47,735,138
	4 不 動 産 取 得 税	2,544,987
	5 県 た ば こ 税	1,369,722
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	329,808

(4)

	7 軽油引取税	4,467,635
	8 自動車税	13,720,539
	9 鉱区税	12,568
	10 狩猟税	19,909
	11 産業廃棄物税	351,072
2 地方消費税清算金		69,485,000
	1 地方消費税清算金	69,485,000
3 地方譲与税		27,586,000
	1 特別法人事業譲与税	25,356,000
	2 地方揮発油譲与税	1,847,000
	3 石油ガス譲与税	58,000

	4 自動車重量譲与税	166,000
	5 森林環境譲与税	156,000
	6 航空機燃料譲与税	3,000
4 地方特例交付金		5,796,000
	1 地方特例交付金	5,796,000
5 地方交付税		199,300,000
	1 地方交付税	199,300,000
6 交通安全対策特別交付金		214,000
	1 交通安全対策特別交付金	214,000
7 分担金及び負担金		3,769,326

(6)

	1 分 担 金	110,118
	2 負 担 金	3,659,208
8 使用料及び手数料		7,030,553
	1 使 用 料	5,464,313
	2 手 数 料	1,566,240
9 国 庫 支 出 金		109,541,327
	1 国 庫 負 担 金	29,089,908
	2 国 庫 補 助 金	79,064,532
	3 委 託 金	1,386,887
10 財 産 収 入		1,767,355

	1 財 産 運 用 収 入	1,309,378
	2 財 産 売 払 収 入	457,977
11 寄 附 金		183,029
	1 寄 附 金	183,029
12 繰 入 金		29,835,229
	1 特 別 会 計 繰 入 金	336,558
	2 基 金 繰 入 金	29,498,671
13 繰 越 金		100
	1 繰 越 金	100
14 諸 収 入		66,857,081

	1 延滞金、加算金及び過料等	114,786
	2 県 預 金 利 子	46,759
	3 貸 付 金 元 利 収 入	59,309,234
	4 受 託 事 業 収 入	1,698,454
	5 収 益 事 業 収 入	2,522,362
	6 雑 入	3,165,486
15 県 債		59,893,000
	1 県 債	59,893,000
歳 入 合 計		730,058,000

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 議 会 費		1,192,459
	1 議 会 費	1,192,459
2 総 務 費		34,823,111
	1 総 務 管 理 費	11,258,304
	2 企 画 費	13,635,346
	3 徴 税 費	4,887,180
	4 市 町 村 振 興 費	707,922
	5 選 挙 費	345,233

	6 防 災 費	3,252,454
	7 統 計 調 查 費	349,836
	8 人 事 委 員 會 費	179,856
	9 監 查 委 員 費	206,980
3 福 祉 生 活 費		76,660,708
	1 社 會 福 祉 費	48,611,728
	2 兒 童 福 祉 費	26,312,118
	3 生 活 保 護 費	1,350,256
	4 災 害 救 助 費	386,606
4 保 健 環 境 費		42,889,431
	1 公 衆 衛 生 費	30,136,512

	2 環 境 保 全 費	2,727,152
	3 保 健 所 費	2,063,112
	4 医 務 費	7,041,235
	5 藥 務 生 活 衛 生 費	921,420
5 勞 働 費		2,774,494
	1 勞 政 費	170,706
	2 職 業 訓 練 費	1,640,805
	3 雇 用 対 策 費	861,706
	4 勞 働 委 員 会 費	101,277
6 農 林 水 産 業 費		50,265,140
	1 農 業 費	11,400,848

	2 畜 產 業 費	3,693,284
	3 農 地 費	17,912,760
	4 林 業 費	12,258,835
	5 水 產 業 費	4,999,413
7 商 工 費		67,285,564
	1 中 小 企 業 費	61,354,192
	2 工 鉦 業 費	4,944,434
	3 觀 光 費	986,938
8 土 木 費		88,337,641
	1 土 木 管 理 費	7,804,487
	2 道 路 橋 梁 費	46,178,611

	3 河 川 海 岸 費	21,109,453
	4 港 湾 費	3,938,126
	5 都 市 計 画 費	6,442,418
	6 住 宅 費	2,864,546
9 警 察 費		29,848,736
	1 警 察 管 理 費	28,054,724
	2 警 察 活 動 費	1,794,012
10 教 育 費		135,472,348
	1 教 育 総 務 費	17,674,338
	2 小 学 校 費	38,853,217
	3 中 学 校 費	24,534,284

	4 高等学 校 費	32,997,672
	5 特別支援教育費	13,175,062
	6 大 学 費	1,403,128
	7 社 会 教 育 費	2,546,195
	8 保 健 体 育 費	4,288,452
11 災 害 復 旧 費		24,451,096
	1 農林水産業施設災害復旧費	10,384,521
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	13,716,575
	3 県 有 施 設 災 害 復 旧 費	250,000
	4 県立学校施設災害復旧費	100,000
12 公 債 費		85,338,126

	1 公 債 費	85,338,126
13 諸 支 出 金		90,549,146
	1 積 立 金	4,356,623
	2 地 方 消 費 税 清 算 金	46,888,389
	3 利 子 割 交 付 金	292,257
	4 配 当 割 交 付 金	550,160
	5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	749,314
	6 法 人 事 業 税 交 付 金	2,521,593
	7 地 方 消 費 税 交 付 金	34,960,213
	8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	230,577
	9 環 境 性 能 割 交 付 金	20
14 予 備 費		170,000

	1 子 備 費	170,000
歳 出 合 計		730,058,000

第 2 表

債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
1 オフィス改革推進事業	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	千円 213,256
2 県有財産総合経営推進事業	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	10,104
3 別府総合庁舎建替事業	令和 8 年度から 令和 22 年度まで	19,557
4 県有建築物保全事業	令和 8 年度から 令和 10 年度まで	851,861
5 県有建築物照明改修事業	令和 8 年度から 令和 10 年度まで	1,101,939

6	地方債の共同発行によって生ずる連帯債務	令和 8 年度から 令和 18 年度まで	共同発行総額 1,210,000,000千円から大分県の 発行額 15,000,000千円を除いた額 1,195,000,000 千円並びにその利子
7	自動車税納税通知書作成等業務委託料	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	15,085
8	税務業務アウトソーシング推進事業	令和 8 年度から 令和 13 年度まで	272,337
9	地方選挙臨時啓発事業	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	5,301
10	地方選挙執行経費	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	5,061
11	病院薬剤師奨学金返還支援事業	令和 8 年度から 令和 14 年度まで	47,970
12	温泉資源適正利用推進事業	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	23,639
13	防災航空隊機能強化事業	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	83,781

14 防災情報通信システム更新事業	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	692,468
15 信用保証協会の中小企業制度資金の貸付けに伴う保証料 率軽減に対する補助	令和 8 年度から 令和 27 年度まで	2,499,366
16 職業訓練等業務委託料	令和 8 年度から 令和 10 年度まで	163,477
17 建物賃借料（U I J ターン拠点施設「dot.」）	令和 8 年度から 令和 11 年度まで	75,112
18 農業近代化資金等利子補給	令和 8 年度から 令和 29 年度まで	417,011
19 天災融資法に基づく災害資金損失補償	令和 8 年度から 令和 21 年度まで	<p>1 損失補償の額 融資元本の償還期限到来後 3 か月を経過してなお元本又は利子（政令で定める遅延利子を含む。）の全部又は一部が回収されなかった場合におけるその回収されなかった金額の 100分の80以内</p> <p>2 補償履行時期 大分県は、前項の償還期限到来後 3 か月を経過した後、市町村が融資機関と締結した損</p>

		<p>失補償契約に基づき損失補償を行う場合に補償を履行する。</p> <p>3 融資条件</p> <p>(1) 融資枠 4億円</p> <p>(2) 貸付利子 年1.00%</p> <p>(3) 償還期限 7年以内</p>
20 災害資金利子補給	令和8年度から 令和15年度まで	13,978
21 特定災害資金利子補給	令和8年度から 令和16年度まで	62,359
22 農業経営負担軽減支援資金利子補給	令和8年度から 令和24年度まで	33,883
23 畜産特別資金利子補給	令和8年度から 令和33年度まで	26,617
24 漁業近代化資金利子補給	令和8年度から 令和29年度まで	181,471

<p>25 漁業経営維持安定資金利子補給</p>	<p>令和8年度から 令和18年度まで</p>	<p>7,691</p>
<p>26 公益社団法人全国農地保有合理化協会(以下本欄、期間欄及び限度額欄において「甲」という。)が農地中間管理機構(以下期間欄及び限度額欄において「乙」という。)に農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第7条に規定する農地中間管理機構特例事業に要する資金を貸し付けたことについて損失を受けたとき、大分県が甲にその損失を補償する。</p>	<p>甲が乙に資金を貸し付けたときから、当該貸付金の償還期限後、甲が補償の履行日として指定する日まで</p>	<p>1 損失補償の額 貸付金の償還期限(甲が当該貸付金の全部又は一部につき繰上償還を請求した場合にはその支払期日、その他償還期限の変更があった場合には、その変更後の期日とする。)において甲が弁済を受けていない元金及び延滞金並びに違約金の合計額に相当する金額</p> <p>2 補償履行時期 大分県は、前項の償還期限後、甲の指示に従い、甲に補償を履行する。</p> <p>3 乙の主な借入条件</p> <p>(1) 借入金額 154,000千円</p> <p>(2) 利率 無利子</p> <p>(3) 償還期限 借入日から10年以内</p> <p>(4) 延滞金及び違約金の計算利率 延滞金 年 10.95% 違約金 年 10.95%</p>

27	基幹水利施設保全対策事業	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	120,000
28	農業水利施設保全合理化事業	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	767,200
29	農業水利保全朴木井路地区水路改修事業	令和 8 年度から 令和 10 年度まで	450,000
30	水田畑地化推進基盤整備事業	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	2,305,804
31	水田畑地化江須賀地区区画整理事業	令和 8 年度から 令和 10 年度まで	350,000
32	水田畑地化伏田地区区画整理事業	令和 8 年度から 令和 10 年度まで	250,000
33	畑地帯総合整備事業	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	474,000
34	産地基幹農道整備事業	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	400,000

35	中山間地域総合整備事業	令和8年度から 令和9年度まで	348,000
36	演習場周辺障害防止対策事業	令和8年度から 令和9年度まで	156,000
37	防災重点農業用ため池等整備事業	令和8年度から 令和10年度まで	4,037,740
38	河川工作物応急対策事業	令和8年度から 令和9年度まで	700,000
39	河川工作物大野川水管橋耐震化事業	令和8年度から 令和10年度まで	200,000
40	海岸保全事業	令和8年度から 令和9年度まで	300,000
41	復旧治山事業	令和8年度から 令和9年度まで	80,000
42	水産流通基盤整備事業	令和8年度から 令和9年度まで	120,000

43 水産物供給基盤機能保全事業	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	60,000
44 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)第25条の規定により大分県土地開発公社が公共用地等の先行取得に要する事業資金を借り入れる場合の当該借入先金融機関に対し債務保証する。	当該資金ごとの債務保証契約に定めるところによる。	大分県土地開発公社が金融機関から借り入れる事業資金の総額 1,000,000千円並びにその利子及び遅延利息
45 公共事業総合支援システム開発業務委託料	令和 8 年度から 令和 10 年度まで	415,014
46 国道 2 1 2 号道路改良事業	令和 8 年度から 令和 10 年度まで	5,995,000
47 国道 2 1 7 号道路改良事業 (平岩松崎工区)	令和 8 年度から 令和 11 年度まで	2,200,000
48 国道 3 8 8 号道路改良事業	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	300,000
49 県道三重新殿線道路改良事業	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	200,000
50 県道中津高田線道路改良事業 (江須賀金屋工区)	令和 8 年度から 令和 10 年度まで	1,168,000

51 県道中津高田線道路改良事業（角木工区）	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	430,000
52 （公）道路改良事業	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	4,905,000
53 （単）道路施設補修事業	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	300,000
54 （公）交通安全事業	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	900,000
55 （公）道路防災事業	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	650,000
56 （公）道路施設補修事業	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	3,100,000
57 （単）道路改良事業	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	1,300,000
58 道路関係受託事業	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	150,000

59 (単) 橋梁整備事業	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	60,000
60 (単) 河川海岸改良事業	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	390,000
61 (公) 広域河川改修事業	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	2,000,000
62 (公) 障害防止対策事業	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	242,314
63 (公) 治水ダム建設事業	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	540,000
64 河川関係受託事業	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	40,000
65 (公) 海岸環境整備事業	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	100,000
66 (公) 津波危機管理対策緊急事業 (河川課)	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	50,000

67	土木施設災害復旧事業	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	1,100,000
68	(公) 津波危機管理対策緊急事業 (港湾課)	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	40,000
69	(公) 重要港湾改修事業	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	550,000
70	(公) 地方港湾改修事業	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	400,000
71	(公) 港湾改修統合事業	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	200,000
72	(単) 砂防改修事業	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	90,000
73	(単) 急傾斜地崩壊対策事業	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	70,000
74	(単) 砂防施設再生事業	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	60,000

75 (公) 通常砂防事業	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	950,000
76 (公) 火山砂防事業	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	300,000
77 (公) 地すべり対策事業	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	85,000
78 (公) 急傾斜地崩壊対策事業	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	430,000
79 (公) 砂防施設緊急改築事業	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	200,000
80 都市計画区域マスタープラン改定業務委託料	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	20,000
81 (単) 街路改良事業	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	200,000
82 (公) 街路改良事業	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	2,400,000

83	国際園芸博覧会出展業務委託料	令和8年度から 令和9年度まで	5,000
84	(公) 県営都市公園長寿命化等対策事業	令和8年度から 令和10年度まで	2,308,500
85	生活排水処理施設整備費補助	令和8年度から 令和20年度まで	406,388
86	公立学校教員採用選考試験問題作成業務委託料	令和8年度から 令和9年度まで	10,107
87	県立学校施設整備事業(エレベーター設備)	令和8年度から 令和9年度まで	76,507
88	県立学校施設整備事業(大分商業高等学校)	令和8年度から 令和9年度まで	269,453
89	県立学校施設整備事業(別府支援学校石垣原校)	令和8年度から 令和9年度まで	478,488
90	県立学校施設照明改修事業	令和8年度から 令和9年度まで	482,996

91 県立歴史博物館照明改修事業	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	113,470
92 県立学校給食業務委託料（爽風館高等学校・学びヶ丘中学校）	令和 8 年度から 令和 10 年度まで	26,695
93 県立学校給食業務委託料（中央支援学校）	令和 8 年度から 令和 11 年度まで	52,346
94 県立学校給食業務委託料（別府やまなみ支援学校）	令和 8 年度から 令和 11 年度まで	45,738

第 3 表

地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
被災者生活再建支援基金 拠出金	千円 450,000	証書借入れ又は証券発行（他の 地方公共団体との共同発行を含む） の方法により、財務省財政融資資 金、地方公共団体金融機構、銀行 その他から借り入れる。	年 5.0%以内 （ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率の 見直しを行った 後においては、 当該見直し後の 利率）	起債年度の翌年度から、すえ置期間を含め、30年 度間以内に元利均等、元金均等又は満期一括などの 方法により償還する。 ただし、事業ごとの償還条件は、借入先の定める ところ又は発行要綱による。 なお、財政の都合により、すえ置、償還期間中で あっても償還年限を短縮し、若しくは延長し、繰上 償還を行い、又は借り換えることができる。
防災施設整備費	897,000			
電動車導入推進事業費	110,000			
災害援護資金貸付金	66,000			
指導監査業務デジタル化推進費	2,000			
自然公園施設整備費	2,000			
土地改良費	2,313,000			
県央空港整備費	17,000			
農地防災事業費	964,000			

林道費	212,000			
造林費	92,000			
治山費	1,495,000			
沿岸漁場基盤整備費	255,000			
漁港費	322,000			
防災対策推進費	3,259,000			
公共事業情報システム開発費	131,000			
共生のまち整備費	72,000			
道路費	20,265,000			
河川費	3,983,000			
海岸費	443,000			
港湾費	1,387,000			
砂防費	2,895,000			

土木施設災害防止緊急対策費	4,522,000			
空 港 建 設 費	406,000			
街 路 費	1,234,000			
都 市 環 境 整 備 費	109,000			
住 宅 建 設 費	919,000			
県立学校 I C T 教育基盤 整 備 費	44,000			
県立学校施設整備費	3,326,000			
警 察 施 設 整 備 費	25,000			
交 通 安 全 施 設 整 備 費	525,000			
放置駐車違反管理システム 整 備 費	24,000			
災 害 時 緊 急 対 応 事 業 費	6,174,000			
治 山 施 設 災 害 復 旧 費	106,000			
漁 港 施 設 災 害 復 旧 費	166,000			

土木施設災害復旧費	2,681,000			
合 計	59,893,000			

第2号議案

令和8年度 大分県公債管理特別会計予算

令和8年度大分県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 121,039,790千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和8年2月24日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 公 債 管 理 費		121,039,790
	1 繰 入 金	86,670,790
	2 県 債	34,369,000
歳 入 合 計		121,039,790

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 公 債 管 理 費		121,039,790
	1 公 債 費	121,039,790
歳 出 合 計		121,039,790

第 2 表

地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
借 換 債	千円 34,369,000	証書借入れ又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む）の方法により、銀行その他から借り入れる。	年 5.0%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	起債年度の翌年度から、すえ置期間を含め、30年度間以内に元利均等、元金均等又は満期一括などの方法により償還する。 ただし、償還条件は、借入先の定めるところ又は発行要綱による。 なお、財政の都合により、すえ置、償還期間中であっても償還年限を短縮し、若しくは延長し、繰上償還を行い、又は借り換えることができる。

令和8年度 大分県国民健康保険事業特別会計予算

令和8年度大分県国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 109,230,096千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月24日提出

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 国民健康保険事業費		109,230,096
	1 分担金及び負担金	26,947,067
	2 国庫支出金	32,184,778
	3 財産収入	100,136
	4 繰入金	6,078,716
	5 諸収入	43,919,399
歳 入 合 計		109,230,096

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 国民健康保険事業費		109,230,096
	1 国民健康保険事業費	109,230,096
歳 出 合 計		109,230,096

第 4 号議案

令和 8 年度 大分県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

令和 8 年度大分県母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 160,486千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 24 日 提出

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金		千円 160,486
	1 繰 入 金	5,399
	2 繰 越 金	105,564
	3 諸 収 入	49,523
歳 入 合 計		160,486

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 母子父子寡婦福祉資金		160,486
	1 母子父子寡婦福祉資金	160,486
歳 出 合 計		160,486

第5号議案

令和8年度 大分県中小企業設備導入資金特別会計予算

令和8年度大分県中小企業設備導入資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 50,285千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月24日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 中小企業設備導入資金		50,285
	1 繰 入 金	16,782
	2 繰 越 金	3,515
	3 諸 収 入	29,988
歳 入 合 計		50,285

歳 出		
款	項	金 額
1 中小企業設備導入資金		千円 50,285
	1 中小企業設備導入資金	50,285
歳 出 合 計		50,285

第 6 号議案

令和 8 年度 大分県林業・木材産業改善資金特別会計予算

令和 8 年度大分県林業・木材産業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 953,516千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 24 日 提出

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 貸 付 勘 定		950,000
	1 繰 入 金	187,500
	2 繰 越 金	182,684
	3 諸 収 入	579,816
2 業 務 勘 定		3,516
	1 繰 入 金	2,625

	2 諸 収 入	891
歳 入 合 計		953,516

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 貸 付 勘 定		950,000
	1 林業・木材産業改善資金	200,000
	2 木材産業等高度化推進資金	750,000
2 業 務 勘 定		3,516
	1 林業・木材産業改善資金	2,625
	2 木材産業等高度化推進資金	891
歳 出 合 計		953,516

第 7 号議案

令和 8 年度 大分県沿岸漁業改善資金特別会計予算

令和 8 年度大分県沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 336,588千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 24 日 提出

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

款	項	金 額
1 貸 付 勘 定		千円 335,000
	1 繰 越 金	320,470
	2 諸 収 入	14,530
2 業 務 勘 定		1,588
	1 繰 入 金	1,588
歳 入 合 計		336,588

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 貸 付 勘 定		335,000
	1 沿 岸 漁 業 改 善 資 金	335,000
2 業 務 勘 定		1,588
	1 沿 岸 漁 業 改 善 資 金	1,588
歳 出 合 計		336,588

第 8 号議案

令和 8 年度 大分県営林事業特別会計予算

令和 8 年度大分県営林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 599,164千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

令和 8 年 2 月 24 日 提出

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 県 営 林 事 業 費		599,164
	1 使 用 料 及 び 手 数 料	38
	2 財 産 収 入	482,911
	3 繰 入 金	88,439
	4 繰 越 金	1
	5 諸 収 入	16,775
	6 県 債	11,000

歳 入 合 計		599,164

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 県 営 林 事 業 費		599,164
	1 県 営 林 事 業 費	252,485
	2 県 民 有 林 事 業 費	346,679
歳 出 合 計		599,164

第 2 表

地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
伐 採 事 業 費	千円 8,000	証書借入れの方法により日本政 策金融公庫から借り入れる。	年 5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率の 見直しを行った 後においては、 当該見直し後の 利率)	起債年度の翌年度から、すえ置期間を含め、40年 度間以内に元利均等の年賦償還の方法により償還す る。 ただし、事業ごとの償還条件は、借入先の定める ところによる。 なお、財政の都合により、すえ置、償還期間中で あっても償還年限を短縮し、若しくは延長し、又は 繰上償還を行うことができる。
県 営 林 造 成 事 業 費	3,000			
合 計	11,000			

第9号議案

令和8年度 大分県臨海工業地帯建設事業特別会計予算

令和8年度大分県臨海工業地帯建設事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 209,549千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月24日提出

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

款	項	金 額
1 大分臨海工業地帯建設事業費		千円 209,549
	1 財 産 収 入	91,221
	2 繰 入 金	118,228
	3 繰 越 金	100
歳 入 合 計		209,549

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 大分臨海工業地帯建設事業費		209,549
	1 土地造成費	209,549
歳 出 合 計		209,549

令和8年度 大分県港湾施設整備事業特別会計予算

令和8年度大分県港湾施設整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,853,947千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

令和8年2月24日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

款	項	金 額
1 港湾施設整備事業費		千円 4,853,947
	1 使用料及び手数料	1,508,458
	2 財産収入	123,233
	3 繰入金	3,058
	4 諸収入	100,198
	5 県債	3,119,000
歳入合計		4,853,947

歳 出		
款	項	金 額
1 港湾施設整備事業費		千円 4,853,947
	1 港湾施設整備事業費	4,853,947
歳 出 合 計		4,853,947

第 2 表

債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
港湾機能施設整備事業	令和 8 年度 から 令和 9 年度 まで	千円 500,000

第 3 表

地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾施設建設事業費	千円 2,047,000	証書借入れ又は証券発行の方法により、財務省財政融資資金、地方公共団体金融機構、銀行その他から借り入れる。	年 5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債年度の翌年度から、すえ置期間を含め、30年度間以内に元利均等、元金均等又は満期一括などの方法により償還する。 ただし、償還条件は、借入先の定めるところ又は発行要綱による。 なお、財政の都合により、すえ置、償還期間中であっても償還年限を短縮し、若しくは延長し、繰上償還を行い、又は借り換えることができる。
借換債	1,072,000			
合計	3,119,000			

第11号議案

令和8年度 大分県病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度大分県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1	病	床	数	557床				
		一	般	病	床	509床		
		感	染	症	病	床	12床	
		精	神	病	床	36床		
2	年	間	延	患	者	数	378,593人	
		入		院			168,846人	
		外		来			209,747人	
3	一	日	平	均	患	者	数	1,330人
		入		院				463人
		外		来				867人
4	建	設	改	良	計	画		910,567千円
		資	産	購	入	関	係	508,100千円
		医	療	機	械	器	具	508,100千円
		改	築	事	業	関	係	402,467千円
		改	築	工	事	他		402,467千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款	病 院 事 業 収 益	23,895,118千円
第 1 項	医 業 収 益	21,751,203千円
第 2 項	医 業 外 収 益	2,128,649千円
第 3 項	特 別 利 益	15,266千円

支 出

第 1 款	病 院 事 業 費 用	23,878,172千円
第 1 項	医 業 費 用	23,766,917千円
第 2 項	医 業 外 費 用	108,655千円
第 3 項	特 別 損 失	2,600千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する 755,839千円は過年度分損益勘定留保資金 673,060千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 82,779千円 で補てんするものとする。）。

収 入

第 1 款	資 本 的 収 入	897,716千円
第 1 項	企 業 債	667,000千円
第 2 項	負 担 金	230,716千円

支 出

第 1 款	資 本 的 支 出	1,653,555千円
第 1 項	建 設 改 良 費	910,567千円
第 2 項	企 業 債 償 還 金	723,418千円
第 3 項	他会計からの借入金償還金	19,570千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
改築事業費	千円 267,000	証書借入れ又は証券発行の方法により、財務省財政融資資金、地方公共団体金融機構、銀行その他から借り入れる。	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債年度の翌年度から、3年以内のすえ置期間を含め、30年以内に元利均等、元金均等などの方法により償還する。 ただし、事業ごとの償還条件は借入先の定めるところ又は発行要綱による。
医療機器整備事業費	400,000	証書借入れ又は証券発行の方法により、財務省財政融資資金、地方公共団体金融機構、銀行その他から借り入れる。	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債年度の翌年度から、1年以内のすえ置期間を含め、5年以内に元利均等、元金均等などの方法により償還する。 ただし、事業ごとの償還条件は借入先の定めるところ又は発行要綱による。
合 計	667,000			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、400,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1 医業費用と医業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1 職 員 給 与 費 10,214,247千円

2 交 際 費 250千円

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、8,554,787千円と定める。

(添付書類)

- 1 令和8年度大分県病院事業会計予算実施計画
- 2 令和8年度大分県病院事業予定キャッシュ・フロー計算書
- 3 令和8年度大分県病院事業給与費明細書
- 4 令和8年度大分県病院事業予定貸借対照表
- 5 令和8年度大分県病院事業注記
- 6 令和7年度大分県病院事業予定損益計算書
- 7 令和7年度大分県病院事業予定貸借対照表
- 8 令和7年度大分県病院事業注記

令和 8 年 2 月 24 日 提 出

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

(別表1)

令和8年度 大分県病院事業会計予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入

款	項	目	予 定 額 (千円)	備 考
1 病院事業収益			23,895,118	
	1 医業収益		21,751,203	
		1 入院収益	14,654,803	
		2 外来収益	6,928,782	
		3 その他医業収益	167,618	
	2 医業外収益		2,128,649	

		1 受取利息配当金	11,880	
		2 他会計補助金	62,148	
		3 補助金	28,631	
		4 負担金交付金	1,341,556	
		5 長期前受金戻入	406,819	
		6 資本費繰入収益	160,000	
		7 その他医業外収益	117,615	
	3 特別利益		15,266	
		1 過年度損益修正益	500	
		2 その他特別利益	14,766	

支 出

款	項	目	予 定 額 (千円)	備 考
1 病 院 事 業 費 用			23,878,172	
	1 医 業 費 用		23,766,917	
		1 給 与 費	10,214,247	
		2 材 料 費	8,508,582	
		3 経 費	3,327,667	
		4 減 価 償 却 費	1,588,099	
		5 資 産 減 耗 費	29,354	
		6 研 究 研 修 費	98,968	
	2 医 業 外 費 用		108,655	

		1 支払利息及び企業債取扱諸費	48,635	
		2 長期前払消費税額償却	33,570	
		3 消費税及び地方消費税	18,750	
		4 雑 損 失	7,700	
	3 特 別 損 失		2,600	
		1 固定資産売却損	300	
		2 過年度損益修正損	2,000	
		3 その他特別損失	300	

資 本 的 収 入 及 び 支 出
収 入

款	項	目	予 定 額 (千円)	備 考
1 資 本 的 収 入			897,716	
	1 企 業 債		667,000	
		1 企 業 債	667,000	
	2 負 担 金		230,716	
		1 他 会 計 負 担 金	230,716	

支 出				
款	項	目	予 定 額 (千円)	備 考
1 資 本 的 支 出			1,653,555	
	1 建 設 改 良 費		910,567	
		1 資 産 購 入 費	508,100	
		2 改 築 事 業 費	402,467	
	2 企 業 債 償 還 金		723,418	
		1 企 業 債 償 還 金	723,418	
	3 他 会 計 か ら の 借 入 金 償 還 金		19,570	
		1 他 会 計 か ら の 借 入 金 償 還 金	19,570	

(別表2)

令和8年度 大分県病院事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)

(単位 千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	△65,833
減価償却費	1,588,099
長期前払消費税の増減額	33,570
退職給付引当金の増減額	236,401
賞与引当金の増減額	△27,382
法定福利費引当金の増減額	△7,325
貸倒引当金の増減額	3,390
長期前受金戻入額	△420,085
固定資産除却費	25,107
受取利息配当金	△11,880
支払利息	48,635
貯蔵品の増減額	4,247
小計	1,406,944
受取利息配当金(受取)	11,880
支払利息(支払)	△48,635

業務活動によるキャッシュ・フロー	1,370,189
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
一般会計からの繰入金による収入	230,716
有形固定資産の取得による支出	△910,567
投資活動によるキャッシュ・フロー	△679,851
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良企業債による収入	667,000
建設改良企業債の償還による支出	△723,418
他会計借入金償還による支出	△19,570
財務活動によるキャッシュ・フロー	△75,988
資金増加額（又は減少額）	614,350
資金期首残高	3,583,986
資金期末残高	4,198,336

(別表3)

令和8年度 大分県病院事業給与費明細書

1 総 括

区 分		職 員 数		給 与 費					法 定	合 計
		特 別 職 (人)	一 般 職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	賃 金 (千円)	職員手当等 (千円)	計 (千円)	福 利 費 (千円)	
本 年 度	損益勘定支弁職員 (うち会計年度任用職員)	1	1,145 (361)	2,400	4,363,307 (1,024,531)		4,133,000 (682,325)	8,498,707 (1,706,856)	1,629,419 (301,119)	10,128,126 (2,007,975)
	資本勘定支弁職員 (うち会計年度任用職員)									
	合 計 (うち会計年度任用職員)	1	1,145 (361)	2,400	4,363,307 (1,024,531)		4,133,000 (682,325)	8,498,707 (1,706,856)	1,629,419 (301,119)	10,128,126 (2,007,975)
前 年 度	損益勘定支弁職員 (うち会計年度任用職員)	1	1,152 (370)	2,400	4,202,348 (981,863)		4,217,079 (757,630)	8,421,827 (1,739,493)	1,590,431 (303,676)	10,012,258 (2,043,169)
	資本勘定支弁職員 (うち会計年度任用職員)									
	合 計 (うち会計年度任用職員)	1	1,152 (370)	2,400	4,202,348 (981,863)		4,217,079 (757,630)	8,421,827 (1,739,493)	1,590,431 (303,676)	10,012,258 (2,043,169)
比	損益勘定支弁職員 (うち会計年度任用職員)		△ 7 (△ 9)		160,959 (42,668)		△ 84,079 (△ 75,305)	76,880 (△ 32,637)	38,988 (△ 2,557)	115,868 (△ 35,194)

較	資本勘定支弁職員 (うち会計年度任用職員)																
	合 計 (うち会計年度任用職員)		△ 7 (△ 9)				160,959 (42,668)			△ 84,079 (△ 75,305)	76,880 (△ 32,637)	38,988 (△ 2,557)	115,868 (△ 35,194)				

職員手当等の内訳	区分	管理職手当 (千円)	初任給調整手当 (千円)	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	期末・勤勉手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	退職給付費 (千円)
	本年度 (うち会計年度任用職員)	51,274	409,980 (77,244)	86,544	133,324	70,272	58,440 (18,300)	768,496 (189,594)	86,836 (4,862)	83,940 (5,052)	68,796 (18,576)	1,705,032 (322,906)	280,592 (29,460)	2,112	225	327,137 (16,331)
	前年度 (うち会計年度任用職員)	52,020	400,380 (78,192)	80,028	112,942	66,288	58,584 (18,024)	797,232 (216,696)	92,633 (5,304)	79,488 (4,080)	73,356 (24,192)	1,705,709 (339,026)	262,668 (29,832)	2,112	225	423,414 (42,284)
	比較 (うち会計年度任用職員)	△ 746	9,600 (△ 948)	6,516	10,382	3,984	△ 144 (276)	△ 28,736 (△27,102)	△ 5,797 (△ 442)	4,452 (972)	△ 4,560 (△5,616)	△ 677 (△16,120)	17,924 (△ 372)			△ 96,277 (△25,953)

2 給料及び職員手当等の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明	備考
給料	160,959	制度改正に伴う増加分	158,610	給料表の改定に伴う分
		その他の増減分	2,349	定期昇給・年齢構成の変動等に伴う分
職員手当等	△ 84,079	制度改正に伴う増加分	129,208	期末・勤勉手当の支給率の改正等に伴う分
		退職給付引当金の減少分	△ 96,277	退職手当の減少に伴う分
		その他の増減分	△ 117,010	時間外勤務手当の減少等に伴う分

(注) 「増減額」欄の金額は、7年度当初予算額との対比

3 給料及び職員手当等の状況

(1) 職員1人当たり給与

区 分		事務・技術 (病院行政職)	医 師 (病院医療職(一))	医療技術職員 (病院医療職(二))	看護師・助産師 (病院医療職(三))	そ の 他 (病院技能労務職)
7年12月1日 現 在	平均給料月額(円)	323,619	499,498	309,182	323,253	—
	平均給与月額(円)	405,985	1,221,144	403,618	437,590	—
	平均年齢(歳)	42	47	37	39	—
6年12月1日 現 在	平均給料月額(円)	311,516	492,273	303,217	296,718	247,900
	平均給与月額(円)	387,655	1,212,430	375,589	388,312	264,300
	平均年齢(歳)	43	47	37	39	64

(2) 初 任 給

区 分	病院行政職 (円)	病院医療職(一) (円)	病院医療職(二) (円)	病院医療職(三) (円)	一 般 会 計 の 制 度				
					行 政 職 (円)	医療職(一) (円)	医療職(二) (円)	医療職(三) (円)	技能労務職 (円)
高 校 卒	207,500	—	210,100	(准看卒) 229,700	207,500	—	210,100	—	205,800
大 学 卒	238,500	357,000	245,800	(短大3卒) 267,900	238,500	357,000	245,800	—	—

(3) 級 別 職 員 数

区 分	病 院 行 政 職			病 院 医 療 職 (一)			病 院 医 療 職 (二)			病 院 医 療 職 (三)			病 院 技 能 勞 務 職		
	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)
7 年 12 月 1 日 現 在	1 級	3	5.9	1 級	24	20.0	1 級	6	6.1	1 級			1 級		
	2 級	8	15.7	2 級	18	15.0	2 級	14	14.1	2 級	90	17.5	2 級		
	3 級	16	31.4	3 級	47	39.2	3 級	18	18.2	3 級	107	20.7	3 級		
	4 級	13	25.5	4 級	31	25.8	4 級	29	29.3	4 級	209	40.7	4 級		
	5 級	6	11.8				5 級	29	29.3	5 級	99	19.3	5 級		
	6 級	1	1.9				6 級	1	1.0	6 級	9	1.8			
	7 級	3	5.9				7 級	2	2.0						
	8 級	1	1.9												
	9 級														
	計	51	100	計	120	100	計	99	100	計	514	100	計		
	1 級	5	10.0	1 級	16	13.8	1 級	6	6.1	1 級			1 級		

6年12月1日 現在	2級	5	10.0	2級	23	19.8	2級	17	17.2	2級	99	19.2	2級			
	3級	15	30.0	3級	47	40.5	3級	12	12.1	3級	97	18.8	3級	1	100.0	
	4級	12	24.0	4級	30	25.9	4級	33	33.3	4級	213	41.3	4級			
	5級	8	16.0				5級	28	28.3	5級	97	18.8	5級			
	6級	1	2.0				6級	2	2.0	6級	10	1.9				
	7級	3	6.0				7級	1	1.0							
	8級	1	2.0													
	9級															
	計	50	100	計	116	100	計	99	100	計	516	100	計	1	100	

(級別の標準的な職務内容)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
病院行政職	主 事	主 事	主 専 門 主 査 員 任	主 副 主 幹 主 査	課 長 補 佐 主 幹	総務企画監	課 長	病院局次長 事務局長	

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級					
病院医療職(一)	医 師	主 任 医 師	部 長 副 部 長 主 任 医 師	病 院 長 副 院 長 部 所 長 室 長					
区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級		
病院医療職(二)	技 師	技 師	主 任 技 師 主 技 師	主 任 技 師 主 技 師	副 部 長 副 室 長 專 門 技 師 主 任 技 師	部 長	部 長		
区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級			
病院医療職(三)		助 産 師 看 護 師	助 産 師 看 護 師	主 任 助 産 師 主 任 看 護 師 主 任	看 護 師 長 副 看 護 師 長 主 任 助 産 師 主 任 看 護 師	副 院 長 部 參 事 副 部 長 看 護 專 門 員			
区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級				
病 院 技 能 勞 務 職			業 務 技 師						
(4) 昇 給									
区 分		合 計		病院行政職	病院医療職(一)	病院医療職(二)	病院医療職(三)	病院技能労務職	
職 員 数 (A) (人)		784		51	120	99	514		

本 年 度	昇給に係る職員数 (B) (人)		712	48	86	91	487	
	号給数別内訳	1号給 (人)	9	3		1	5	
		2号給 (人)	5		3		2	
		3号給 (人)	43		17	5	21	
		4号給 (人)	497	33	64	72	328	
		5号給 (人)	128	11		12	105	
		6号給 (人)	29	1	2		26	
		7号給 (人)						
		8号給 以上 (人)	1			1		
比 率 (B)／(A) (%)		90.8	94.1	71.7	91.9	94.7		
前	職 員 数 (A) (人)		782	50	116	99	516	1
	昇給に係る職員数 (B) (人)		727	46	95	90	496	
		1号給 (人)	5	3			2	

年 度	号給数別内訳	2号給(人)	7		5		2	
		3号給(人)	51	2	17	3	29	
		4号給(人)	552	31	68	64	389	
		5号給(人)	83	8	1	20	54	
		6号給(人)	24	2	2	3	17	
		7号給(人)	3		2		1	
		8号給 以上(人)	2				2	
	比 率 (B)／(A) (%)	93.0	92.0	81.9	90.9	96.1		

(5) 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	事 務 ・ 技 術 (病院行政職)	医 師 (病院医療職(一))	医 療 技 術 職 (病院医療職(二))	看 護 師 ・ 助 産 師 (病院医療職(三))	そ の 他 (病院技能労務職)
給料総額に対する 比 率 (%)	5.1	0.2	5.8	0.6	6.0	0.0
支給対象職員の比率 (令和7年12月1日現在) (%)	70.7	8.3	88.3	50.5	87.3	0.0
支給対象職員1人当 たり平均支給月額 (円)	37,175	8,505	80,371	4,567	30,139	0

代表的な特殊勤務手当の名称	夜間看護等手当、特別診療手当、救急勤務医手当、精神医療業務手当、分べん手当、診療放射線作業手当、新生児担当医手当					
(6) 期末手当・勤勉手当						
区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の級 等による加算措置	備 考	
	6 月 (月分)	12 月 (月分)				
本 年 度	(1.225) 2.325	(1.225) 2.325	(2.45) 4.65	有		
前 年 度	(1.20) 2.30	(1.20) 2.30	(2.40) 4.60	有		
一般会計の制度	(1.225) 2.325	(1.225) 2.325	(2.45) 4.65	有		
(注) () は再任用職員分						
(7) 定年退職及び勤奨退職に係る退職手当						
区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最 高 限 度 (月分)	そ の 他 の 加 算 措 置 等	備 考
支 給 率 等	24.586875	33.27075	47.709	47.709		
一般会計の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709		
(8) その他の手当						

区 分	一 般 会 計 の 制 度 と の 異 同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同 じ	—
住 居 手 当	同 じ	—
通 勤 手 当	同 じ	—

(別表4)

令和8年度 大分県病院事業予定貸借対照表

(令和9年3月31日)

(単位 千円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

イ 土 地		591,720
ロ 建 物	21,992,614	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 13,925,224</u>	8,067,390
ハ 構 築 物	451,455	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 341,777</u>	109,678
ニ 器 械 備 品	11,143,323	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 7,554,403</u>	3,588,920
ホ 建 設 仮 勘 定		45,410
ヘ その 他 有 形 固 定 資 産	23,940	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 1,188</u>	<u>22,752</u>
有 形 固 定 資 産 合 計		<u>12,425,870</u>

(2) 無形固定資産

イ 電話加入権

81

無形固定資産合計

81

(3) 投資その他の資産

イ 投資有価証券

800,000

ロ 長期前払消費税

468,287

投資その他の資産合計

1,268,287

固定資産合計

13,694,238

2 流動資産

(1) 現金預金

4,198,336

(2) 未収金

3,333,569

(3) 貸倒引当金

△ 55,455

3,278,114

(4) 有価証券

199,805

(5) 貯蔵品

198,365

流動資産合計

7,874,620

資産合計

21,568,858

負債の部

3 固定負債

(1) 企業債

6,313,428

(2) 他会計借入金

450,407

(3) 引当金

イ 退職給付引当金		4,151,771	
固定負債合計			10,915,616
4 流動負債			
(1) 企業債		942,933	
(2) 他会計借入金		19,570	
(3) 未払金		2,039,914	
(4) 引当金			
イ 賞与引当金	568,344		
ロ 法定福利費引当金	105,841	674,185	
(5) その他流動負債		25,511	
流動負債合計			3,702,113
5 繰延収益			
(1) 長期前受金		15,058,821	
(2) 長期前受金収益化累計額		△ 12,273,071	
繰延収益合計			2,785,750
負債合計			17,403,479
資 本 の 部			
6 資本金			1,137,019
7 剰余金			
(1) 資本金剰余金			
イ 受贈財産評価額	22,708		

口 補 助 金	5,084		
ハ 他 会 計 負 担 金	<u>473,030</u>		
資 本 剩 余 金 合 計		500,822	
(2) 利 益 剩 余 金			
イ 当 年 度 未 処 分 利 益 剩 余 金	<u>2,527,538</u>		
利 益 剩 余 金 合 計		<u>2,527,538</u>	
剩 余 金 合 計			<u>3,028,360</u>
資 本 合 計			<u>4,165,379</u>
負 債 資 本 合 計			<u>21,568,858</u>

(別表5)

令和8年度大分県病院事業注記

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法（固定資産の減損に係る部分を除く）

ア 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債権 定額法による償却原価法によっている。

その他有価証券 移動平均法による原価法によっている。

イ たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 先入先出法による原価法によっている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

ア 有形固定資産

・減価償却の方法 定額法による。

・主な耐用年数

建物 6～47年

構築物 10～50年

器械備品 3～20年

イ 無形固定資産

・減価償却の方法 定額法による。

・主な耐用年数

ソフトウェア 5年

(3) 引当金の計上方法

ア 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を計上している。

イ 賞与引当金及び法定福利費引当金

職員の期末・勤勉手当の支給及びこれに係る法定福利費の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

ウ 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率等による回収不能見込額を計上している。

(4) その他会計に関する書類作成のための基本事項

ア 消費税等の会計処理

税抜き方式によっている。

なお、長期前払消費税については、20事業年度で均等償却を行っている。

2 予定キャッシュ・フロー計算書等に関する注記

重要な非資金取引はない。

3 予定貸借対照表等に関する注記

(1) 企業債の償還に係る他会計負担金の負担

予定貸借対照表に計上されている企業債（当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内の償還予定のものも含む）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は、4,122,020千円である。

4 減損損失に関する注記

該当事項はない。

5 リース契約により使用する固定資産に関する注記

一件当たりのリース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法で会計処理を行っている。

6 重要な後発事象に関する注記

該当事項はない。

7 その他の注記

(1) 退職給付引当金の目的使用による取崩しについて

当年度において、退職手当として90,736千円を支給するため退職給付引当金90,736千円を使用する。

(2) 賞与引当金の目的使用による取崩しについて

当年度において、期末手当・勤勉手当として595,726千円を支給するため賞与引当金595,726千円を使用する。

(3) 法定福利費引当金の目的使用による取崩しについて

当年度において、期末手当・勤勉手当に係る法定福利費として113,166千円を支給するため法定福利費引当金113,166千円を使用する。

(別表6)

令和7年度 大分県病院事業予定損益計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位 千円)

1	医	業	収	益		
(1)	入	院	収	益	13,146,924	
(2)	外	来	収	益	6,671,835	
(3)	そ	の	他	医	業	収
					160,661	19,979,420
2	医	業	費	用		
(1)	給	与		費	10,454,526	
(2)	材	料		費	8,176,132	
(3)	経			費	3,169,547	
(4)	減	価	償	却	費	1,508,348
(5)	資	産	減	耗	費	39,833
(6)	研	究	研	修	費	82,168
						23,430,554
	医	業	損	失		3,451,134
3	医	業	外	収	益	
(1)	受	取	利	息	配	当
					金	12,881
(2)	他	会	計	補	助	金
						102,264
(3)	補		助		金	236,385

(4) 負担金交付金	1,382,686		
(5) 長期前受金戻入	411,079		
(6) 資本費繰入収益	187,500		
(7) その他医業外収益	<u>136,785</u>	2,469,580	
4 医業外費用			
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	35,783		
(2) 長期前払消費税額償却	32,661		
(3) 雑損失	<u>192,858</u>	<u>261,302</u>	<u>2,208,278</u>
経常利益			△ 1,242,856
5 特別利益			
(1) 固定資産売却益	500		
(2) 過年度損益修正益	33,432		
(3) その他特別利益	<u>1,500</u>	35,432	
6 特別損失			
(1) 固定資産売却損	300		
(2) 過年度損益修正損	32,831		
(3) その他特別損失	<u>300</u>	<u>33,431</u>	<u>2,001</u>
当年度純利益			△ 1,240,855
前年度繰越利益剰余金			<u>3,834,226</u>
当年度未処分利益剰余金			<u><u>2,593,371</u></u>

(別表7)

令和7年度 大分県病院事業予定貸借対照表

(令和 8 年 3 月 31 日)

(単位 千円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

イ 土 地		591,720
ロ 建 物	21,484,514	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 13,291,888</u>	8,192,626
ハ 構 築 物	451,455	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 335,291</u>	116,164
ニ 器 械 備 品	10,740,856	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 6,581,019</u>	4,159,837
ホ 建 設 仮 勘 定		45,410
ヘ その 他 有 形 固 定 資 産	23,940	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 1,188</u>	<u>22,752</u>
有 形 固 定 資 産 合 計		13,128,509

(2) 無形固定資産

イ 電話加入権

81

無形固定資産合計

81

(3) 投資その他の資産

イ 投資有価証券

800,000

ロ 長期前払消費税

501,857

投資その他の資産合計

1,301,857

固定資産合計

14,430,447

2 流動資産

(1) 現金預金

3,583,986

(2) 未収金

3,333,569

(3) 貸倒引当金

△ 52,065

3,281,504

(4) 有価証券

199,805

(5) 貯蔵品

202,612

流動資産合計

7,267,907

資産合計

21,698,354

負債の部

3 固定負債

(1) 企業債

6,589,371

(2) 他会計借入金

469,977

(3) 引 当 金			
イ 退 職 給 付 引 当 金		<u>3,915,370</u>	
固 定 負 債 合 計			10,974,718
4 流 動 負 債			
(1) 企 業 債		723,418	
(2) 他 会 計 借 入 金		19,570	
(3) 未 払 金		2,039,914	
(4) 引 当 金			
イ 賞 与 引 当 金	595,726		
ロ 法 定 福 利 費 引 当 金	<u>113,166</u>	708,892	
(5) そ の 他 流 動 負 債		<u>25,511</u>	
流 動 負 債 合 計			3,517,305
5 繰 延 収 益			
(1) 長 期 前 受 金		14,828,105	
(2) 長 期 前 受 金 収 益 化 累 計 額		<u>△ 11,852,986</u>	
繰 延 収 益 合 計			<u>2,975,119</u>
負 債 合 計			<u><u>17,467,142</u></u>
資 本 の 部			
6 資 本 金			1,137,019
7 剰 余 金			

(1) 資 本 剩 余 金			
イ 受 贈 財 産 評 価 額	22,708		
ロ 補 助 金	5,084		
ハ 他 会 計 負 担 金	<u>473,030</u>		
資 本 剩 余 金 合 計		500,822	
(2) 利 益 剩 余 金			
イ 当 年 度 未 処 分 利 益 剩 余 金	<u>2,593,371</u>		
利 益 剩 余 金 合 計		<u>2,593,371</u>	
剩 余 金 合 計			<u>3,094,193</u>
資 本 合 計			<u>4,231,212</u>
負 債 資 本 合 計			<u><u>21,698,354</u></u>

(別表8)

令和7年度大分県病院事業注記

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法（固定資産の減損に係る部分を除く）

ア 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債権 定額法による償却原価法によっている。

その他有価証券 移動平均法による原価法によっている。

イ たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 先入先出法による原価法によっている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

ア 有形固定資産

・減価償却の方法 定額法による。

・主な耐用年数

建物 6～47年

構築物 10～50年

器械備品 3～20年

イ 無形固定資産

・減価償却の方法 定額法による。

・主な耐用年数

ソフトウェア 5年

(3) 引当金の計上方法

ア 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を計上している。

イ 賞与引当金及び法定福利費引当金

職員の期末・勤勉手当の支給及びこれに係る法定福利費の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

ウ 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率等による回収不能見込額を計上している。

(4) その他会計に関する書類作成のための基本事項

ア 消費税等の会計処理

税抜き方式によっている。

なお、長期前払消費税については、20事業年度で均等償却を行っている。

2 予定キャッシュ・フロー計算書等に関する注記

重要な非資金取引はない。

3 予定貸借対照表等に関する注記

(1) 企業債の償還に係る他会計負担金の負担

予定貸借対照表に計上されている企業債（当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内の償還予定のものも含む）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は、3,986,905千円である。

4 減損損失に関する注記

該当事項はない。

5 リース契約により使用する固定資産に関する注記

一件当たりのリース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法で会計処理を行っている。

6 重要な後発事象に関する注記

該当事項はない。

7 その他の注記

(1) 退職給付引当金の目的使用による取崩しについて

当年度において、退職手当として288,890千円を支給するため退職給付引当金288,890千円を使用する。

(2) 賞与引当金の目的使用による取崩しについて

当年度において、期末手当・勤勉手当として471,649千円を支給するため賞与引当金471,649千円を使用する。

(3) 法定福利費引当金の目的使用による取崩しについて

当年度において、期末手当・勤勉手当に係る法定福利費として79,858千円を支給するため法定福利費引当金79,858千円を使用する。

令和8年度 大分県電気事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度大分県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1	年間販売電力量	160,677,185kWh
2	主たる建設計画	
(1)	芹川第一・第二発電所リニューアル事業	2,731,215千円
(2)	桑原発発電所リニューアル事業	292,864千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入
第 1 款	電 気 事 業 収 益	3,726,864千円
第 1 項	営 業 収 益	3,462,919千円
第 2 項	財 務 収 益	57,000千円
第 3 項	事 業 外 収 益	206,645千円
第 4 項	特 別 利 益	300千円

支 出

第 1 款	電 気 事 業 費 用	3,616,429千円
第 1 項	営 業 費 用	3,045,122千円
第 2 項	財 務 費 用	46,951千円
第 3 項	事 業 外 費 用	9,741千円
第 4 項	特 別 損 失	504,615千円
第 5 項	予 備 費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,605,917千円 は、地域振興積立金 70,000千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 182,200千円、過年度分損益勘定留保資金 1,353,717千円 で補てんするものとする。）。

収 入

第 1 款	資 本 的 収 入	3,076,494千円
第 1 項	企 業 債	3,022,000千円
第 2 項	負 担 金	53,680千円
第 3 項	投 資 償 還 金	814千円

支 出

第 1 款	資 本 的 支 出	4,682,411千円
第 1 項	建 設 改 良 費	4,145,597千円
第 2 項	企 業 債 償 還 金	453,814千円

第 3 項	投 資 そ の 他 の 資 産	3,000千円
第 4 項	繰 出 金	70,000千円
第 5 項	予 備 費	10,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
芹川第一、第二発電所 ストラクチャ建設工事	令和8年度から 令和9年度まで	千円 110,000
芹川第一、第二発電所 接地工事	令和8年度から 令和9年度まで	110,000
桑原発電所リニューアル事業	令和8年度から 令和11年度まで	2,813,800
芹川第三発電所 水車発電機オーバーホール工事	令和8年度から 令和10年度まで	570,332
芹川第三発電所 调速機更新工事	令和8年度から 令和10年度まで	151,580

芹川第三発電所 今畑No.2,3ポンプオーバーホール工事	令和8年度から 令和9年度まで	47,949
北川ダム 維持放流設備改修工事	令和8年度から 令和9年度まで	198,000
北川発電所 計器用変成器更新工事	令和8年度から 令和9年度まで	22,078
花合野川発電所 G Vサーボモータ更新工事	令和8年度から 令和10年度まで	66,462
経営戦略策定支援業務委託	令和8年度から 令和9年度まで	22,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円	証書借入れ又は証券発行の方法により、財務省財政融資資金、地方公共団体金	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について)	起債年度の翌年度から、すえ置期間を含め、30年度間以内に元利均等又は元金均等の方法により償還す

<p>芹川第一・第二発電所、桑原発電所 リニューアル事業</p>	<p>3,022,000</p>	<p>融機構、銀行その他から借り入れる。 証券発行の場合、発行価格が額面金額を下回る時は、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p>	<p>て、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</p>	<p>る。 ただし、事業ごとの償還条件は、借入先の定めるところ又は発行要綱による。 なお、財政の都合により、すえ置き、償還期間中であっても償還年限を短縮し、若しくは延長し、繰上償還を行い、又は借り換えることができる。</p>				
<p>(一時借入金)</p> <p>第7条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。</p> <p>(予定支出の各項の経費の金額の流用)</p> <p>第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。</p> <p>1 営業費用と事業外費用</p> <p>(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)</p> <p>第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">1 職員給与費</td> <td style="text-align: right;">996,443千円</td> </tr> <tr> <td>2 交際費</td> <td style="text-align: right;">440千円</td> </tr> </table> <p>(たな卸資産購入限度額)</p> <p>第10条 たな卸資産の購入限度額は、22,000千円と定める。</p> <p>(添付書類)</p> <p>1 令和8年度大分県電気事業会計予算実施計画</p> <p>2 令和8年度大分県電気事業会計予定キャッシュ・フロー計算書</p>					1 職員給与費	996,443千円	2 交際費	440千円
1 職員給与費	996,443千円							
2 交際費	440千円							

- 3 令和 8 年度大分県電気事業給与費明細書
- 4 債務負担行為に関する調書
- 5 令和 8 年度大分県電気事業予定貸借対照表
- 6 令和 8 年度大分県電気事業注記
- 7 令和 7 年度大分県電気事業予定損益計算書
- 8 令和 7 年度大分県電気事業予定貸借対照表
- 9 令和 7 年度大分県電気事業注記

令和 8 年 2 月 24 日 提出

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

(別表1)

令和8年度 大分県電気事業会計予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入

款	項	目	予 定 額 (千円)	備 考
1 電気事業収益			3,726,864	
	1 営業収益		3,462,919	
		1 電力料	3,368,556	
		2 営業雑収益	94,363	
	2 財務収益		57,000	
		1 受取利息	57,000	

	3 事業外収益		206,645		
		1 長期前受金戻入	7,130		
		2 消費税還付金	166,673		
		3 雑収益	32,842		
	4 特別利益		300		
		1 固定資産売却益	100		
		2 過年度損益修正益	100		
		3 その他特別利益	100		

支 出

款	項	目	予 定 額 (千円)	備 考
1 電 気 事 業 費 用			3,616,429	
	1 營 業 費 用		3,045,122	
		1 水 力 発 電 費	2,420,122	
		2 送 電 費	204,463	
		3 一 般 管 理 費	396,716	
		4 太 陽 光 発 電 費	23,821	
	2 財 務 費 用		46,951	
		1 支 払 利 息	46,951	
	3 事 業 外 費 用		9,741	

		1 雑 損 失	9,741	
	4 特 別 損 失		504,615	
		1 固 定 資 産 売 却 損	100	
		2 過 年 度 損 益 修 正 損	100	
		3 そ の 他 特 別 損 失	504,415	
	5 予 備 費		10,000	
		1 予 備 費	10,000	

資 本 的 収 入 及 び 支 出
収 入

款	項	目	予 定 額 (千円)	備 考
1 資 本 的 収 入			3,076,494	
	1 企 業 債		3,022,000	
		1 企 業 債	3,022,000	
	2 負 担 金		53,680	
		1 共 有 者 持 分 額	53,680	
	3 投 資 償 還 金		814	
		1 投 資 有 価 証 券 償 還 金	814	

支 出				
款	項	目	予 定 額 (千円)	備 考
1 資 本 的 支 出			4,682,411	
	1 建 設 改 良 費		4,145,597	
		1 水 力 発 電 設 備	3,379,107	
		2 送 電 設 備	547,758	
		3 業 務 設 備	218,732	
	2 企 業 債 償 還 金		453,814	
		1 元 金 償 還 金	453,814	
	3 投 資 そ の 他 の 資 産		3,000	
		1 そ の 他 投 資	3,000	

	4 繰 出 金		70,000	
		1 一 般 会 計 繰 出 金	70,000	
	5 予 備 費		10,000	
		1 予 備 費	10,000	

(別表2)

令和8年度 大分県電気事業会計予定キャッシュ・フロー計算書

(令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)

(単位 千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	△238,438
減価償却費	752,271
退職給付引当金の増減額	11,038
賞与引当金の増減額	△2,651
法定福利費引当金の増減額	675
修繕引当金の増減額	△141,118
特別修繕引当金の増減額	279,662
長期前受金戻入額	△7,130
固定資産の除却損	101,126
一般会計への繰出金による支出	△70,000
受取利息及び受取配当金	△57,000
支払利息	46,951
未収金の増減額	△73,121
未払金の増減額	128,456
小計	<u>730,721</u>

利息及び配当金の受取額	57,000
利息の支払額	△46,951
業務活動によるキャッシュ・フロー	740,770

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△3,791,836
有形固定資産の共有設備持分額による収入	48,792
有価証券の被償還による収入	814
その他投資による支出	△3,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△3,745,230

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	3,022,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△453,814
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,568,186

資金に係る換算差額	0
資金増加額（又は減少額）	△436,274
資金期首残高	5,786,113
資金期末残高	5,349,839

(別表3)

令和8年度 大分県電気事業給与費明細書

1 総 括

区 分		職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費 (千円)	合 計 (千円)
		特 別 職 (人)	一 般 職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 等 (千円)	計 (千円)		
本 年 度	損益勘定支弁職員 (うち会計年度任用職員)	1	87 (26)		404,615 (87,150)	336,549 (31,114)	741,164 (118,264)	128,639 (12,643)	869,803 (130,907)
	資本勘定支弁職員 (うち会計年度任用職員)		11		55,773	46,759	102,532	24,108	126,640
	合 計 (うち会計年度任用職員)	1	98 (26)		460,388 (87,150)	383,308 (31,114)	843,696 (118,264)	152,747 (12,643)	996,443 (130,907)
前 年 度	損益勘定支弁職員 (うち会計年度任用職員)	1	84 (24)		346,816 (53,985)	281,008 (24,810)	627,824 (78,795)	111,136 (7,977)	738,960 (86,772)
	資本勘定支弁職員 (うち会計年度任用職員)		11		55,619	50,497	106,116	18,234	124,350
	合 計 (うち会計年度任用職員)	1	95 (24)		402,435 (53,985)	331,505 (24,810)	733,940 (78,795)	129,370 (7,977)	863,310 (86,772)
比	損益勘定支弁職員 (うち会計年度任用職員)	0	3 (2)		57,799 (33,165)	55,541 (6,304)	113,340 (39,469)	17,503 (4,666)	130,843 (44,135)
	資本勘定支弁職員 (うち会計年度任用職員)	0	0		154	△ 3,738	△ 3,584	5,874	2,290

較	合 計 (うち会計年度任用職員)	0	3 (2)		57,953 (33,165)	51,803 (6,304)	109,756 (39,469)	23,377 (4,666)	133,133 (44,135)
---	---------------------	---	----------	--	--------------------	-------------------	---------------------	-------------------	---------------------

職員手当等の内訳	区 分	管 理 職 手 当 (千円)	扶 養 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	特 殊 現 場 作 業 手 当 (千円)	危 険 作 業 手 当 (千円)	ダ ム 業 務 手 当 (千円)	用 地 交 渉 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	休 日 勤 務 手 当 (千円)	夜 間 勤 務 手 当 (千円)	宿 日 直 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	期 末 ・ 奨 励 手 当 (千円)	退 職 給 付 費 (千円)
	本年度 (うち会計年度任用職員)	7,546	13,761	10,773	13,612 (3,626)	276	4,305	1,625	143	50	41,835 (2,379)	3,380	1,881	921	600	172,900 (25,109)	109,700
	前年度 (うち会計年度任用職員)	7,347	11,067	7,258	12,211 (2,393)	276	3,813	1,302	118	50	42,707 (1,999)	2,982	1,586	866	240	160,417 (20,418)	79,265
	比 較 (うち会計年度任用職員)	199	2,694	3,515	1,401 (1,233)	0	492	323	25	0△	872 (380)	398	295	55	360	12,483 (4,691)	30,435

2 給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明	備 考
給 料	57,953	昇給に伴う増加分	8,910	
		その他の増減分	49,043	年齢構成の変動等に伴う分
職員手当等	51,803	制度改正に伴う増加分	9,202	期末・奨励手当の支給率等の改正に伴う分
		その他の増減分	42,601	退職給付費の増加分等

(注) 「増減額」欄の金額は、7年度当初予算額との対比

3 給料及び職員手当等の状況

(1) 職員1人当たり給与

区 分		企 業 職
令和 7 年 12 月 1 日 現 在	平 均 給 料 月 額 (円)	350,212
	平 均 給 与 月 額 (円)	431,396
	平 均 年 齢 (歳)	45
令和 6 年 12 月 1 日 現 在	平 均 給 料 月 額 (円)	340,901
	平 均 給 与 月 額 (円)	413,035
	平 均 年 齢 (歳)	43
(2) 初 任 給		
区 分	企 業 職 (円)	一 般 会 計 の 制 度
		行 政 職 (円)
高 校 卒	207,500	207,500
大 学 卒	238,500	238,500
(3) 級 別 職 員 数		

区 分	企 業 職								
	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)
令和 7 年 12 月 1 日 現 在	1 級	2	3.0	6 級					
	2 級	5	7.6	7 級	5	7.6			
	3 級	16	24.2	8 級	1	1.5			
	4 級	23	34.9	9 級					
	5 級	14	21.2	計	66	100			
令和 6 年 12 月 1 日 現 在	1 級	3	4.2	6 級	1	1.4			
	2 級	4	5.6	7 級	5	7.0			
	3 級	19	26.8	8 級					
	4 級	28	39.5	9 級					
	5 級	11	15.5	計	71	100			
(級別の基準となる職務)									
区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級

企 業 職	主 事 技 師	主 事 技 師	主 査 主 任	主 幹 副 主 幹 査	課 長 補 佐 主 幹	課 長	課 長	次 長	理 事	
(4) 昇 給										
区 分			企 業 職							
本 年 度	職 員 数 (A) (人)		66							
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)		58							
	号 給 数 別 内 訳		1 号 給 (人)	2						
			2 号 給 (人)	1						
			3 号 給 (人)	1						
			4 号 給 (人)	23						
			5 号 給 (人)	31						
			6 号 給 (人)							
7 号 給 (人)										

		8号給以上(人)		
	比 率	(B)／(A) (%)	87.9	
前 年 度	職 員 数	(A) (人)	71	
	昇給に係る職員数	(B) (人)	60	
	号給数別内訳	1号給	(人)	3
		2号給	(人)	
		3号給	(人)	
		4号給	(人)	35
		5号給	(人)	20
		6号給	(人)	2
		7号給	(人)	
		8号給以上	(人)	
比 率	(B)／(A) (%)	84.5		

(5) 特殊勤務手当					
区 分		企 業 職			
給料総額に対する比率 (%)		1.3			
支給対象職員の比率 (%) (令和7年12月1日現在)		84.8			
支給対象職員1人当たり平均支給月額 (円)		7,468			
代表的な特殊勤務手当の名称		特殊現場作業手当、危険作業手当、ダム業務手当、用地交渉手当			
(6) 期末手当・奨励手当					
区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6 月 (月分)	12 月 (月分)			
本 年 度	(1.225)	(1.225)	(2.45)	有	
	2.325	2.325	4.65		
前 年 度	(1.200)	(1.200)	(2.40)	有	
	2.300	2.300	4.60		
一般会計の制度	(1.225)	(1.225)	(2.45)	有	
	2.325	2.325	4.65		
(注) () は、再任用職員分					
(7) 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当					

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最 高 限 度 (月分)	そ の 他 の 加 算 措 置 等	備 考
支 給 率 等	24.586875	33.27075	47.709	47.709		
一般会計の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709		

(8) その他の手当

区 分	一 般 会 計 の 制 度 と の 異 同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同 じ	——
住 居 手 当	同 じ	——
通 勤 手 当	同 じ	——

(別表4)

債務負担行為に関する調書

事 項	限 度 額	前年度末までの支払義務発生 (見込) 額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左の財源内訳
		期 間	金 額	期 間	金 額	企 業 債 及 び 損益勘定留保資金等
芹川第一発電所リニューアル事業 (水車発電機他更新工事等)	千円 2,260,631	令和2年度から 令和7年度まで	千円	令和8年度から 令和10年度まで	千円 2,260,631	千円 2,260,631
芹川第一発電所リニューアル事業 (水圧管路他更新工事)	4,716,240	令和5年度から 令和7年度まで	2,866,483	令和8年度から 令和11年度まで	1,849,757	1,849,757
芹川第一発電所リニューアル事業	132,000	令和6年度から 令和7年度まで	22,000	令和8年度から 令和11年度まで	110,000	110,000
芹川第一発電所リニューアル事業	176,000	令和7年度	22,000	令和8年度から 令和9年度まで	154,000	154,000

芹川第二発電所リニューアル事業 (水車発電機他更新工事等)	2,239,987	令和2年度から 令和7年度まで		令和8年度から 令和10年度まで	2,239,987	2,239,987
芹川第二発電所リニューアル事業 (水圧管路他更新工事)	3,082,420	令和4年度から 令和7年度まで	1,596,784	令和8年度から 令和10年度まで	1,485,636	1,485,636
芹川第二発電所リニューアル事業	110,000	令和6年度から 令和7年度まで	11,042	令和8年度から 令和10年度まで	98,958	98,958
芹川第一、第二発電所ストラクチャ建設工 事	110,000			令和8年度から 令和9年度まで	110,000	110,000
芹川第一、第二発電所接地工事	110,000			令和8年度から 令和9年度まで	110,000	110,000
桑原発電所リニューアル事業 (水車発電機他更新工事)	1,760,000	令和5年度から 令和7年度まで		令和8年度から 令和11年度まで	1,760,000	1,760,000
桑原発電所リニューアル事業	2,813,800			令和8年度から 令和11年度まで	2,813,800	2,813,800

発電所集中監視制御機器更新工事	1,980,000	令和6年度から 令和7年度まで		令和8年度から 令和11年度まで	1,980,000	1,980,000
芹川第三発電所 水車発電機オーバーホール工事	570,332			令和8年度から 令和10年度まで	570,332	570,332
芹川第三発電所 调速機更新工事	151,580			令和8年度から 令和10年度まで	151,580	151,580
芹川第三発電所 今畑No.2,3ポンプオーバーホール工事	47,949			令和8年度から 令和9年度まで	47,949	47,949
北川ダム 維持放流設備改修工事	198,000			令和8年度から 令和9年度まで	198,000	198,000
北川発電所 計器用変成器更新工事	22,078			令和8年度から 令和9年度まで	22,078	22,078
花合野川発電所 GVサーボモータ更新工事	66,462			令和8年度から 令和10年度まで	66,462	66,462

経営戦略策定支援業務委託	22,000			令和8年度から 令和9年度まで	22,000	22,000

(別表5)

令和8年度 大分県電気事業予定貸借対照表

(令和 9 年 3 月 31 日)

(単位 千円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 電 気 事 業 固 定 資 産

イ 水 力 発 電 設 備	31,637,689	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 17,261,888</u>	14,375,801
ロ 送 電 設 備	3,061,980	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 1,013,342</u>	2,048,638
ハ 業 務 設 備	566,211	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 130,346</u>	435,865
ニ 太 陽 光 発 電 設 備	417,836	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 282,235</u>	<u>135,601</u>

電 気 事 業 固 定 資 産 合 計

16,995,905

(2) 建 設 仮 勘 定

イ 芹川第一発電所リニューアル事業		5,383,185
-------------------	--	-----------

ロ 芹川第二発電所リニューアル事業	3,451,990		
ハ 桑原発電所リニューアル事業	<u>725,626</u>		
建設仮勘定合計		9,560,801	
(3) 事業外固定資産	<u>72,538</u>		
事業外固定資産合計		72,538	
(4) 投資その他の資産			
イ 投資有価証券	4,022,968		
ロ その他投資	<u>9,638</u>		
投資その他の資産合計		<u>4,032,606</u>	
固定資産合計			30,661,850
2 流動資産			
(1) 現金・預金		5,349,839	
(2) 未収金		637,954	
(3) 有価証券		200,814	
(4) 貯蔵品		<u>18,195</u>	
流動資産合計			<u>6,206,802</u>
資産合計			<u><u>36,868,652</u></u>

負債の部

3 固定負債

(1) 企業債

イ 建設改良費等の財源に
充てるための企業債

15,378,641

企 業 債 合 計		15,378,641	
(2) 引 当 金			
イ 退 職 給 付 引 当 金	615,968		
ロ 特 別 修 繕 引 当 金	<u>1,981,894</u>		
引 当 金 合 計		<u>2,597,862</u>	
固 定 負 債 合 計			17,976,503
4 流 動 負 債			
(1) 企 業 債			
イ 建 設 改 良 費 等 の 財 源 に 充 てる た め の 企 業 債	<u>453,814</u>		
企 業 債 合 計		453,814	
(2) 未 払 金		1,360,364	
(3) 引 当 金			
イ 賞 与 引 当 金	38,044		
ロ 法 定 福 利 費 引 当 金	<u>6,571</u>		
引 当 金 合 計		44,615	
(4) そ の 他 流 動 負 債		<u>12,623</u>	
流 動 負 債 合 計			1,871,416
5 繰 延 収 益			
(1) 長 期 前 受 金		606,895	
(2) 長 期 前 受 金 収 益 化 累 計 額		<u>△ 485,664</u>	
繰 延 収 益 合 計			<u>121,231</u>
負 債 合 計			<u><u>19,969,150</u></u>

資 本 の 部

6	資	本	金		14,705,499
7	剰	余	金		
(1)	資	本	剰	余	金
	イ	補		助	金
					5,512
	ロ	工	事	負	担
					金
					5,453
					10,965
(2)	利	益	剰	余	金
	イ	建	設	改	良
					積
					立
					金
					1,004,208
	ロ	地	域	振	興
					積
					立
					金
					280,000
	ハ	当	年	度	未
					処
					分
					利
					益
					剰
					余
					金
					898,830
					2,183,038
					2,194,003
					16,899,502
					36,868,652

(別表6)

令和8年度大分県電気事業注記

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法（固定資産の減損に係る部分を除く）

ア 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券取得価額をもって帳簿価額とする。（ただし、額面金額より高い価額で取得した場合は償却原価法による）

・その他有価証券 直近の取扱残高報告書に基づく時価法

イ たな卸資産の評価基準及び評価方法

・貯蔵品 移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

ア 有形固定資産

定額法による。

・主な耐用年数

建物	8～41年
構築物	10～57年
機械及び装置	6～22年

イ 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法による。

ウ リース資産

リース資産として計上すべきリース取引はない。

(3) 引当金の計上方法

ア 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度末における退職手当の要支給額に相当する金額のうち、一般会計等が負担すると見込まれる金額を除く額を計上している。

イ 賞与引当金

職員の期末・奨励手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込み額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

ウ 法定福利費引当金

職員の期末・奨励手当の支給に係る法定福利費に対して備えるため、当年度末における支給見込み額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

エ 特別修繕引当金

水車発電機のオーバーホールに係る支出に備えるため、前回の定期修繕の実績額を基礎とした支出見込み額のうち、前回の定期修繕の日から当年度末までの期間に対応する額を計上している。

オ 修繕引当金

固定資産の修繕費用の支出に備えるため、平成25年度末において修繕準備引当金として計上していた額のうち、特別修繕引当金を除いた額を計上している。

(4) その他会計に関する書類の作成のための基本となる重要な事項

ア 消費税等の会計処理

税抜き方式によっている。

2 予定キャッシュ・フロー計算書等に関する注記

重要な非資金取引はない。

3 予定貸借対照表等に関する注記

該当事項はない。

4 セグメント情報に関する注記

報告セグメントの概要

大分県電気事業会計は、地域開発の一環として発電所を建設し、その発生電力を企業等に供給しており、「水力発電事業」「太陽光発電事業」の2つを報告セグメントとしている。

報告セグメントの事業内容及び財務情報の内訳は以下のとおりである。

事業区分	事業の内容
水力発電事業	発電事業のうち、水力により発電する事業
太陽光発電事業	発電事業のうち、太陽電池により発電する事業

(単位：千円)

	水力発電事業	太陽光発電事業	合 計
営業収益	3,091,211	57,807	3,149,018
営業費用	2,927,023	23,511	2,950,534
営業損益	164,188	34,296	198,484
経常損益	194,298	34,474	228,772
セグメント資産	36,733,051	135,601	36,868,652
セグメント負債	19,968,242	908	19,969,150
その他の項目			
減価償却費	733,446	18,825	752,271
特別利益	300	0	300
特別損失	467,510	0	467,510
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	2,908,472	△ 18,825	2,889,647

5 減損損失に関する注記

該当事項はない。

6 リース契約により使用する固定資産に関する注記

(1) 賃貸借処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引に関する事項

・当該年度末日における未経過リース料相当額

1年内	5,498千円
1年超	7,873千円
<hr/>	
計	13,371千円

7 重要な後発事象に関する注記

該当事項はない。

8 その他の注記

(1) 退職給付引当金の目的使用による取崩しについて

当年度において、退職手当として54,643千円を支給するため退職給付引当金54,643千円を使用する。

(2) 賞与引当金の目的使用による取崩しについて

当年度において、期末・奨励手当として40,695千円を支給するため賞与引当金40,695千円を使用する。

(3) 法定福利費引当金の目的使用による取崩しについて

当年度において、期末・奨励手当に係る法定福利費として5,896千円を支給するため法定福利費引当金5,896千円を使用する。

(4) 修繕引当金の目的使用による取崩しについて

当年度において、修繕工事に使用するため従前の例に則り修繕引当金141,118千円を使用する。

(5) 予定貸借対照表について

当年度予定貸借対照表の当年度未処分利益剰余金には、当年度当初予算における資本的収支差額を補てんする必要から当年度中に地域振興積立金の取崩しを行うため、当該積立金取崩額70,000千円を含む。

(別表7)

令和7年度 大分県電気事業予定損益計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位 千円)

1	営	業	収	益		
(1)	電	力	料		2,912,228	
(2)	営	業	雑	収	81,628	2,993,856
2	営	業	費	用		
(1)	水	力	発	電	2,232,061	
(2)	送	電	費		163,027	
(3)	一	般	管	理	360,650	
(4)	太	陽	光	発	25,412	2,781,150
	営	業	利	益		212,706
3	財	務	収	益		
(1)	受	取	利	息	52,000	52,000
4	事	業	外	収	益	
(1)	長	期	前	受	7,130	
(2)	雑	収	益		24,227	31,357

5 財 務 費 用

(1) 支 払 利 息

49,805

49,805

6 事 業 外 費 用

(1) 雑 損 失

9,627

9,627

23,925

経 常 利 益

236,631

7 特 別 利 益

(1) 固 定 資 産 売 却 益

100

(2) 過 年 度 損 益 修 正 益

100

(3) そ の 他 特 別 利 益

100

300

8 特 別 損 失

(1) 固 定 資 産 売 却 損

100

(2) 過 年 度 損 益 修 正 損

100

(3) そ の 他 特 別 損 失

898,791

898,991

9 予 備 費

(1) 予 備 費

10,000

10,000

△ 908,691

当 年 度 純 利 益

△ 672,060

前 年 度 繰 越 利 益 剰 余 金

1,355,515

そ の 他 未 処 分 利 益 剰 余 金 変 動 額

453,813

当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金

1,137,268

(別表8)

令和7年度 大分県電気事業予定貸借対照表

(令 和 8 年 3 月 31 日)

(単位 千円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 電 気 事 業 固 定 資 産

イ 水 力 発 電 設 備	31,495,394	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 16,608,254</u>	14,887,140
ロ 送 電 設 備	2,641,135	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 973,302</u>	1,667,833
ハ 業 務 設 備	367,365	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 90,574</u>	276,791
ニ 太 陽 光 発 電 設 備	417,836	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 263,410</u>	<u>154,426</u>

電 気 事 業 固 定 資 産 合 計

16,986,190

(2) 建 設 仮 勘 定

イ 芹川第一発電所リニューアル事業		3,709,086
-------------------	--	-----------

ロ 芹川第二発電所リニューアル事業	2,516,404		
ハ 桑原発電所リニューアル事業	455,378		
建設仮勘定合計		6,680,868	
(3) 事業外固定資産	72,538		
事業外固定資産合計		72,538	
(4) 投資その他の資産			
イ 投資有価証券	4,023,782		
ロ その他の投資	6,638		
投資その他の資産合計		4,030,420	
固定資産合計			27,770,016
2 流動資産			
(1) 現金・預金		5,786,113	
(2) 未収金		564,834	
(3) 有価証券		200,814	
(4) 貯蔵品		18,195	
流動資産合計			6,569,956
資産合計			34,339,972

負債の部

3 固定負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	12,810,455		
企業債合計		12,810,455	

(2) 引 当 金			
イ 退職給付引当金	604,930		
ロ 修繕引当金	141,118		
ハ 特別修繕引当金	<u>1,702,233</u>		
引当金合計		<u>2,448,281</u>	
固定負債合計			15,258,736
4 流動負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	<u>453,814</u>		
企業債合計		453,814	
(2) 未払金		1,231,907	
(3) 引当金			
イ 賞与引当金	40,695		
ロ 法定福利費引当金	<u>5,896</u>		
引当金合計		46,591	
(4) その他流動負債		<u>12,623</u>	
流動負債合計			1,744,935
5 繰延収益			
(1) 長期前受金		606,895	
(2) 長期前受金収益化累計額		<u>△ 478,534</u>	
繰延収益合計			<u>128,361</u>
負債合計			<u><u>17,132,032</u></u>

資 本 の 部

6	資	本	金		14,705,499
7	剰	余	金		
(1)	資	本	剰	余	金
	イ	補		助	金
					5,512
	ロ	工	事	負	担
					金
					5,453
					10,965
(2)	利	益	剰	余	金
	イ	建	設	改	良
					積
					立
					金
					1,004,208
	ロ	地	域	振	興
					積
					立
					金
					350,000
	ハ	当	年	度	未
					処
					分
					利
					益
					剰
					余
					金
					1,137,268
					2,491,476
					2,502,441
					17,207,940
					34,339,972

(別表9)

令和7年度大分県電気事業注記

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法（固定資産の減損に係る部分を除く）

ア 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券取得価額をもって帳簿価額とする。（ただし、額面金額より高い価額で取得した場合は償却原価法による）

・その他有価証券 直近の取扱残高報告書に基づく時価法

イ たな卸資産の評価基準及び評価方法

・貯蔵品 移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

ア 有形固定資産

定額法による。

・主な耐用年数

建物 8～41年

構築物 10～57年

機械及び装置 6～22年

イ 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法による。

ウ リース資産

リース資産として計上すべきリース取引はない。

(3) 引当金の計上方法

ア 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度末における退職手当の要支給額に相当する金額のうち、一般会計等が負担すると見込まれる金額を除く額を計上している。

イ 賞与引当金

職員の期末・奨励手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込み額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

ウ 法定福利費引当金

職員の期末・奨励手当の支給に係る法定福利費に対して備えるため、当年度末における支給見込み額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

エ 特別修繕引当金

水車発電機のオーバーホールに係る支出に備えるため、前回の定期修繕の実績額を基礎とした支出見込み額のうち、前回の定期修繕の日から当年度末までの期間に対応する額を計上している。

オ 修繕引当金

固定資産の修繕費用の支出に備えるため、平成25年度末において修繕準備引当金として計上していた額のうち、特別修繕引当金を除いた額を計上している。

(4) その他会計に関する書類の作成のための基本となる重要な事項

ア 消費税等の会計処理

税抜き方式によっている。

2 予定キャッシュ・フロー計算書等に関する注記

重要な非資金取引はない。

3 予定貸借対照表等に関する注記

該当事項はない。

4 セグメント情報に関する注記

報告セグメントの概要

大分県電気事業会計は、地域開発の一環として発電所を建設し、その発生電力を企業等に供給しており、「水力発電事業」「太陽光発電事業」の2つを報告セグメントとしている。

報告セグメントの事業内容及び財務情報の内訳は以下のとおりである。

事業区分	事業の内容
水力発電事業	発電事業のうち、水力により発電する事業
太陽光発電事業	発電事業のうち、太陽電池により発電する事業

(単位：千円)

	水力発電事業	太陽光発電事業	合 計
営業収益	2,945,833	48,023	2,993,856
営業費用	2,755,738	25,412	2,781,150
営業損益	190,095	22,611	212,706
経常損益	203,842	22,789	226,631
セグメント資産	33,980,009	153,379	34,133,388
セグメント負債	17,511,262	1,086	17,512,348
その他の項目			
減価償却費	742,333	21,022	763,355
特別利益	300	0	300
特別損失	898,791	0	898,791
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	2,484,350	△ 21,022	2,463,328

5 減損損失に関する注記

該当事項はない。

6 リース契約により使用する固定資産に関する注記

(1) 賃貸借処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引に関する事項

・当該年度末日における未経過リース料相当額

1年内	5,498千円
1年超	13,370千円
計	18,868千円

7 重要な後発事象に関する注記

該当事項はない。

8 その他の注記

(1) 退職給付引当金の目的使用による取崩しについて

当年度において、退職手当として50,372千円を支給するため退職給付引当金50,372千円を使用する。

(2) 賞与引当金の目的使用による取崩しについて

当年度において、期末・奨励手当として33,871千円を支給するため賞与引当金33,871千円を使用する。

(3) 法定福利費引当金の目的使用による取崩しについて

当年度において、期末・奨励手当に係る法定福利費として5,803千円を支給するため法定福利費引当金5,803千円を使用する。

(4) 修繕引当金の目的使用による取崩しについて

当年度において、修繕工事に使用するため従前の例に則り修繕引当金147,808千円を使用する。

(5) 予定貸借対照表について

当年度予定貸借対照表の当年度未処分利益剰余金には、当年度当初予算における資本的収支差額を補てんする必要から当年度中に地域振興積立金の取崩しを行うため、当該積立金取崩額70,000千円を含む。

第13号議案

令和8年度 大分県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度大分県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 給水事業所数	49事業所
2 年間総給水量	205,633,700m ³
3 1日平均給水量	563,380m ³
4 主たる建設計画	
(1) 判田浄水場脱水機更新事業	1,090,806千円
(2) 水質計器更新工事	60,628千円
(3) 小池原接合井耐震補強工事	34,980千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入
第 1 款	工業用水道事業収益	2,560,004千円
第 1 項	営業収益	2,274,894千円
第 2 項	営業外収益	284,810千円

第 3 項 特 別 利 益 300千円

支 出

第 1 款	工 業 用 水 道 事 業 費 用	3,078,793千円
第 1 項	営 業 費 用	2,812,755千円
第 2 項	営 業 外 費 用	23,221千円
第 3 項	特 別 損 失	187,817千円
第 4 項	予 備 費	55,000千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 153,313千円 は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 153,313千円 で補てんするものとする。）。

収 入

第 1 款	資 本 的 収 入	1,769,340千円
第 1 項	企 業 債	1,480,000千円
第 2 項	補 助 金	4,000千円
第 3 項	負 担 金	285,197千円
第 4 項	投 資 償 還 金	143千円

支 出

第 1 款	資 本 的 支 出	1,922,653千円
第 1 項	建 設 改 良 費	1,859,204千円

第 2 項	企 業 債 償 還 金	53,449千円
第 3 項	予 備 費	10,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
判田1・2号線埋設管路補修工事	令和8年度から 令和9年度まで	千円 837,909
判田浄水場監視制御装置機能増設工事	令和8年度から 令和9年度まで	262,567
PAC貯槽設備改良工事	令和8年度から 令和9年度まで	233,200
大津留浄水場沈殿池INV盤更新工事	令和8年度から 令和9年度まで	151,532
小池原接合井耐震補強工事	令和8年度から 令和9年度まで	114,904

大津留浄水場老朽化対策事業	令和8年度から 令和9年度まで	110,770
判田1・2号線弁室改修工事	令和8年度から 令和9年度まで	101,391
丹生川水管橋塗装工事	令和8年度から 令和9年度まで	85,591
施設台帳システム構築業務委託	令和8年度から 令和9年度まで	52,470
萩原水管橋塗装工事	令和8年度から 令和9年度まで	46,304
経営戦略策定支援業務委託	令和8年度から 令和9年度まで	18,645
更新計画策定支援業務委託	令和8年度から 令和9年度まで	17,490

大津留浄水場濃縮槽攪拌機制御盤更新工事	令和8年度から 令和9年度まで	14,845		
関門水管橋塗装工事	令和8年度から 令和9年度まで	12,060		
(企業債)				
第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。				
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
大分工業用水道老朽化対策事業	千円 1,480,000	証書借入れ又は証券発行の方法により、財務省財政融資資金、地方公共団体金融機構、銀行その他から借り入れる。 証券発行の場合、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債年度の翌年度から、すえ置期間を含め、30年度間以内に元利均等又は元金均等の方法により償還する。 ただし、事業ごとの償還条件は、借入先の定めるところ又は発行要綱による。 なお、財政の都合により、すえ置き、償還期間中であっても償還年限を短縮し、若しくは延長し、繰上償還を行い、又は借り換えることができる。
(一時借入金)				
第7条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。				

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1 営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1 職 員 給 与 費	560,242千円
2 交 際 費	110千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、35,000千円 と定める。

(添付書類)

- 1 令和8年度大分県工業用水道事業会計予算実施計画
- 2 令和8年度大分県工業用水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書
- 3 令和8年度大分県工業用水道事業給与費明細書
- 4 債務負担行為に関する調書
- 5 令和8年度大分県工業用水道事業予定貸借対照表
- 6 令和8年度大分県工業用水道事業注記
- 7 令和7年度大分県工業用水道事業予定損益計算書
- 8 令和7年度大分県工業用水道事業予定貸借対照表
- 9 令和7年度大分県工業用水道事業注記

令和 8 年 2 月 24 日 提 出

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

(別表1)

令和8年度 大分県工業用水道事業会計予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入

款	項	目	予 定 額 (千円)	備 考
1 工業用水道事業収益			2,560,004	
	1 営業収益		2,274,894	
		1 給水収益	2,264,641	
		2 その他営業収益	10,253	
	2 営業外収益		284,810	
		1 受取利息及び配当金	34,900	

		2 長期前受金戻入	144,344	
		3 消費税及び 地方消費税還付金	71,711	
		4 雑収益	33,855	
	3 特別利益		300	
		1 固定資産売却益	100	
		2 過年度損益修正益	100	
		3 その他特別利益	100	

支 出

款	項	目	予 定 額 (千円)	備 考	
1	工業用水道事業費用		3,078,793		
	1	営業費用	2,812,755		
		1	原水及び浄水費	1,093,570	
		2	配水及び給水費	633,542	
		3	総 係 費	247,924	
		4	減 価 償 却 費	811,998	
		5	資 産 減 耗 費	25,721	
	2	営業外費用	23,221		
		1	支払利息及び企業債 取 扱 諸 費	14,176	

		2 雑 支 出	9,045	
	3 特 別 損 失		187,817	
		1 固 定 資 産 売 却 損	100	
		2 過 年 度 損 益 修 正 損	100	
		3 そ の 他 特 別 損 失	187,617	
	4 予 備 費		55,000	
		1 予 備 費	55,000	

資 本 的 収 入 及 び 支 出
収 入

款	項	目	予 定 額 (千円)	備 考
1 資 本 的 収 入			1,769,340	
	1 企 業 債		1,480,000	
		1 企 業 債	1,480,000	
	2 補 助 金		4,000	
		1 国 庫 補 助 金	4,000	
	3 負 担 金		285,197	
		1 工 事 負 担 金	39,644	
		2 大 分 市 負 担 金	245,553	

	4 投資償還金		143	
		1 投資有価証券償還金	143	

支 出

款	項	目	予 定 額 (千円)	備 考
1 資 本 的 支 出			1,922,653	
	1 建 設 改 良 費		1,859,204	
		1 施 設 改 良 費	1,847,158	
		2 大津留浄水場老朽化・ 減災対策事業費	12,046	
	2 企 業 債 償 還 金		53,449	
		1 元 金 償 還 金	53,449	
	3 予 備 費		10,000	
		1 予 備 費	10,000	

(別表2)

令和8年度 大分県工業用水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書

(令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)

(単位 千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	△655,283
減価償却費	811,998
退職給付引当金の増減額	58,273
賞与引当金の増減額	△10
法定福利費引当金の増減額	509
修繕引当金の増減額	△24,898
長期前受金戻入額	△144,344
固定資産の除却損	127,996
受取利息及び受取配当金	△34,900
支払利息	14,176
貯蔵品の増減額	△20,000
未収金の増減額	△215,718
未払金の増減額	629,259
小計	547,058
利息及び配当金の受取額	34,900

利息の支払額	△14,176
業務活動によるキャッシュ・フロー	567,782
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△1,701,202
有形固定資産の共有設備持分額による収入	223,229
工事負担金収入	36,040
補助金収入	4,000
有価証券の被償還による収入	143
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,437,790
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	1,480,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△53,449
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,426,551
資金に係る換算差額	0
資金増加額（又は減少額）	556,543
資金期首残高	6,465,849
資金期末残高	7,022,392

(別表3)

令和8年度 大分県工業用水道事業給与費明細書

1 総 括

区 分		職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費 (千円)	合 計 (千円)
		特 別 職 (人)	一 般 職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 等 (千円)	計 (千円)		
本 年 度	損益勘定支弁職員 (うち会計年度任用職員)		50 (11)		228,046 (36,772)	242,542 (12,298)	470,588 (49,070)	78,362 (3,290)	548,950 (52,360)
	資本勘定支弁職員 (うち会計年度任用職員)		1		5,886	3,224	9,110	2,182	11,292
	合 計 (うち会計年度任用職員)		51 (11)		233,932 (36,772)	245,766 (12,298)	479,698 (49,070)	80,544 (3,290)	560,242 (52,360)
前 年 度	損益勘定支弁職員 (うち会計年度任用職員)		48 (9)		191,770 (21,019)	190,714 (7,854)	382,484 (28,873)	68,385 (2,954)	450,869 (31,827)
	資本勘定支弁職員 (うち会計年度任用職員)								
	合 計 (うち会計年度任用職員)		48 (9)		191,770 (21,019)	190,714 (7,854)	382,484 (28,873)	68,385 (2,954)	450,869 (31,827)
比	損益勘定支弁職員 (うち会計年度任用職員)		2 (2)		36,276 (15,753)	51,828 (4,444)	88,104 (20,197)	9,977 (336)	98,081 (20,533)

較	資本勘定支弁職員 (うち会計年度任用職員)		1		5,886	3,224	9,110	2,182	11,292
	合 計 (うち会計年度任用職員)		3 (2)		42,162 (15,753)	55,052 (4,444)	97,214 (20,197)	12,159 (336)	109,373 (20,533)

職員手当等の内訳	区 分	管 理 職 手 当 (千円)	扶 養 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	特 殊 現 場 作 業 手 当 (千円)	危 険 作 業 手 当 (千円)	用 地 交 渉 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	休 日 勤 務 手 当 (千円)	夜 間 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	期 末 ・ 奨 励 手 当 (千円)	退 職 給 付 費 (千円)
	本年度 (うち会計年度任用職員)	5,387	5,388	4,399	7,524 (1,453)	276	1,728	406	50	17,694 (240)	4,388	3,229	151	87,348 (10,605)	107,798
	前年度 (うち会計年度任用職員)	5,387	5,334	3,403	4,727 (900)	276	1,514	341	50	13,501 (199)	4,238	2,760	132	74,816 (6,755)	74,235
	比 較 (うち会計年度任用職員)	0	54	996	2,797 (553)	0	214	65	0	4,193 (41)	150	469	19	12,532 (3,850)	33,563

2 給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	42,162	昇給に伴う増加分	5,508		
		その他の増減分	36,654		年齢構成の変動等に伴う分
職員手当等	55,052	制度改正に伴う増加分	4,789		期末・奨励手当の支給率等の改正に伴う分
		その他の増減分	50,263		退職給付費の増加分等

(注) 「増減額」欄の金額は、7年度当初予算額との対比

3 給料及び職員手当等の状況

(1) 職員1人当たり給与

区		分	企	業	職
令和7年12月1日現在		平均給料月額 (円)	324,821		
		平均給与月額 (円)	398,283		
		平均年齢 (歳)	41		
令和6年12月1日現在		平均給料月額 (円)	327,204		
		平均給与月額 (円)	398,361		
		平均年齢 (歳)	42		
(2) 初任給					
区	分	企	業	一般会計の制度	
				職 (円)	行政職 (円)
高	校	卒	207,500	207,500	

大 学 卒	238,500			238,500		
(3) 級 別 職 員 数						
区 分	企 業 職					
	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)
令 和 7 年 12 月 1 日 現 在	1 級	5	13.5	6 級	1	2.7
	2 級	6	16.2	7 級	3	8.1
	3 級	6	16.2	8 級		
	4 級	7	18.9	9 級		
	5 級	9	24.4	計	37	100
令 和 6 年 12 月 1 日 現 在	1 級	3	7.7	6 級	1	2.6
	2 級	6	15.4	7 級	3	7.7
	3 級	8	20.5	8 級		
	4 級	4	10.2	9 級	1	2.6

	5 級	13	33.3	計	39	100			
(級別の基準となる職務)									
区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
企 業 職	主 事 技 師	主 事 技 師	主 査 主 任	主 幹 副 主 幹 主 査	課 長 補 佐 主 幹	課 長	課 長	次 長	理 事
(4) 昇 給									
区 分			企 業 職						
本 年	職 員 数 (A) (人)		37						
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)		34						
	号 給 数 別 内 訳		1 号 給 (人)	1					
			2 号 給 (人)						
			3 号 給 (人)						
4 号 給 (人)			15						

度		5号給(人)	18	
		6号給(人)		
		7号給(人)		
		8号給以上(人)		
	比 率 (B)／(A) (%)		91.9	
前 年	職 員 数 (A) (人)		39	
	昇給に係る職員数 (B) (人)		37	
	号給数別内訳	1号給(人)		3
		2号給(人)		
		3号給(人)		
		4号給(人)		14
		5号給(人)		18
6号給(人)			2	

度		7号給(人)			
		8号給以上(人)			
	比 率	(B)／(A) (%)	94.9		
(5) 特殊勤務手当					
区 分		企 業 職			
給料総額に対する比率 (%)		0.9			
支給対象職員の比率 (%) (令和7年12月1日現在)		54.0			
支給対象職員1人当たり平均支給月額 (円)		5,424			
代表的な特殊勤務手当の名称		特殊現場作業手当、危険作業手当、用地交渉手当			
(6) 期末手当・奨励手当					
区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6 月 (月分)	12 月 (月分)			
本 年 度	(1.225) 2.325	(1.225) 2.325	(2.45) 4.65	有	

前 年 度	(1.200) 2.300	(1.200) 2.300	(2.40) 4.60	有	
一般会計の制度	(1.225) 2.325	(1.225) 2.325	(2.45) 4.65	有	

(注) () は、再任用職員分

(7) 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の 加算措置等	備 考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709		
一般会計の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709		

(8) その他の手当

区 分	一般会計の制度との異同	差異の 内 容
扶 養 手 当	同 じ	——
住 居 手 当	同 じ	——
通 勤 手 当	同 じ	——

(別表4)

債務負担行為に関する調書

事 項	限 度 額	前年度末までの支払義務発生 (見込) 額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左の財源内訳
		期 間	金 額	期 間	金 額	企 業 債 及 び 損益勘定留保資金等
判田汚泥処理棟脱水機更新事業	千円 2,562,274	令和5年度から 令和7年度まで	千円	令和8年度から 令和9年度まで	千円 2,562,274	千円 2,562,274
判田1・2号線埋設管路補修工事	837,909			令和8年度から 令和9年度まで	837,909	837,909
判田浄水場特高変電所高圧盤更新工事	693,856	令和7年度		令和8年度から 令和9年度まで	693,856	693,856
判田揚水ポンプ場高圧盤更新工事	507,474	令和7年度		令和8年度から 令和9年度まで	507,474	507,474

判田浄水場監視制御装置機能増設工事	262,567			令和8年度から 令和9年度まで	262,567	262,567
PAC貯槽設備改良工事	233,200			令和8年度から 令和9年度まで	233,200	233,200
判田汚泥処理棟受変電設備更新工事	213,010	令和6年度から 令和7年度まで		令和8年度から 令和9年度まで	213,010	213,010
大津留浄水場沈殿池INV盤更新工事	151,532			令和8年度から 令和9年度まで	151,532	151,532
小池原接合井耐震補強工事	114,904			令和8年度から 令和9年度まで	114,904	114,904
大津留浄水場老朽化対策事業	110,770			令和8年度から 令和9年度まで	110,770	110,770
判田1・2号線弁室改修工事	101,391			令和8年度から 令和9年度まで	101,391	101,391

丹生川水管橋塗装工事	85,591			令和8年度から 令和9年度まで	85,591	85,591
施設台帳システム構築業務委託	52,470			令和8年度から 令和9年度まで	52,470	52,470
萩原水管橋塗装工事	46,304			令和8年度から 令和9年度まで	46,304	46,304
経営戦略策定支援業務委託	18,645			令和8年度から 令和9年度まで	18,645	18,645
更新計画策定支援業務委託	17,490			令和8年度から 令和9年度まで	17,490	17,490
大津留浄水場濃縮槽攪拌機制御盤更新工事	14,845			令和8年度から 令和9年度まで	14,845	14,845
関門水管橋塗装工事	12,060			令和8年度から 令和9年度まで	12,060	12,060

(別表5)

令和8年度 大分県工業用水道事業予定貸借対照表

(令和9年3月31日)

(単位 千円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

イ 土 地		906,682
ロ 建 物	2,164,532	
建物減価償却累計額	<u>△ 1,235,888</u>	928,644
ハ 構 築 物	24,310,056	
構築物減価償却累計額	<u>△ 15,807,999</u>	8,502,057
ニ 機 械 及 び 装 置	11,100,868	
機械及び装置減価償却累計額	<u>△ 6,579,581</u>	4,521,287
ホ 車 両 運 搬 具	19,857	
車両運搬具減価償却累計額	<u>△ 10,877</u>	8,980
ヘ 船 舶	110	
船舶減価償却累計額	<u>△ 105</u>	5

ト 工具、器具及び諸備品	70,716		
工具、器具及び諸備品減価償却累計額	<u>△ 56,441</u>	<u>14,275</u>	
有形固定資産合計			14,881,930
(2) 建設仮勘定			
イ 大津留浄水場老朽化・減災 対策事業		<u>11,979</u>	
建設仮勘定合計			11,979
(3) 無形固定資産			
イ 施設利用権		49,461	
ロ 電話加入権		16	
ハ 水利権		<u>463</u>	
無形固定資産合計			49,940
(4) 投資その他の資産			
イ 投資有価証券		3,022,833	
ロ その他の投資		<u>883,000</u>	
投資その他の資産合計			<u>3,905,833</u>
固定資産合計			18,849,682
2 流動資産			
(1) 現金・預金			7,022,392
(2) 未収金			475,393
(3) 有価証券			200,144
(4) 貯蔵品			217,738
(5) 前払費用			265

(6) 前	払	金		<u>82,000</u>	
	流	動	資	産	合
					計
	資	産	合	計	
					<u>7,997,932</u>
					<u>26,847,614</u>

負 債 の 部

3 固 定 負 債

(1) 企	業	債			
イ	建	設	改	良	費
	充	て	る	た	め
					の
					財
					源
					に
					債
					合
					計
				<u>2,256,058</u>	
					2,256,058
(2) 引	当	金			
イ	退	職	給	付	引
					当
					金
				459,230	
ロ	修	繕	引	当	金
				<u>783,847</u>	
					1,243,077
					<u>1,243,077</u>
					固
					定
					負
					債
					合
					計
					3,499,135

4 流 動 負 債

(1) 企	業	債			
イ	建	設	改	良	費
	充	て	る	た	め
					の
					財
					源
					に
					債
					合
					計
				<u>84,878</u>	
					84,878
(2) 未	払	金			
					1,578,247
(3) 引	当	金			
イ	賞	与	引	当	金
				21,467	

ロ 法定福利費引当金	3,694		
引当金合計		25,161	
(4) その他流動負債		31,259	
流動負債合計			1,719,545
5 繰延収益			
(1) 長期前受金		10,164,718	
(2) 長期前受金収益化累計額		△ 7,880,500	
繰延収益合計			2,284,218
負債合計			7,502,898
資 本 の 部			
6 資 本 金			15,704,896
7 剰 余 金			
(1) 資 本 剰 余 金			
イ 受贈財産評価額	22,434		
ロ 補助金	109,956		
ハ 工事負担金	124,513		
資本剰余金合計		256,903	
(2) 利 益 剰 余 金			
イ 利益積立金	75,000		
ロ 建設改良積立金	1,083,853		
ハ 水源開発積立金	843,000		

二 当年度未处分利益剩余金	<u>1,381,064</u>		
利 益 剩 余 金 合 計		<u>3,382,917</u>	
剩 余 金 合 計			<u>3,639,820</u>
資 本 合 計			<u>19,344,716</u>
負 債 資 本 合 計			<u><u>26,847,614</u></u>

(別表6)

令和8年度大分県工業用水道事業注記

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法（固定資産の減損に係る部分を除く）

ア 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券取得価額をもって帳簿価額とする。（ただし、額面金額より高い価額で取得した場合は償却原価法による）

・その他有価証券 直近の取扱残高報告書に基づく時価法

イ たな卸資産の評価基準及び評価方法

・貯蔵品 移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

ア 有形固定資産

定額法による。

・主な耐用年数

建物 7～38年

構築物 10～58年

機械及び装置 6～20年

イ 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法による。

ウ リース資産

リース資産として計上すべきリース取引はない。

(3) 引当金の計上方法

ア 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度末における退職手当の要支給額に相当する金額のうち、一般会計等が負担すると見込まれる金額を除く額を計上している。

イ 賞与引当金

職員の期末・奨励手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込み額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

ウ 法定福利費引当金

職員の期末・奨励手当の支給に係る法定福利費に対して備えるため、当年度末における支給見込み額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

エ 修繕引当金

固定資産の修繕費用の支出に備えるため、平成25年度末において修繕準備引当金として計上していた額を計上している。

(4) その他会計に関する書類の作成のための基本となる重要な事項

ア 消費税等の会計処理

税抜き方式によっている。

2 予定キャッシュ・フロー計算書等に関する注記

重要な非資金取引はない。

3 予定貸借対照表等に関する注記

該当事項はない。

4 セグメント情報に関する注記

工業用水道事業は、報告セグメントが単一であるため、記載を省略している。

5 減損損失に関する注記

該当事項はない。

6 リース契約により使用する固定資産に関する注記

(1) 賃貸借処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引に関する事項

・当該年度末日における未経過リース料相当額

1年内	2,896千円
1年超	4,127千円
<hr/>	
計	7,023千円

7 重要な後発事象に関する注記

該当事項はない。

8 その他の注記

(1) 退職給付引当金の目的使用による取崩しについて

当年度において、退職手当として49,525千円を支給するため退職給付引当金49,525千円を使用する。

(2) 賞与引当金の目的使用による取崩しについて

当年度において、期末・奨励手当として21,477千円を支給するため賞与引当金21,477千円を使用する。

(3) 法定福利費引当金の目的使用による取崩しについて

当年度において、期末・奨励手当に係る法定福利費として3,185千円を支給するため法定福利費引当金3,185千円を使用する。

(4) 修繕引当金の目的使用による取崩しについて

当年度において、修繕工事に使用するため従前の例に則り修繕引当金24,898千円を使用する。

(別表7)

令和7年度 大分県工業用水道事業予定損益計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位 千円)

1 営業収益

(1) 給水収益

2,058,765

(2) その他営業収益

8,240

2,067,005

2 営業費用

(1) 原水及び浄水費

830,867

(2) 配水及び給水費

348,772

(3) 総係費

188,373

(4) 減価償却費

782,701

(5) 資産減耗費

26,166

2,176,879

営業損失

109,874

3 営業外収益

(1) 受取利息及び配当金

32,100

(2) 長期前受金戻入

136,201

(3) 雑収益

25,269

193,570

4 営業外費用

(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	2,665		
(2) 雑支出	8,266	10,931	182,639
経常利益			72,765

5 特別利益

(1) 固定資産売却益	100		
(2) 過年度損益修正益	100		
(3) その他特別利益	100	300	

6 特別損失

(1) 固定資産売却損	100		
(2) 過年度損益修正損	100		
(3) その他特別損失	100	300	

7 予備費

(1) 予備費	55,000	55,000	△ 55,000
---------	--------	--------	----------

当年度純利益

17,765

前年度繰越利益剰余金

1,957,052

その他未処分利益剰余金変動額

61,530

当年度未処分利益剰余金

2,036,347

(別表8)

令和7年度 大分県工業用水道事業予定貸借対照表

(令和8年3月31日)

(単位 千円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

イ 土 地		906,682
ロ 建 物	2,144,653	
建物減価償却累計額	<u>△ 1,191,125</u>	953,528
ハ 構 築 物	24,155,281	
構築物減価償却累計額	<u>△ 15,393,776</u>	8,761,505
ニ 機 械 及 び 装 置	11,271,905	
機械及び装置減価償却累計額	<u>△ 7,570,887</u>	3,701,018
ホ 車 両 運 搬 具	17,286	
車両運搬具減価償却累計額	<u>△ 13,243</u>	4,043
ヘ 船 舶	110	
船舶減価償却累計額	<u>△ 105</u>	5

ト 工具、器具及び諸備品	65,943		
工具、器具及び諸備品減価償却累計額	<u>△ 48,808</u>	<u>17,135</u>	
有形固定資産合計			14,343,916
(2) 無形固定資産			
イ 施設利用権		61,234	
ロ 電話加入権		16	
ハ 水利権		<u>704</u>	
無形固定資産合計			61,954
(3) 投資その他の資産			
イ 投資有価証券		3,022,976	
ロ その他投資		<u>883,000</u>	
投資その他の資産合計			<u>3,905,976</u>
固定資産合計			18,311,846
2 流動資産			
(1) 現金・預金			6,465,849
(2) 未収金			259,675
(3) 有価証券			200,144
(4) 貯蔵品			197,738
(5) 前払費用			265
(6) 前払金			<u>82,000</u>
流動資産合計			<u>7,205,671</u>
資産合計			<u><u>25,517,517</u></u>

負 債 の 部

3 固 定 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良費等の財源に
充てるための企業債

878,077

企業債合計

878,077

(2) 引 当 金

イ 退職給付引当金

400,957

ロ 修繕引当金

808,745

引当金合計

1,209,702

固定負債合計

2,087,779

4 流 動 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良費等の財源に
充てるための企業債

36,308

企業債合計

36,308

(2) 未 払 金

948,988

(3) 引 当 金

イ 賞与引当金

21,477

ロ 法定福利費引当金

3,185

引当金合計

24,662

(4) そ の 他 流 動 負 債

31,259

流動負債合計

1,041,217

5 繰 延 収 益

(1) 長 期 前 受 金

9,851,896

(2) 長期前受金収益化累計額

△ 7,463,374

繰 延 収 益 合 計

2,388,522

負 債 合 計

5,517,518

資 本 の 部

6 資 本 金

15,704,896

7 剰 余 金

(1) 資 本 剰 余 金

イ 受 贈 財 産 評 価 額

22,434

ロ 補 助 金

109,956

ハ 工 事 負 担 金

124,513

資 本 剰 余 金 合 計

256,903

(2) 利 益 剰 余 金

イ 利 益 積 立 金

75,000

ロ 建 設 改 良 積 立 金

1,083,853

ハ 水 源 開 発 積 立 金

843,000

ニ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金

2,036,347

利 益 剰 余 金 合 計

4,038,200

剰 余 金 合 計

4,295,103

資 本 合 計

19,999,999

負 債 資 本 合 計

25,517,517

(別表9)

令和7年度大分県工業用水道事業注記

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法（固定資産の減損に係る部分を除く）

ア 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券取得価額をもって帳簿価額とする。（ただし、額面金額より高い価額で取得した場合は償却原価法による）

・その他有価証券 直近の取扱残高報告書に基づく時価法

イ たな卸資産の評価基準及び評価方法

・貯蔵品 移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

ア 有形固定資産

定額法による。

・主な耐用年数

建物 7～38年

構築物 10～58年

機械及び装置 6～20年

イ 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法による。

ウ リース資産

リース資産として計上すべきリース取引はない。

(3) 引当金の計上方法

ア 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度末における退職手当の要支給額に相当する金額のうち、一般会計等が負担すると見込まれる金額を除く額を計上している。

イ 賞与引当金

職員の期末・奨励手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込み額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

ウ 法定福利費引当金

職員の期末・奨励手当の支給に係る法定福利費に対して備えるため、当年度末における支給見込み額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

エ 修繕引当金

固定資産の修繕費用の支出に備えるため、平成25年度末において修繕準備引当金として計上していた額を計上している。

(4) その他会計に関する書類の作成のための基本となる重要な事項

ア 消費税等の会計処理

税抜き方式によっている。

2 予定キャッシュ・フロー計算書等に関する注記

重要な非資金取引はない。

3 予定貸借対照表等に関する注記

該当事項はない。

4 セグメント情報に関する注記

工業用水道事業は、報告セグメントが単一であるため、記載を省略している。

5 減損損失に関する注記

該当事項はない。

6 リース契約により使用する固定資産に関する注記

(1) 賃貸借処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引に関する事項

・当該年度末日における未経過リース料相当額

1年内	2,896千円
1年超	7,023千円
計	9,919千円

7 重要な後発事象に関する注記

該当事項はない。

8 その他の注記

(1) 退職給付引当金の目的使用による取崩しについて

当年度において、退職手当として36,383千円を支給するため退職給付引当金36,383千円を使用する。

(2) 賞与引当金の目的使用による取崩しについて

当年度において、期末・奨励手当として21,334千円を支給するため賞与引当金21,334千円を使用する。

(3) 法定福利費引当金の目的使用による取崩しについて

当年度において、期末・奨励手当に係る法定福利費として3,564千円を支給するため法定福利費引当金3,564千円を使用する。

(4) 修繕引当金の目的使用による取崩しについて

当年度において、修繕工事に使用するため従前の例に則り修繕引当金132,056千円を使用する。

第十四号議案

包括外部監査契約の締結について

次のように包括外部監査契約を締結することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十六第一項の規定により、議決を求める。

令和八年二月二十四日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

- 一 契約の目的 包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 二 契約の始期 令和八年四月一日
- 三 契約の金額 千四百十四万六千円を上限とする額
- 四 契約の相手方 大分市大字賀来二千八百二番地

公認会計士 栗林 栄太

理 由

地方自治法第二条第十四項及び第十五項の規定の趣旨を達成するため、包括外部監査契約を締結する必要があるので提出する。

第十五号議案

大分県公告式条例の一部改正について

大分県公告式条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和八年二月二十四日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県公告式条例の一部を改正する条例

大分県公告式条例（昭和三十一年大分県条例第七十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「その末尾に知事が署名しなければ」を、「知事が署名（地方自治法第六十条第四項の総務省令で定める署名に代わる措置を含む。）をしなければ」に改め、同条第二項ただし書中「但し」を「ただし」に、「見易い」を「見やすい」に、「かえる」を「代える」に改める。

第四条第一項中「ときは」を「ときは、」に、「記入して知事印を押さなければ」を「記入しなければ」に改める。

第五条第一項中「とあるのは」を「とあるのは、」に改め、同条第二項中「知事氏名」とあるのは「知事氏名」とあるのは、「」に改め、「知事印」とあるのは「当該機関を代表する者の印又は当該機関印」を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和七年法律第三十五号）による地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部改正等に伴い、条例公布時の知事の署名における電子署名による方法の追加等を行うたいので提出する。

第十六号議案

大分県公益認定等審査会条例の一部改正について

大分県公益認定等審査会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和八年二月二十四日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県公益認定等審査会条例の一部を改正する条例

大分県公益認定等審査会条例（平成二十年大分県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第四条中「公益法人」の下に「若しくは公益信託（公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）第二条第一項第一号に規定する公益信託をいう。）」を加える。

附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

理 由

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第五十条第一項に規定する合議制の機関の組織及び運営の基準を定める政令（平成十八年政令第三百三号）の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるので提出する。

第十七号議案

職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例等の一部改正について

職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和八年二月二十四日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の一部改正)

第一条 職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例(昭和二十六年大分県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第七項」を「第九項」に改める。

第五条中「割り振らない日」の下に「(第十五条第六項及び同条第九項において読み替えて準用する同条第八項の規定によるものを除く。)」を加える。

第十四条中「及び週休日」を「、週休日及び次条第六項の規定により勤務時間を割り振らない日とされた日」に改める。

第十五条第一項中「は、」の下に「休憩時間を除き、四週間を超えない期間につき」を加え、同条第三項及び第四項中「かわらず、」の下に「休憩時間を除き、四週間を超えない期間につき」を加え、同条第七項中「前二項」を「前三項」に改め、「以下」の下に「この項において」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項中「前項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 任命権者は、職員(当該任命権者が定める職員を除く。以下この項において同じ。)について、職員の申告を考慮して、第五条若しくは次項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前項本文の規定にかかわらず、当該任命権者の定めるところにより、職員の申告を経て、四週間を超えない範囲内で週を単位として当該任命権者が定める期間ごとの期間につき第一項に規定する勤務時間となるように、同条若しくは次項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

第十五条に次の一項を加える。

9 前項の規定は、職員に第六項の規定により勤務時間を割り振らない日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合について準用する。この場合において、前項中「を週休日」とあるのは、「を勤務時間を割り振らない日」と読み替えるものとする。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第二条 職員の育児休業等に関する条例（平成四年大分県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「第十五条第六項」を「。以下「職員勤務時間条例」という。）第十五条第七項」に改め、「昭和三十二年大分県条例第二十四号」の下に「。以下「学校職員勤務時間条例」という。」を加え、同条第一号中「週休日」の下に「（職員勤務時間条例第五条及び学校職員勤務時間条例第五条に規定する週休日をいう。次号において同じ。）」を加える。

第二十五条第二項中「、職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例」を「、職員勤務時間条例」に、「学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例」を「学校職員勤務時間条例」に、「又は職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例」を「又は職員勤務時間条例」に、「（職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例）を「（職員勤務時間条例）に改める。

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第三条 職員の給与に関する条例（昭和三十二年大分県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第九条第四項中「第十五条第六項及び第七項」を「第十五条第七項及び第八項」に、「（以下「週休日」という。）の日数」を「並びに職員勤務時間条例第十五条第六項及び同条第九項において読み替えて準用する同条第八項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日の日数の合計日数」に改める。

第十六条第三項中「第十五条第七項」を「第十五条第八項（同条第九項において読み替えて準用する場合を含む。）」に、「若しくは第六項又は」を「、第六項若しくは第七項又は」に改める。

第十七条中「又は第十五条第六項」を「又は第十五条第七項」に、「第十五条第六項及び第七項」を「第十五条第七項及び第八項」に改める。

第二十一条の二第一項中「週休日、祝日法による休日等又は」を「職員勤務時間条例第五条並びに第十五条第七項及び第八項並びに学校職員勤務時間条例第五条並びに第十三条第六項及び第七項の規定に基づく週休日若しくは職員勤務時間条例第十五条第六項及び同条第九項において読み替えて準用する同条第八項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日又は祝日法による休日等若しくは」に改める。

（技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第四条 技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和三十二年大分県条例第四四号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「週休日（及び」をいう。以下同じ。）」を削る。

（企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第五条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和二十八年大分県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「週休日（及び」をいう。以下同じ。）」を削る。

第九条の二第一項中「週休日又は」を「勤務時間を割り振らない日又は」に、「週休日等」を「勤務時間を割り振らない日等」に改め、同条第二項中「週休日等」を「勤務時間を割り振らない日等」に改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

理 由

職員一人ひとりのワーク・ライフ・バランスの推進及び職場の魅力向上を図るため、職員が個々の事情に応じて柔軟に働くことを可能とするフレックスタイトム制度を導入したいので提出する。

別表第二を削り、別表第一を別表とする。

(附属機関の委員等の報酬及び費用弁償条例の一部改正)

第三条 附属機関の委員等の報酬及び費用弁償条例(昭和三十一年大分県条例第七十四号)の一部を次のように改正する。

別表の附属機関の委員の項中「九、六〇〇円」を「九、九〇〇円」に、「日額一二、三〇〇円」を「日額一二、七〇〇円」に、「一五、〇〇〇円」を「一五、五〇〇円」に改める。

(職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第四条 職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例(令和七年大分県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第三条中各種委員会の委員の報酬及び費用弁償条例第三条第一項の改正規定及び別表第二を削り、別表第一を別表とする改正規定を削る。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第四条の規定は、公布の日から施行する。

理 由

大分県特別職報酬等審議会の答申並びに国及び他の都道府県の改定の状況等を考慮し、特別職の常勤職員の給料月額等の引上げを行いたいので提出する。

第十九号議案

大分県使用料及び手数料条例の一部改正について

大分県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和八年二月二十四日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

大分県使用料及び手数料条例（昭和三十一年大分県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の大分県母子・父子福祉センターの部の会議室使用料の項を次のように改める。

料												
会議室使用												
会議室						研修室						
その他			福祉関係法の適用を受ける団体			その他			福祉関係法の適用を受ける団体			
午前九時から正午まで	午後五時から午後九時まで	午前九時から正午まで	午後五時から午後九時まで	午前九時から正午まで	午後五時から午後九時まで	午前九時から正午まで	午後五時から午後九時まで	午前九時から正午まで	午後五時から午後九時まで	午前九時から正午まで	午後五時から午後九時まで	午前九時から正午まで
一、五〇〇円	五、三〇〇円	六、六〇〇円	三、九五〇円	三、九五〇円	四、九五〇円	二、九五〇円	五、三〇〇円	六、六〇〇円	三、九五〇円	三、九五〇円	四、九五〇円	二、九五〇円
<p>一 冷暖房使用期間中の使用料については、上記使用料の額に百分の二十を乗じた額を加算する。</p> <p>二 母子家庭の母及び父子家庭の父並びに児童、寡婦並びに母子・父子福祉団体が利用する場合の使用料は、徴収しない。</p>												

第二和室						第一和室				
その他			福祉関係法の適用を受ける団体			その他			適用を受ける団体	
午後九時まで	午後五時から五時まで	正午から午後五時まで	正午まで	午前九時から正午まで	午後九時まで	午後五時から正午まで	午前九時から正午まで	午後九時まで	午後五時から五時まで	正午から午後五時まで
二、六五〇円	三、三〇〇円	二、〇〇〇円	二、〇〇〇円	二、〇〇〇円	二、五〇〇円	一、五〇〇円	二、六五〇円	三、三〇〇円	二、〇〇〇円	二、五〇〇円

別表第一の大分県身体障害者福祉センターの部の個人使用料の項中「七〇円」を「一〇〇円」に、「六五〇円」を「一、〇〇〇円」に、「一〇〇円」を「一四〇円」に、「一、〇〇〇円」を「一、四〇〇円」に、

を
に改め、同部の専用使用料の項中「三四〇

一七〇円	三、四〇〇円	三四〇円	一、七〇〇円	一七〇円
一九〇円	三、八〇〇円	三八〇円	二、四〇〇円	二四〇円

円」を「五〇〇円」に、「一、〇二〇円」を「一、五〇〇円」に、

一、一二〇円
三、三六〇円
一、一二〇円
三、三六〇円

を

一、六七〇円
五、〇〇〇円
一、五七〇円
四、七〇〇円

に改め、同部の部分使用料の項中「一七〇

円」を「二五〇円」に、「五一〇円」を「七五〇円」に、「五六〇円」を「八三〇円」に、

「二、六八〇円」を「二、五〇〇円」に改め、同表の保健所の部中「四〇〇円」を「四四〇円」に改め、同表の大分県立大分高等技術専門校大分職業訓練センターの部中

四二〇円
三一〇円
三一〇円

を

四二〇円
三三〇円
三三〇円

に、

四二〇円
八四〇円
四二〇円

を

に、「六三〇円」を「六六〇円」に改め、同表の大分県林業研修所の

四三〇円
八四〇円
四三〇円

部中「八五〇円」を「九八〇円」に、「一、四〇〇円」を「一、五五〇円」に、「二、八〇〇円」を「三、一〇〇円」に改め、同表の大分県青少年の森の部中「二、五〇〇円」を「二、七〇〇円」に、「一、二五〇円」を「一、三五〇円」に、「四、七〇〇円」を「五、〇五〇円」に、「二、七〇〇円」を「二、九〇〇円」に改め、同表の大分県平成森林公園の部中「二一〇円」を「二三〇円」に、「四二〇円」を「四五〇円」に、「六、六〇〇円」を「七、一〇〇円」に、「五、五〇〇円」を「五、九〇〇円」に、「一一、〇〇〇円」を「一、八〇〇円」に改め、同表の大洲総合運動公園の部の大分県都市公園条例（昭和五十三年大分県条例第二十号）第二條第一項の行為に係る使用料の項中「一九〇円」を「二一〇円」に、「八、三〇〇円」を「九、一五〇円」に、「五四、七〇〇円」を「六〇、二〇〇円」に、「二、四〇〇円」を「二、六五〇円」に改め、同部の有料公園施設の利用に係る使用料

の項中
六三〇円
を
七四〇円
に、「二、二五〇円」を「二、六五〇

二、七五〇円	三、五五〇円
--------	--------

円」に、「一一、二〇〇円」を「一三、二〇〇円」に、「七三〇円」を「八八〇円」に、「一一、二五〇円」を「一、四五〇円」に、「一、三五〇円」を「一、五五〇円」に、「七六〇円」を「九二〇円」に、「三一〇円」を「四〇〇円」に、「二六〇円」を「三〇〇円」に、「五二〇円」を「六〇〇円」に、「一、五〇〇円」を「一、九〇〇円」に、

三、〇〇〇円	三、八〇〇円
二、七五〇円	三、五〇〇円

に改め、同表の高尾山自然公園の部中「一九〇

円」を「二二〇円」に、「八、三〇〇円」を「九、一五〇円」に改め、同表のハーモニーパークの部の大分県都市公園条例第二条第一項の行為に係る使用料の項中「一九〇円」を「二二〇円」に、「八、三〇〇円」を「九、一五〇円」に改め、同部の有料公園施設の利用に係る使用料の項中「五〇〇円」を「六〇〇円」に改め、同表の大分スポーツ公園の部の大分県都市公園条例第二条第一項の行為に係る使用料の項中「一九〇円」を「二二〇円」に、「八、三〇〇円」を「九、一五〇円」に、「五九、九〇〇円」を「六六、〇〇〇円」に、「二四、八〇〇円」を「二六、三〇〇円」に、「二、四〇〇円」を「二、六五〇円」に改め、同部の有料公園施設の利用に係る使用料の項中「三〇、二〇〇円」を「三二、六〇〇円」に、「一五、一〇〇円」を「一六、三〇〇円」に、「二二、九〇〇円」を「二二、三〇〇円」に、「二二、二〇〇円」を「二二、六〇〇円」に、「一〇、七〇〇円」を「一一、一〇〇円」に、「八、三〇〇円」を「八、七〇〇円」に、「六、四〇〇円」を「六、八〇〇円」に、「五、五〇〇円」を「五、九〇〇円」に、「四、〇五〇円」を「四、四五〇円」に、

一〇〇円	一一〇円	に、	一九、四〇〇円	を	一〇、六〇〇円
一〇〇円	一一〇円	を	二二、四〇〇円	を	二二、六〇〇円
一一〇円	一二〇円		二二、〇〇円		二二、〇〇円
一二〇円	一二〇円		二二、〇〇円		二二、〇〇円
三、一五〇円	三、五五〇円		三、一五〇円		三、五五〇円

〇〇円」を、「一一、二〇〇円」を「一一、六〇〇円」で、「一一、六〇〇円」を「二二、〇〇〇

円」に、
 「一時間 一〇〇円」を
 「一時間 一二〇円」に、

一、九〇〇円	二、六〇〇円	三、八五〇円
--------	--------	--------

を

二、二〇〇円	二、九〇〇円	四、一五〇円
--------	--------	--------

に、

五二〇円	三一〇円
------	------

を

五三〇円	三四〇円
------	------

に、

三、一五〇円	一〇〇円
--------	------

を

三、五五〇円	一〇〇円
--------	------

に、

二一〇円	二一〇円	一〇〇円	六〇円
------	------	------	-----

を

二二〇円	二二〇円	一一〇円	六〇円
------	------	------	-----

に、

一六〇円	六〇円
------	-----

を

一九〇円	六〇円
------	-----

に改め、同表の大分県立武道スポーツセンターの部のセン

ター専用使用料の項中「九〇、〇〇〇円」を「九三、七〇〇円」に、「一三四、〇〇〇円」を「一三八、〇〇〇円」に、「一七七、〇〇〇円」を「一八〇、〇〇〇円」に、「二六三、〇〇〇円」を「二六八、〇〇〇円」に改め、同部のセンター個人使用料の項中「三六〇円」を「三七〇円」に、「三、六〇〇円」を「三、七〇〇円」に、「二二〇円」を「二二〇円」に、「四一〇円」を「四二〇円」に改め、同部の附属設備の使用料の項中「二、〇〇〇円」を「二、四〇〇円」に、「一、一五〇円」を「一、三五〇円」に、「六〇〇円」を「七〇〇円」に、「三〇〇円」を「三五〇円」に、「一三〇円」を「一六〇円」に、

七〇円

を

八〇円

に、「七、八〇〇円」を「八、四〇〇

三〇円

四〇円

円」に、「三、九〇〇円」を「四、二〇〇円」に、「一、九五〇円」を「二、一〇〇円」に、「五、八〇〇円」を「六、四〇〇円」に、「二、九〇〇円」を「三、二〇〇円」に、「八、四〇〇円」を「九、〇〇〇円」に、「四、二〇〇円」を「四、五〇〇円」に、「二、一〇〇円」を「二、二五〇円」に、「四、八五〇円」を「五、二五〇円」に、「二、四五〇円」を「二、六五〇円」に、「一、四五〇円」を「一、五五〇円」に、「九五〇円」を「一、〇五〇円」に改め、同部の放送室使用料の項中「三五〇円」を「四二〇円」に改め、同部の会議室使用料の項中「四二〇円」を「四六〇円」に、「一三〇円」を「一五〇円」に改め、同部の選手用更衣室使用料の項中「一、八〇〇円」を「一、八五〇円」に改め、同部の師範室使用料の項中「一三〇円」を「一五〇円」に改め、同表の大分県立フェンスシング場の部の専用使用料の項中「二、一〇〇円」を「二、三四〇円」に、「三、五〇〇円」を「三、九〇〇円」に、「二、八〇〇円」を「三、一二〇円」に、「七〇〇円」を「七八〇円」に、「八、四〇〇円」を「九、三六〇円」に、「一四、〇〇〇円」を「一五、六〇〇円」に、「一一、二〇〇円」を「一二、四八〇円」に改め、同部の個人使用料の項中「一〇〇円」を「一一〇円」に、「六〇円」を「七〇円」に改め、同表の大分県立歴史博物館の部中「三一〇円」を「三四〇円」に、「一六〇円」を「一七〇円」に、「二一〇円」を「二三〇円」に、「二〇〇円」を「二一〇円」に、「一、一〇〇円」を「一、二〇〇円」に、「六六〇円」を「七二〇円」に改め、同表の大分県立香々地青少年の家の部中「三八〇円」を「四二〇円」に、「四七〇円」を「五二〇円」に、「九四〇円」を「一、〇四〇円」に、「一、二五〇円」を「一、四〇〇円」に、「一九〇円」を「二一〇円」に、「五六〇円」を「六二〇円」に、「七二〇円」を「七九〇円」に、「一、四〇〇円」を「一、五五〇円」に、「一、九〇〇円」を「二、一〇〇円」に、「七〇円」を「八〇円」に、「四〇〇円」を「四二〇円」に、「七九〇円」を「八三〇円」に、「一七〇円」を「一八〇円」に、「三三〇円」を「三五〇円」に、「二三〇円」を「二四〇円」に、「一六〇円」を「一七〇円」に、「三一〇円」を「三二〇円」に改め、同表の大分県立九重青少年の家の部中「三八〇円」を「四二〇円」に、「四七〇円」を「五二〇円」に、「九四〇円」を「一、〇四〇円」に、「一一、二五〇円」を「一二、四〇〇円」に、「一九〇円」を「二一〇円」に、「五六〇円」を「六二〇円」に、「七二〇円」を「七九〇円」に、「一、四〇〇円」を「一、五五〇円」に、「一一、九〇〇円」を「一二、二〇〇円」に、「二二〇円」を「二三〇円」に、「四五〇円」を「四七〇円」に、「七〇円」を「八〇円」に、「四〇〇円」を「四二〇円」に、「七九〇円」を「八三〇円」に、「二三〇円」を「二四〇円」に、「一六〇円」を「一七〇円」に、「三二〇円」を「三三〇円」に改め、同表の県立高等学校の部中「二、七五〇円」を「二、九〇〇円」に、

体育館

一時間

七六〇円

を

この部の一般水	一、五〇〇円 二、五〇〇円	一、七五〇円 一、七五〇円 二、五〇〇円 二、五〇〇円	一、七五〇円 一、七五〇円 二、五〇〇円 二、五〇〇円	二五、一〇〇円 三一、四〇〇円 二五、一〇〇円	七、〇〇〇円	四、三五〇円	二、九〇〇円	一、一〇〇円	一、〇〇〇円 三、六五〇円	一、七五〇円 一、七五〇円 二、五〇〇円	三、一五〇円 一七、二〇〇円 五、〇〇〇円	食品添加物の各項目のうち類似する項目の金額	一、七五〇円 一、七五〇円 二、五〇〇円	二五、一〇〇円 一〇、六〇〇円
を														
この部の一般水	一、六〇〇円 二、七〇〇円	一、八〇〇円 一、八〇〇円 二、七五〇円 二、八〇〇円	一、八〇〇円 一、八〇〇円 二、七五〇円 二、八〇〇円	二八、〇〇〇円 三六、八〇〇円 二八、〇〇〇円	七、〇五〇円	四、五五〇円	三、〇〇〇円	一、二五〇円	一、一五〇円 四、〇〇〇円	一、八〇〇円 一、八〇〇円 二、八〇〇円	三、五〇〇円 一八、九〇〇円 五、五〇〇円	食品添加物の各項目のうち類似する項目の金額	一、八〇〇円 一、八〇〇円 二、八〇〇円	二七、七〇〇円 一一、七〇〇円
に、「五八、〇〇〇円」を「六六、四〇〇														

一二、六〇〇円
一、六〇〇円
一、六〇〇円

一三、五〇〇円
一、八〇〇円
一、八〇〇円

円」に、「三、五〇〇円」を「三、八五〇円」に、「六、三五〇円」を「七、一〇〇円」に

改め、同部の文書料の項中

一、一〇〇円
三、三〇〇円
三、三〇〇円
三、三〇〇円
一、一〇〇円
二、二〇〇円

を

一、二〇〇円
三、七〇〇円
三、七〇〇円
三、七〇〇円
一、一五〇円
二、三〇〇円

に改め、同部の次

に次のように加える。

農林水産物及び食品の輸出の促進に 関する法律関係事務	輸出証明 書交付申 請手数料	一件	八七〇円	農林水産物及び食品の 輸出の促進に関する法 律施行規則（令和二年 財務省 厚生労働省令第一号） 農林水産省 第四条第二号に掲げる 放射性物質検査証明書 等については、徴収し ない。
-------------------------------	----------------------	----	------	---

別表第三の病院開設許可事務の部中「四一、〇〇〇円」を「四二、七〇〇円」に、「四三、〇〇〇円」を「四四、二〇〇円」に、「二二、〇〇〇円」を「二二、六〇〇円」に改め、同表の診療所開設許可事務の部中「一八、〇〇〇円」を「一八、九〇〇円」に、「二二、〇〇〇円」を「二三、〇〇〇円」に、「一一、〇〇〇円」を「一一、五〇〇円」に改め、同表の助産所開設許可事務の部中「一一、〇〇〇円」を「一一、五〇〇円」に、「一六、〇〇〇円」を「一六、七〇〇円」に、「八、〇〇〇円」を「八、二〇〇円」に改め、同表の衛生検査所登録事務の部中「八〇、〇〇〇円」を「八四、〇〇〇円」に、「八、二〇〇円」を「八、六五〇円」に、「六一、〇〇〇円」を「六四、一〇〇円」に改め、同表の死体保存許可事務の部中「三、四〇〇円」を「三、八五〇円」に改め、同表の准看護師試験免許事務の部の免許手数料の項中「五、六〇〇円」を「五、九〇〇円」に改め、同部の免許証書換交付手数料の項中「三、四〇〇円」を「三、五五〇円」に改め、同部の免許証再交付手数料の項中「四、一〇〇円」を「四、五五〇円」に改め、同部の再教育研修手数料の項中「四

五、〇〇〇円」を「四五、四〇〇円」に、「七五、〇〇〇円」を「七五、四〇〇円」に改め、同部の再教育研修修了登録手数料の項中「五、六〇〇円」を「五、九〇〇円」に改め、同部の再教育研修修了登録証書換交付手数料の項中「三、四〇〇円」を「三、八五〇円」に改め、同部の再教育研修修了登録証再交付手数料の項中「四、一〇〇円」を「四、五五〇円」に改め、同表の助産婦名簿謄本交付事務の部中「四、三〇〇円」を「四、五〇〇円」に改め、同表の保健婦免状、看護婦免状又は看護人免許交付事務の部中「三、四〇〇円」を「三、七〇〇円」に、「四、一〇〇円」を「四、四〇〇円」に改め、同表の業務関係事務の部の薬局開設許可申請手数料の項中「二九、〇〇〇円」を「三一、三〇〇円」に改め、同部の薬局開設許可更新申請手数料の項中「一一、〇〇〇円」を「一二、〇〇〇円」に改め、同部の地域連携薬局認定申請手数料の項、地域連携薬局認定更新申請手数料の項、専門医療機関連携薬局認定申請手数料の項及び専門医療機関連携薬局認定更新申請手数料の項中「一、〇〇〇円」を「一一、九〇〇円」に改め、同部の医薬品販売業許可申請手数料の項中「二九、〇〇〇円」を「三一、三〇〇円」に改め、同部の医薬品販売業許可更新申請手数料の項中「一一、〇〇〇円」を「一二、〇〇〇円」に改め、同部の配置販売従事者身分証明書交付申請手数料の項中「七、一〇〇円」を「七、六〇〇円」に改め、同部の配置販売従事者身分証明書換え交付申請手数料の項中「二、〇〇〇円」を「二、四〇〇円」に改め、同部の配置販売従事者身分証明書再交付申請手数料の項中「二、九〇〇円」を「三、三〇〇円」に改め、同部の登録販売者試験受験申請手数料の項中「一三、〇〇〇円」を「一四、〇〇〇円」に改め、同部の販売従事登録申請手数料の項中「七、一〇〇円」を「七、六五〇円」に改め、同部の販売従事登録証書換え交付申請手数料の項中「二、〇〇〇円」を「二、三五〇円」に改め、同部の販売従事登録証再交付申請手数料の項中「二、九〇〇円」を「三、三〇〇円」に改め、同部の高度管理医療機器等の販売業又は貸与業許可申請手数料の項中「二九、〇〇〇円」を「三〇、六〇〇円」に改め、同部の高度管理医療機器等の販売業又は貸与業許可更新申請手数料の項中「一一、〇〇〇円」を「一一、四〇〇円」に改め、同部の管理医療機器販売業届出済証又は管理医療機器貸与業届出済証交付申請手数料の項中「四〇〇円」を「四二〇円」に改め、同部の再生医療等製品販売業許可申請手数料の項中「二九、〇〇〇円」を「三〇、六〇〇円」に改め、同部の再生医療等製品販売業許可更新申請手数料の項中「一一、〇〇〇円」を「一一、四〇〇円」に改め、同部の薬局開設許可証、地域連携薬局等認定証又は販売業若しくは貸与業許可証書換え交付申請手数料の項中「二、〇〇〇円」を「二、三五〇円」に改め、同部の薬局開設許可証、地域連携薬局等認定証又は販売業若しくは貸与業許可証再交付申請手数料の項中「二、九〇〇円」を「三、三五〇円」に改め、同部の薬局製造販売医薬品の製造販売業許可申請手数料の項中「五、七〇〇円」を「五、九〇〇円」に改め、同部の薬局製造販売医薬品の製造販売業許可更新申請手数料の項中「四、四〇〇円」を「四、六五〇円」に改め、同部の薬局製造販売医薬品の製造業許可申請手数料の項中「一一、〇〇〇円」を「一一、八〇〇円」に改め、同部の薬局製造販売医薬品の製造業許可更新申請手数料の項中「五、六〇〇円」を「六、一〇〇円」に改め、同部の薬局製造販売医薬品の製造販売承認申請手数料の項及び薬局製造販売医薬品の製造販売承認事項一部変

更承認申請手数料の項中「九〇円」を「一〇〇円」に改め、同部の医薬品製造販売業許可申請手数料の項中「一五五、三〇〇円」を「一六八、〇〇〇円」に、「一三〇、九〇〇円」を「一四一、〇〇〇円」に改め、同部の医薬品製造販売業許可更新申請手数料の項中「一二五、九〇〇円」を「一三五、〇〇〇円」に、「一〇四、二〇〇円」を「一二二、〇〇〇円」に改め、同部の医薬部外品製造販売業許可申請手数料の項中「九八、二〇〇円」を「一〇六、〇〇〇円」に、「七四、七〇〇円」を「八〇、五〇〇円」に改め、同部の医薬部外品製造販売業許可更新申請手数料の項中「七九、〇〇〇円」を「八五、四〇〇円」に、「五七、七〇〇円」を「六二、二〇〇円」に改め、同部の化粧品製造販売業許可申請手数料の項中「七四、七〇〇円」を「八〇、五〇〇円」に改め、同部の化粧品製造販売業許可更新申請手数料の項中「五七、七〇〇円」を「六二、二〇〇円」に改め、同部の医療機器製造販売業許可申請手数料の項中「一五五、三〇〇円」を「一六八、〇〇〇円」に、「一三〇、九〇〇円」を「一四一、〇〇〇円」に、「九八、二〇〇円」を「一〇六、〇〇〇円」に改め、同部の医療機器製造販売業許可更新申請手数料の項中「一二五、九〇〇円」を「一三五、〇〇〇円」に、「一〇四、二〇〇円」を「一二二、〇〇〇円」に改め、同部の再生医療等製品製造販売業許可申請手数料の項中「一五五、三〇〇円」を「一六八、〇〇〇円」に改め、同部の再生医療等製品製造販売業許可更新申請手数料の項中「一二五、九〇〇円」を「一三五、〇〇〇円」に改め、同部の製造販売業許可証書換え交付申請手数料の項中「二、〇〇〇円」を「二、二五〇円」に改め、同部の製造販売業許可証再交付申請手数料の項中「二、九〇〇円」を「三、二〇〇円」に改め、同部の医薬品製造業許可申請手数料の項中「八七、三〇〇円」を「九四、三〇〇円」に、「六六、八〇〇円」を「七二、〇〇〇円」に、「三一、九〇〇円」を「三四、四〇〇円」に改め、同部の医薬品製造業許可更新申請手数料の項中「五六、七〇〇円」を「六〇、七〇〇円」に、「四二、四〇〇円」を「四五、〇〇〇円」に、「二一、四〇〇円」を「二二、四〇〇円」に改め、同部の医薬品製造業許可区分の変更又は追加許可申請手数料の項中「七二、一〇〇円」を「七七、三〇〇円」に、「五一、二〇〇円」を「五四、五〇〇円」に、「二五、四〇〇円」を「二六、七〇〇円」に改め、同部の医薬品製造業登録申請手数料の項中「三一、九〇〇円」を「三四、四〇〇円」に改め、同部の医薬品製造業登録更新申請手数料の項中「二一、四〇〇円」を「二二、四〇〇円」に改め、同部の医薬部外品製造業許可申請手数料の項中「八七、三〇〇円」を「九四、三〇〇円」に、「四三、一〇〇円」を「四六、五〇〇円」に、「三一、九〇〇円」を「三四、四〇〇円」に改め、同部の医薬部外品製造業許可更新申請手数料の項中「五六、七〇〇円」を「六〇、七〇〇円」に、「二八、二〇〇円」を「二九、八〇〇円」に、「二一、四〇〇円」を「二二、四〇〇円」に改め、同部の医薬部外品製造業許可区分の変更又は追加許可申請手数料の項中「七二、一〇〇円」を「七七、三〇〇円」に、「三五、七〇〇円」を「三七、八〇〇円」に、「二五、四〇〇円」を「二六、七〇〇円」に改め、同部の医薬部外品製造業登

録申請手数料の項中「三一、九〇〇円」を「三四、四〇〇円」に改め、同部の医薬部外品製造業登録更新申請手数料の項中「二一、四〇〇円」を「二二、四〇〇円」に改め、同部の化粧品製造業許可申請手数料の項中「四三、一〇〇円」を「四六、五〇〇円」に、「三一、九〇〇円」を「三四、四〇〇円」に改め、同部の化粧品製造業許可更新申請手数料の項中「二八、二〇〇円」を「二九、八〇〇円」に、「二一、四〇〇円」を「二二、四〇〇円」に改め、同部の化粧品製造業許可区分の変更又は追加許可申請手数料の項中「三五、七〇〇円」を「三七、八〇〇円」に、「二五、四〇〇円」を「二六、七〇〇円」に改め、同部の化粧品製造業登録申請手数料の項中「三一、九〇〇円」を「三四、四〇〇円」に改め、同部の化粧品製造業登録更新申請手数料の項中「二一、四〇〇円」を「二二、四〇〇円」に改め、同部の医療機器製造業登録申請手数料の項中「三七、六〇〇円」を「四〇、五〇〇円」に改め、同部の医療機器製造業登録更新申請手数料の項中「二四、八〇〇円」を「二六、〇〇〇円」に改め、同部の体外診断用医薬品製造業登録申請手数料の項中「二四、八〇〇円」を「二六、〇〇〇円」に改め、同部の体外診断用医薬品製造業登録更新申請手数料の項中「二四、八〇〇円」を「二六、〇〇〇円」に改め、同部の製造業の許可証又は登録証書換え交付申請手数料の項中「二六、〇〇〇円」に改め、同部の製造業の許可証又は登録証書換え交付申請手数料の項中「二、〇〇〇円」を「二、二五〇円」に改め、同部の製造業の許可証又は登録証書換え交付申請手数料の項中「二、九〇〇円」を「三、二〇〇円」に改め、同部の医療機器修理業許可申請手数料の項中「六九、四〇〇円」を「七四、八〇〇円」に改め、同部の医療機器修理業許可更新申請手数料の項中「四七、六〇〇円」を「五〇、六〇〇円」に改め、同部の医療機器修理業区分変更又は追加許可申請手数料の項中「一七、五〇〇円」を「一八、二〇〇円」に改め、同部の修理業許可証書換え交付申請手数料の項中「二、〇〇〇円」を「二、二五〇円」に改め、同部の修理業許可証再交付申請手数料の項中「二、九〇〇円」を「三、二〇〇円」に改め、同部の医薬品製造販売承認申請手数料の項中「三八、七〇〇円」を「四〇、八〇〇円」に、「二二、四〇〇円」を「二二、八〇〇円」に、「七六、一〇〇円」を「八一、一〇〇円」に改め、同部の医薬品製造販売承認事項一部変更承認申請手数料の項中「二四、一〇〇円」を「二五、〇〇〇円」に、「一〇四、五〇〇円」を「一一二、〇〇〇円」に、「三三、八〇〇円」を「三五、五〇〇円」に改め、同部の医薬部外品製造販売承認事項一部変更承認申請手数料の項中「二二、五〇〇円」を「二三、三〇〇円」に改め、同部の承認・承認事項一部変更承認時医薬品GMP適合性調査申請手数料の項中「七〇、五〇〇円」を「七五、三〇〇円」に、「五二、九〇〇円」を「五六、四〇〇円」に、「二三、九〇〇円」を「二四、八〇〇円」に改め、同部の定期調査時医薬品GMP適合性調査申請手数料の項中「二四、六〇〇円」を「二五、〇〇〇円」に、「二、〇〇〇円」を「二、一五〇円」に、「九五、〇〇〇円」を「一〇三、〇〇〇円」に、「一、〇〇〇円」を「一、〇五〇円」に、「五三、四〇〇円」を「五六、九〇〇円」に、「五〇〇円」を「五九〇円」に改め、同部の輸出届時輸出用医薬品GMP適合性調査申請手数料の項中「七〇、五〇〇円」を「七五、三〇〇円」に、「五二、九〇〇円」を「五六、四〇〇円」に、「二三、九〇〇円」を「二四、八〇〇円」に改め、同部の定期調査時輸出用医薬品GMP適

合性調査申請手数料の項中「一二四、六〇〇円」を「一三五、〇〇〇円」に、「二、〇〇〇円」を「二、一五〇円」に、「九五、〇〇〇円」を「一〇三、〇〇〇円」に、「一、〇〇〇円」を「一、〇五〇円」に、「五三、四〇〇円」を「五六、九〇〇円」に、「五〇〇円」を「五九〇円」に改め、同部の承認・承認事項一部変更承認時医薬部外品GMP適合性調査申請手数料の項中「七〇、五〇〇円」を「七五、三〇〇円」に、「五二、九〇〇円」を「五六、四〇〇円」に、「二三、九〇〇円」を「二四、八〇〇円」に改め、同部の定期調査時医薬部外品GMP適合性調査申請手数料の項中「一二四、六〇〇円」を「一三五、〇〇〇円」に、「二、〇〇〇円」を「二、一五〇円」に、「一、〇〇〇円」に、「一、〇〇〇円」を「一、〇五〇円」に、「五三、四〇〇円」を「五六、九〇〇円」に、「五〇〇円」を「五九〇円」に改め、同部の輸出届時輸出用医薬部外品GMP適合性調査申請手数料の項中「七〇、五〇〇円」を「七五、三〇〇円」に、「五二、九〇〇円」を「五六、四〇〇円」に、「二三、九〇〇円」を「二四、八〇〇円」に改め、同部の定期調査時輸出用医薬部外品GMP適合性調査申請手数料の項、医薬品GMP区分適合性調査申請手数料の項及び医薬部外品GMP区分適合性調査申請手数料の項中「一二四、六〇〇円」を「一三五、〇〇〇円」に、「二、〇〇〇円」を「二、一五〇円」に、「九五、〇〇〇円」を「一〇三、〇〇〇円」に、「一、〇〇〇円」を「一、〇五〇円」に、「五三、四〇〇円」を「五六、九〇〇円」に、「五〇〇円」を「五九〇円」に、「八、三〇〇円」を「八、九五〇円」に、「四、三〇〇円」を「四、六五〇円」に改め、同部の基準確認証書換え交付申請手数料の項中「二、〇〇〇円」を「二、二五〇円」に改め、同部の基準確認証再交付申請手数料の項中「二、九〇〇円」を「三、二〇〇円」に改め、同部の医薬品変更計画GMP適合性確認申請手数料の項及び医薬部外品変更計画GMP適合性確認申請手数料の項中「七〇、五〇〇円」を「七五、三〇〇円」に、「五二、九〇〇円」を「五六、四〇〇円」に、「二三、九〇〇円」を「二四、八〇〇円」に改め、同部の備考の欄の第九号中「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第八項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分を定める省令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第七項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分を定める省令」に改め、同表の毒物劇物関係事務の部中「一〇、五〇〇円」を「一一、三〇〇円」に、「二七、二〇〇円」を「二九、一〇〇円」に、「一〇、二〇〇円」を「一〇、八〇〇円」に、「五、二〇〇円」を「五、六五〇円」に、「一四、七〇〇円」を「一七、二〇〇円」に、「六、四〇〇円」を「六、九五〇円」に、「二、四〇〇円」を「二、六〇〇円」に、「四、〇〇〇円」を「四、〇五〇円」に改め、同表の麻薬及び向精神薬関係事務の部中「一四、六〇〇円」を「一六、一〇〇円」に、「三、九〇〇円」を「四、五〇〇円」に、「二、七〇〇円」を「三、二五〇円」に改め、同表の覚醒剤関係事務の部中「三、九〇〇円」を「四、二〇〇円」に、「二、七〇〇円」を「二、九〇〇円」に、「一一、五〇〇円」を「一二、七〇〇円」に、「一七、六〇〇円」を「一九、一〇〇円」に、「二、九〇〇円」を「三、〇五〇円」に改め、同表の大麻関係事務の部中「六、七〇〇円」を「二二、四〇〇円」に、「三、二〇〇円」を「三、六五〇円」に改め、同表の栄養士免許事務の部中「五、

七〇〇円」を「六、一〇〇円」に、「三、三〇〇円」を「三、五五〇円」に、「三、七〇〇円」を「三、九〇〇円」に改め、同表の調理師免許事務の部中「六、二〇〇円」を「六、四〇〇円」に、「五、七〇〇円」を「六、一〇〇円」に、「三、三〇〇円」を「三、五五〇円」に、「三、七〇〇円」を「三、九〇〇円」に改め、同表の受胎調節実地指導員指定事務の部中「四、〇〇〇円」を「四、二〇〇円」に、「三、一〇〇円」を「三、二〇〇円」に、「二、四〇〇円」を「二、五五〇円」に、「二、八〇〇円」を「二、九五〇円」に、「二、五〇〇円」を「二、六〇〇円」に改め、同表の診療エックス線技師免許事務の部中「四、二〇〇円」を「四、四五〇円」に、「三、七〇〇円」を「三、九五〇円」に改め、同表の介護保険法関係事務の部中「一五、〇〇〇円」を「一五、七〇〇円」に、「九、〇〇〇円」を「九、五五〇円」に、「五、〇〇〇円」を「五、四〇〇円」に、「三、〇〇〇円」を「三、四〇〇円」に、「三〇、〇〇〇円」を「三一、六〇〇円」に、「六三、〇〇〇円」を「六五、七〇〇円」に、「三三、〇〇〇円」を「三四、八〇〇円」に、「九、六〇〇円」を「一〇、一〇〇円」に改め、同表の温泉許可等事務の部の土地掘削許可申請手数料の項中「一二〇、〇〇〇円」を「一二五、〇〇〇円」に改め、同部の土地掘削施設等変更許可申請手数料の項中「二四、〇〇〇円」を「二五、七〇〇円」に改め、同部のゆう出路増掘又は動力装置許可申請手数料の項中「一一〇、〇〇〇円」を「一一五、〇〇〇円」に改め、同部の温泉採取許可申請手数料の項中「三五、〇〇〇円」を「三七、二〇〇円」に改め、同部の可燃性天然ガス濃度確認申請手数料の項中「七、四〇〇円」を「七、七五〇円」に改め、同部の温泉採取施設等変更許可申請手数料の項中「二四、〇〇〇円」を「二五、五〇〇円」に改め、同部の温泉利用許可申請手数料の項中「三五、〇〇〇円」を「三五、五〇〇円」に改め、同部の地位承継承認申請手数料の項中「七、四〇〇円」を「七、八五〇円」に改め、同部の登録分析機関登録手数料の項中「五〇、〇〇〇円」を「五二、一〇〇円」に改め、同表の興行場許可事務の部中「二〇、〇〇〇円」を「二二、七〇〇円」に、「六、〇〇〇円」を「六、六五〇円」に改め、同表の旅館業許可事務の部中「二二、〇〇〇円」を「二四、四〇〇円」に、「七、四〇〇円」を「七、五五〇円」に改め、同表の浴場業許可事務の部中「二二、〇〇〇円」を「二四、四〇〇円」に改め、同表の理容所、美容所又はクリーニング所検査事務の部中「一六、〇〇〇円」を「一六、七〇〇円」に改め、同表のクリーニング師免許事務の部中「七、〇〇〇円」を「七、七〇〇円」に、「五、六〇〇円」を「五、九五〇円」に、「二、九〇〇円」を「三、三五〇円」に、「三、四〇〇円」を「三、九〇〇円」に改め、同表の建築物環境衛生業者登録事務の部中「三五、〇〇〇円」を「三六、七〇〇円」に、「四五、〇〇〇円」を「四七、二〇〇円」に改め、同表の食品衛生許可等事務の部の食品衛生管理者養成施設登録申請手数料の項中「四〇、〇〇〇円」を「四三、二〇〇円」に改め、同部の食品衛生管理者資格取得講習会登録申請手数料の項中「九、〇〇〇円」を「九、七〇〇円」に改め、同部の営業許可申請手数料の項を次のように改める。

			更新の場合にあつては一五、二〇〇円、季節的又は一
--	--	--	--------------------------

															営業許可 手数料													
複合型冷凍食品製造業	冷凍食品製造業	複合型そうざい製造業	そうざい製造業	麺類製造業	納豆製造業	豆腐製造業	酒類製造業	みそ又はしょうゆ製造業	食用油脂製造業	液卵製造業	水雪製造業	水産製品製造業	食肉製品製造業	清涼飲料水製造業	乳製品製造業	アイスクリーム類製造業	菓子製造業	食品の放射線照射業	食肉処理業	特別牛乳搾取処理業	乳処理業	集乳業	魚介類競り売り営業	魚介類販売業	食肉販売業	売する営業	調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	飲食店営業
一件	一件	一件	一件	一件	一件	一件	一件	一件	一件	一件	一件	一件	一件	一件	一件	一件	一件	一件	一件	一件	一件	一件	一件	一件	一件	一件	一件	一件
二四、八〇〇円	二四、八〇〇円	二四、八〇〇円	二四、八〇〇円	一六、六〇〇円	一六、六〇〇円	一六、六〇〇円	一九、〇〇〇円	一九、〇〇〇円	二四、八〇〇円	一六、六〇〇円	二四、八〇〇円	一九、〇〇〇円	二四、八〇〇円	二四、八〇〇円	二四、八〇〇円	一六、六〇〇円	一六、六〇〇円	二四、八〇〇円	二四、八〇〇円	二四、八〇〇円	二四、八〇〇円	一一、〇〇〇円	二四、八〇〇円	一一、〇〇〇円	一一、〇〇〇円	一一、〇〇〇円	二一、〇〇〇円	一八、四〇〇円
																季節的又は一時的営業で営業期間が四月未満の場合にあつては、三、五五〇円とする。											時的営業で営業期間が四月未満の場合にあつては三、五五〇円とする。	

	漬物製造業	一件	一六、六〇〇円	
	密封包装食品製造業	一件	二四、八〇〇円	
	食品の小分け業	一件	一一、〇〇〇円	
	添加物製造業	一件	二四、八〇〇円	

別表第三の製菓衛生師免許事務の部中「九、四〇〇円」を「一〇、二〇〇円」に、「五、六〇〇円」を「六、一〇〇円」に、「二、八〇〇円」を「三、〇〇〇円」に、「三、五〇〇円」を「三、七五〇円」に改め、同表のふぐ処理者登録事務の部中「四、〇〇〇円」を「四、四〇〇円」に、「一、八〇〇円」を「二、〇〇〇円」に、「二、二〇〇円」を「二、四五〇円」に改め、同表の動物愛護管理事務の部中「一五、五〇〇円」を「一六、九〇〇円」に、「四、五〇〇円」を「五、〇〇〇円」に、「一一、〇〇〇円」を「一二、〇〇〇円」に、「二、一〇〇円」を「二、五〇〇円」に、「四二〇円」を「五〇〇円」に、「一、五五〇円」を「一、七五〇円」に、「三一〇円」を「三五〇円」に改め、同表のと畜関係事務の部中「二二、〇〇〇円」を「二四、二〇〇円」に、「一〇、〇〇〇円」を「一〇、八〇〇円」に、「六五〇円」を「七二〇円」に、「一、三〇〇円」を「一、四四〇円」に、「三五〇円」を「三八〇円」に、「七〇〇円」を「七六〇円」に、「三三〇円」を「三五〇円」に、「六六〇円」を「七〇〇円」に改め、同表の食鳥処理関係事務の部中「一九、〇〇〇円」を「二一、三〇〇円」に、「一〇、〇〇〇円」を「一一、二〇〇円」に、「四、〇〇〇円」を「四五、〇〇〇円」に、「九、〇〇〇円」を「一〇、二〇〇円」に、「五、五〇〇円」を「六、二〇〇円」に、「二、三〇〇円」を「二、五五〇円」に改め、同表の化製場等許可事務の部中「二六、〇〇〇円」を「二九、〇〇〇円」に、「一五、五〇〇円」を「一七、五〇〇円」に、「八、〇〇〇円」を「九、一五〇円」に改め、同表の第一種フロン類充填回収業者登録事務の部中「五、〇〇〇円」を「五、二五〇円」に改め、同表の土壤汚染対策法関係事務の部中「二四〇、〇〇〇円」を「二六七、〇〇〇円」に、「二二四、〇〇〇円」を「二四九、〇〇〇円」に、「二二二、〇〇〇円」を「二四七、〇〇〇円」に、「七〇、〇〇〇円」を「七八、〇〇〇円」に、「三〇、九〇〇円」を「三三、九〇〇円」に、「二四、八〇〇円」を「二七、二〇〇円」に改め、同表の土砂等の堆積行為許可等関係事務の部中「三九、〇〇〇円」を「四〇、八〇〇円」に、「二〇、〇〇〇円」を「二一、一〇〇円」に改め、同表の一般廃棄物処理施設許可等事務の部中「一三〇、〇〇〇円」を「一三六、〇〇〇円」に、「一一〇、〇〇〇円」を「一一五、〇〇〇円」に、「一一〇、〇〇〇円」を「一二五、〇〇〇円」に、「一〇〇、〇〇〇円」を「一一五、〇〇〇円」に、「三三、〇〇〇円」を「三三、九〇〇円」に、「二〇、〇〇〇円」を「二〇、五〇〇円」に、「七〇、〇〇〇円」を「七一、〇〇〇円」に改め、同表の産業廃棄物処理施設許可等事務の部中「三三三、〇〇〇円」を「三三三、九〇〇円」に、「二一〇、〇〇〇円」を「二一〇、五〇〇円」に、「七〇、〇〇〇円」を「七一、〇〇〇円」に改め、同表の廃棄物再生事業者登録事務の部中「四〇、〇〇〇円」を「四一、八〇〇円」に改め、同表の自動車リサイクル業関係事務の部中「三、〇〇〇円」を「三、二五〇円」に、「五、〇〇〇円」を「五、二五〇円」に改め、同表の浄化槽保守点検業者登録事務の部中「三三三、六〇〇円」を「三三三、五〇〇円」

円」を「一、二五〇円」に、「一、一〇〇円」を「一、二五〇円」に改め、同表の家畜市場登録事務の部中「一七、〇〇〇円」を「一八、四〇〇円」に、「四三、〇〇〇円」を「四六、二〇〇円」に、「三、八〇〇円」を「四、一〇〇円」に、「六、四〇〇円」を「六、七五〇円」に改め、同表の畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律関係事務の部中「七、〇〇〇円」を「七、四〇〇円」に、「五、四〇〇円」を「五、七五〇円」に、「二、八〇〇円」を「二、九五〇円」に、「二七、〇〇〇円」を「二八、七〇〇円」に改め、同表の家畜人工授精関係事務の部中「三二、〇〇〇円」を「三四、〇〇〇円」に、「三五、〇〇〇円」を「三七、三〇〇円」に、「一、八〇〇円」を「二、〇〇〇円」に、「一、七〇〇円」を「一、九〇〇円」に、「五、七〇〇円」を「六、二五〇円」に改め、同表の養鶏振興関係事務の部中「四〇円」を「五〇円」に、「七、九〇〇円」を「八、六五〇円」に改め、同表

の家畜伝染病予防事務の部中

二七〇円	二七〇円
一〇〇円	一四〇円
二七〇円	二九〇円

に、「一、二

〇〇円」を「一、三五〇円」に、「六〇〇円」を「六五〇円」に、「六七〇円」を「七六〇円」に、「二一〇円」を「二三〇円」に、「七二〇円」を「八五〇円」に改め、同表の家畜診療及び検査事務の部中「七〇円」を「八〇円」に改め、同表の種畜関係事務の部中「八〇〇円」を「九一〇円」に、「一、二〇〇円」を「一、三五〇円」に、「七六〇円」を「八三〇円」に改め、同表の林業種苗関係事務の部中「六、四〇〇円」を「六、五五〇円」に、「一四、〇〇〇円」を「一四、一〇〇円」に、「三、〇〇〇円」を「三、一〇〇円」に、「三六、〇〇〇円」を「三七、八〇〇円」に、「五、九〇〇円」を「六、一五〇円」に、「五、一〇〇円」を「五、三五〇円」に、「三、六〇〇円」を「三、七五〇円」に、「五、七〇〇円」を「五、九五〇円」に改め、同表の水産物流通関係事務の部中「一二、〇〇〇円」を「一三、三〇〇円」に改め、同表の漁業関係事務の部の漁業権免許申請手数料の項及び漁業権共有認可申請手数料の項中「三、七〇〇円」を「四、一〇〇円」に改め、同部の漁業権分割変更免許申請手数料の項中「二、五〇〇円」を「二、八〇〇円」に改め、同部の抵当権設定認可申請手数料の項及び漁業権移転認可申請手数料の項中「一、二〇〇円」を「一、三五〇円」に改め、同部の休業中の漁業許可申請手数料の項中「二、五〇〇円」を「二、八〇〇円」に改め、同部の沿岸漁場管理団体指定申請手数料の項中「三、七〇〇円」を「四、一〇〇円」に改め、同部の漁業許可申請手数料の項中「二、九〇〇円」を「三、二五〇円」に改め、同部の漁業許可変更許可申請手数料の項中「二、四〇〇円」を「二、七〇〇円」に改め、同部の免許漁業原簿謄本又は抄本交付手数料の項中「五二〇円」を「五七〇円」に改め、同部の漁場図謄本又は抄本交付手数料の項中「五二〇円」を「五八〇円」に改め、同部の免許漁業原簿閲覧手数料の項中「二八〇円」を「三一〇円」に改め、同表の漁船関係事務の部中「四、六〇〇円」を「四、九〇〇円」に、「六、九〇〇円」を「七、二〇〇円」に、「七、四〇〇円」を「七、七〇〇円」に、「七、九〇〇円」を「八、二〇〇円」に、「二、四〇〇円」を「二、七〇〇円」に、「三、六〇〇円」を「三、八〇〇円」に、「二、三〇〇円」を「二、五

〇〇〇円」に、「三、四〇〇円」を「三、六〇〇円」に、「三、七〇〇円」を「三、九〇〇円」に、「四、〇〇〇円」を「四、二〇〇円」に、「四四〇円」を「五〇〇円」に改め、同表の小型船舶関係事務の部中「一四、〇〇〇円」を「一四、五〇〇円」に、「一九、〇〇〇円」を「一九、五〇〇円」に、「三七、〇〇〇円」を「三八、〇〇〇円」に、「二六、〇〇〇円」を「二七、〇〇〇円」に改め、同表の遊漁船業関係事務の部中「一五、〇〇〇円」を「一五、五〇〇円」に、「一二、〇〇〇円」を「一二、四〇〇円」に、「六、〇〇〇円」を「六、二〇〇円」に改め、同表の浄化槽法関係事務の部中「三三、〇〇〇円」を「三三、一〇〇円」に、「二六、〇〇〇円」を「二六、二〇〇円」に、「六八〇円」を「六九〇円」に改め、同表の砂利採取関係事務の部中「一三、〇〇〇円」を「一四、〇〇〇円」に、「八、四〇〇円」を「八、八五〇円」に改め、同表の土砂災害防止法関係事務の部中「四、〇〇〇円」を「四、四〇〇円」に改め、同表の屋外広告物関係事務の部中「二六〇円」を「二七〇円」に、「四八〇円」を「五〇〇円」に、「一、三〇〇円」を「一、三五〇円」に、「一六〇円」を「一七〇円」に、「四二〇円」を「四四〇円」に、「一、〇五〇円」を「一、一〇〇円」に、「二、一〇〇円」を「二、二〇〇円」に、「三、二〇〇円」を「三、三五〇円」に、「四、二五〇円」を「四、四五〇円」に、「五、三〇〇円」を「五、五五〇円」に、「六、三五〇円」を「六、六五〇円」に、「七、四〇〇円」を「七、七五〇円」に、「八、五〇〇円」を「八、九〇〇円」に改め、同表の都市計画法関係事務の部中「八、六〇〇円」を「九、六〇〇円」に、「二二、〇〇〇円」を「二五、〇〇〇円」に、「四三、〇〇〇円」を「四六、〇〇〇円」に、「八六、〇〇〇円」を「八八、〇〇〇円」に、「一三、〇〇〇円」を「一四、〇〇〇円」に、「三〇、〇〇〇円」を「三二、〇〇〇円」に、「六五、〇〇〇円」を「六七、〇〇〇円」に、「一八、〇〇〇円」を「一九、〇〇〇円」に、「三九、〇〇〇円」を「四二、〇〇〇円」に、「九七、〇〇〇円」を「九九、〇〇〇円」に、「四七〇円」を「四九〇円」に改め、同表の宅地造成及び特定盛土等規制法関係事務の部中「二〇、〇〇〇円」を「二二、〇〇〇円」に、

三三、〇〇〇円
四四、〇〇〇円

を

三三、〇〇〇円
四五、〇〇〇円

に、

「六二、〇〇〇円」を「六四、〇〇〇円」に、「七二、〇〇〇円」を「七四、〇〇〇円」に、「九六、〇〇〇円」を「九九、〇〇〇円」に、「一五〇、〇〇〇円」を「一五五、〇〇〇円」に、「二二八、〇〇〇円」を「二三六、〇〇〇円」に、「三五四、〇〇〇円」を「三六六、〇〇〇円」に、「四九八、〇〇〇円」を「五一五、〇〇〇円」に、「六四二、〇〇〇円」を「六六四、〇〇〇円」に、「一六、〇〇〇円」を「一七、〇〇〇円」に、「一八、〇〇〇円」を「一九、〇〇〇円」に、「二四、〇〇〇円」を「二五、〇〇〇円」に、「三四、〇〇〇円」を「三五、〇〇〇円」に、

三七、〇〇〇円
四四、〇〇〇円

を

三九、〇〇〇円
四六、〇〇〇円

に、「五八、〇〇〇円」を「六〇、〇〇〇円」に、「七八、〇〇〇円」を「八〇、〇〇〇円」に、「一一四、〇〇〇円」を「一一八、〇〇〇円」に、「一三八、〇〇〇円」を「一四三、

〇〇〇円」に、「一二、〇〇〇円」を「一三、〇〇〇円」に、「一三、〇〇〇円」を「一四、〇〇〇円」に、「一五、〇〇〇円」を「一六、〇〇〇円」に、「一七、〇〇〇円」を「一八、〇〇〇円」に、「二〇、〇〇〇円」を「二一、〇〇〇円」に、「二六、〇〇〇円」を「二七、〇〇〇円」に、「二七、〇〇〇円」を「二八、〇〇〇円」に改め、同表の建築基準法関係事務の部の建築物確認申請又は通知に係る審査手数料の項中「二一、〇〇〇円」を「二一、四〇〇円」に、「二〇、〇〇〇円」を「二一、七〇〇円」に、「三一、〇〇〇円」を「三二、六〇〇円」に、「四五、〇〇〇円」を「四七、五〇〇円」に、「四八、〇〇〇円」を「四八、一〇〇円」に、「七一、〇〇〇円」を「七二、〇〇〇円」に、「二〇七、〇〇〇円」を「二一一、〇〇〇円」に、「三一一、〇〇〇円」を「三一七、〇〇〇円」に、「五三一、〇〇〇円」を「五四〇、〇〇〇円」に、「一一二、〇〇〇円」を「一二、七〇〇円」に、「一三、〇〇〇円」を「一四、一〇〇円」に、「二二、〇〇〇円」を「二三、一〇〇円」に、「三四、〇〇〇円」を「三五、九〇〇円」に、「五三、〇〇〇円」を「五六、六〇〇円」に、「六九、〇〇〇円」を「七三、四〇〇円」に改め、同部の構造計算適合性判定手数料の項中「二〇六、〇〇〇円」を「二〇七、〇〇〇円」に、「二七二、〇〇〇円」を「二七三、〇〇〇円」に、「一七三、〇〇〇円」を「一七四、〇〇〇円」に、「三〇五、〇〇〇円」を「三〇六、〇〇〇円」に、「一九九、〇〇〇円」を「一九〇、〇〇〇円」に、「四〇四、〇〇〇円」を「四〇五、〇〇〇円」に、「二三九、〇〇〇円」を「二四〇、〇〇〇円」に、「第十八条第四項」を「第十八条第五項」に改め、同部の建築物完了検査申請又は通知に係る検査手数料の項中「二三、〇〇〇円」を「二四、二〇〇円」に、「二七、〇〇〇円」を「二八、二〇〇円」に、「二七、〇〇〇円」を「二八、四〇〇円」に、「三一、〇〇〇円」を「三二、四〇〇円」に、「三六、〇〇〇円」を「三八、〇〇〇円」に、「四〇、〇〇〇円」を「四二、〇〇〇円」に、「五一、〇〇〇円」を「五一、六〇〇円」に、「五五、〇〇〇円」を「五五、六〇〇円」に、「五三、〇〇〇円」を「五五、九〇〇円」に、「五九、〇〇〇円」を「六一、九五〇円」に、「七四、〇〇〇円」を「七四、八〇〇円」に、「八二、〇〇〇円」を「八三、五〇〇円」に、「一七八、〇〇〇円」を「一八一、〇〇〇円」に、「一九五、〇〇〇円」を「一九九、一〇〇円」に、「二九一、〇〇〇円」を「二九二、八〇〇円」に、「五〇四、〇〇〇円」を「五〇六、六〇〇円」に改め、同部の中間検査を受けた建築物完了検査申請又は通知に係る検査手数料の項中「二一、〇〇〇円」を「二一、九〇〇円」に、「二五、〇〇〇円」を「二五、九〇〇円」に、「二五、〇〇〇円」を「二六、八〇〇円」に、「二九、〇〇〇円」を「三〇、八〇〇円」に、「三五、〇〇〇円」を「三六、六〇〇円」に、「三九、〇〇〇円」を「四〇、六〇〇円」に、「四九、〇〇〇円」を「五一、六〇〇円」に、「五三、〇〇〇円」を「五五、六〇〇円」に、「五二、〇〇〇円」(建築物エネルギー消費性能基準への適合を調査する場合にあつては、五八、〇〇〇円)を「五二、九〇〇円」(建築物エネルギー消費性能基準への適合を調査する場合にあつては、五八、九五〇円)に、「六九、〇〇〇円」を「六九、八〇〇円」に、「七七、〇〇〇円」を「七八、五〇〇円」に、「一六一、〇〇〇円」を「一六三、〇〇〇円」に、「一七八、〇〇〇円」を「一八一、一〇〇円」に、「二五二、〇〇〇円」を

「二五七、〇〇〇円」に、「二八三、〇〇〇円」を「二八九、八〇〇円」に、「四四五、〇〇〇円」を「四六四、〇〇〇円」に、「四九四、〇〇〇円」を「五一五、六〇〇円」に改め、同部の建築物中間検査申請又は通知に係る検査手数料の項中「二〇、〇〇〇円」を「二一、二〇〇円」に、「三三、〇〇〇円」を「二四、四〇〇円」に、「三二、〇〇〇円」を「三三、六〇〇円」に、「四四、〇〇〇円」を「四六、二〇〇円」に、「四九、〇〇〇円」を「四九、四〇〇円」に、「六六、〇〇〇円」を「六六、七〇〇円」に、「一四七、〇〇〇円」を「一五〇、〇〇〇円」に、「二二二、〇〇〇円」を「二二六、〇〇〇円」に、「四〇七、〇〇〇円」を「四一五、〇〇〇円」に改め、同部の検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料の項中「一二〇、〇〇〇円」を「一二二、〇〇〇円」に改め、同部の公共用歩廊等の道路内における建築許可申請手数料の項及び壁面線外における建築許可申請手数料の項中「一六〇、〇〇〇円」を「一六一、〇〇〇円」に改め、同部の都市計画区域及び準都市計画区域内における建築等許可申請手数料の項中「一八〇、〇〇〇円」を「一八一、〇〇〇円」に、「一二〇、〇〇〇円」を「一二三、〇〇〇円」に改め、同部の特殊建築物等敷地許可申請手数料の項、建築物の延べ面積の特例許可申請手数料の項、建築物の敷地面積の許可申請手数料の項、建築物の高さの特例許可又は高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料の項、日影による建築物の高さの特例許可申請手数料の項、高度地区における建築物の高さの特例許可申請手数料の項、高度利用地区における建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料の項、高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可申請手数料の項、敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料の項、地区計画等の区域のうち再開発等促進区等内における建築物の各部分の高さの許可申請手数料の項、地区計画等の区域内において敷地内に道路に接して有効な空地が確保されている建築物の各部分の高さの特例許可申請手数料の項及び予定道路に係る建築物の延べ面積の特例許可申請手数料の項中「一六〇、〇〇〇円」を「一六一、〇〇〇円」に改め、同部の仮設建築物建築許可申請手数料の項中「一二〇、〇〇〇円」を「一二二、〇〇〇円」に、「一六〇、〇〇〇円」を「一六一、〇〇〇円」に改め、同部の総合的設計による一団地内の建築物の特例認定申請手数料の項中「七八、〇〇〇円」を「七九、〇〇〇円」に、「二八、〇〇〇円」を「二八、五〇〇円」に改め、同部の既存建築物を前提とした総合的設計による一定の一団の土地の区域内の建築物の特例認定申請手数料の項中「七八、〇〇〇円」を「七九、〇〇〇円」に、「二八、〇〇〇円」を「二八、五〇〇円」に改め、同部の総合的設計による空地を有する一団地内の建築物の特例許可申請手数料の項中「二二〇、〇〇〇円」を「二二三、〇〇〇円」に、「二八、〇〇〇円」を「二八、〇〇〇円」に、「二八、〇〇〇円」を「二八、五〇〇円」に改め、同部の既存建築物を前提とした総合的設計による一定の一団の土地の区域内の建築物の特例許可申請手数料の項中「二二〇、〇〇〇円」を「二二三、〇〇〇円」に、「二八、〇〇〇円」を「二八、五〇〇円」に改め、同部の公告認定対象区域内における建築物の認定申請手数料の項中「七八、〇〇〇円」を「七九、〇〇〇円」に、「二八、〇〇〇円」を「二八、五〇〇円」に改め、同部の空地を有することとなる公告認定対象区域内における建築物の特例許可申請手数料の項中「二二〇、〇〇〇円」を「二二三、〇〇〇円」に改め、同部の空地を有することとなる公告認定

〇〇〇円」に、「二八、〇〇〇円」を「二八、五〇〇円」に改め、同部の公告許可対象区域内における建築物の許可申請手数料の項中「二二〇、〇〇〇円」を「二二三、〇〇〇円」に、「二八、〇〇〇円」を「二八、五〇〇円」に改め、同部の一時的に他の用途の建築物として使用する場合の許可申請手数料の項中「二二〇、〇〇〇円」を「一二二、〇〇〇円」に、「一六〇、〇〇〇円」を「一六一、〇〇〇円」に改め、同表の長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係事務の部の長期優良住宅建築等計画認定申請に係る審査手数料の項中「四九、〇〇〇円」を「五二、〇〇〇円」に、「一一、二〇〇円」を「一一、八〇〇円」に、「一六、三〇〇円」を「一七、二〇〇円」に、「九七、〇〇〇円」を「一〇三、〇〇〇円」に、「四、七〇〇円」を「四、九〇〇円」に、「一〇、一〇〇円」を「一〇、六〇〇円」に、「一五三、〇〇〇円」を「一六二、〇〇〇円」に、「四、一〇〇円」を「四、三〇〇円」に、「八、二〇〇円」を「八、六五〇円」に、「三〇九、〇〇〇円」を「三二九、〇〇〇円」に、「三、〇〇〇円」を「三、一〇〇円」に、「三、〇〇〇円」を「三、一〇〇円」を「三、一〇〇円」に、「六、五五〇円」を「六、九〇〇円」に、「五六六、〇〇〇円」を「六〇二、〇〇〇円」に、「二、六〇〇円」を「二、七〇〇円」に、「五、七〇〇円」を「六、〇〇〇円」に、「九七九、〇〇〇円」を「一、〇四一、〇〇〇円」に、「二、三〇〇円」を「二、三五〇円」に、「二、三五〇円」を「二、三〇〇円」を「二、三五〇円」に、「一、六九五、〇〇〇円」を「一、八〇一、〇〇〇円」に、「二、一〇〇円」を「二、一五〇円」に、「四、三〇〇円」を「四、五〇〇円」に、「七二、三〇〇円」を「七六、八〇〇円」に、「一五、三〇〇円」を「一六、二〇〇円」に、「一四二、〇〇〇円」を「一五一、〇〇〇円」に、「六、二〇〇円」を「六、五五〇円」に、「二二五、〇〇〇円」を「二三九、〇〇〇円」に、「五、三〇〇円」を「五、六〇〇円」に、「一、五、三〇〇円」を「一、五、六〇〇円」に、「四五三、〇〇〇円」を「四八二、〇〇〇円」に、「三、八五〇円」を「四、〇五〇円」に、「八二九、〇〇〇円」を「八八一、〇〇〇円」に、「三、三〇〇円」を「三、四五〇円」に、「一、四三五、〇〇〇円」を「一、五二五、〇〇〇円」に、「二、七五〇円」を「二、八五〇円」に、「二、四八四、〇〇〇円」を「二、六四〇、〇〇〇円」に、「二、五〇〇円」を「二、六〇〇円」に改め、同部の長期優良住宅維持保全計画認定申請に係る審査手数料の項中「七二、三〇〇円」を「七六、八〇〇円」に、「一五、三〇〇円」を「一六、二〇〇円」に、「二三、九五〇円」を「二五、四〇〇円」に、「一四二、〇〇〇円」を「一五一、〇〇〇円」に、「六、二〇〇円」を「六、五五〇円」に、「一四、六〇〇円」を「一五、五〇〇円」に、「二二五、〇〇〇円」を「二三九、〇〇〇円」に、「五、三〇〇円」を「五、六〇〇円」に、「あつては五、三〇〇円」を「あつては五、六〇〇円」に、「一一、八〇〇円」を「一二、五〇〇円」に、「四五三、〇〇〇円」を「四八二、〇〇〇円」に、「三、八五〇円」を「四、〇五〇円」に、「九、三〇〇円」を「九、八五〇円」に、「八二九、〇〇〇円」を「八八一、〇〇〇円」に、「三、三〇〇円」を「三、四五〇円」に、「八、〇五〇円」を「八、五〇〇円」に、「一、四三五、〇〇〇円」を「一、五二五、〇〇〇円」に、「二、七五〇円」を「二、八五〇円」に、「六、五〇〇円」を「六、八五〇円」に、「二、四八四、〇〇〇円」を「二、六四〇、〇〇〇円」を「二、五〇〇円」を「二、六〇〇円」に改め、同部の長期

四〇、〇〇〇円」に、「二、五〇〇円」を「二、六〇〇円」に、「六、〇〇〇円」を「六、三〇〇円」に改め、同部の譲受人の決定及び区分所有住宅の管理者等の選任に係る長期優良住宅建築等計画変更認定申請に係る審査手数料の項及び認定計画実施者の地位承継承認申請に係る審査手数料の項中「三、〇〇〇円」を「三、二〇〇円」に改め、同部の容積率の特例許可申請に係る審査手数料の項中「一六〇、〇〇〇円」を「一六六、〇〇〇円」に改め、同部の長期優良住宅建築等計画認定に係る構造計算適合性判定手数料の項中「二〇六、〇〇〇円」を「二〇七、〇〇〇円」に、「二七二、〇〇〇円」を「二七三、〇〇〇円」に、「一七三、〇〇〇円」を「一七四、〇〇〇円」に、「三〇五、〇〇〇円」を「三〇六、〇〇〇円」に、「一八九、〇〇〇円」を「一九〇、〇〇〇円」に、「四〇四、〇〇〇円」を「四〇五、〇〇〇円」に、「二三九、〇〇〇円」を「二四〇、〇〇〇円」に改め、同表の都市の低炭素化の促進に関する法律関係事務の部の低炭素建築物新築等計画認定申請に係る審査手数料の項中「三七、三〇〇円」を「四〇、二〇〇円」に、「二八、八〇〇円」を「三〇、六〇〇円」に、「二〇、一〇〇円」を「二二、七〇〇円」に、「あつては六、〇〇〇円」を「あつては六、四五〇円」に、「七四、三〇〇円」を「八〇、二〇〇円」に、「五四、六〇〇円」を「五八、〇〇〇円」に、「三六、二〇〇円」を「三九、〇〇〇円」に、「一一、〇〇〇円」を「一一、八〇〇円」に、「一〇四、〇〇〇円」を「一二、〇〇〇円」に、「七六、二〇〇円」を「八〇、九〇〇円」に、「五〇、七〇〇円」を「五四、六〇〇円」に、「一一八、一〇〇円」を「一九、四〇〇円」に、「一四六、〇〇〇円」を「一五七、〇〇〇円」に、「一一七、〇〇〇円」を「一二四、〇〇〇円」に、「七一、四〇〇円」を「七七、〇〇〇円」に、「二九、五〇〇円」を「三一、八〇〇円」に、「二〇九、〇〇〇円」を「二二五、〇〇〇円」に、「二五五、〇〇〇円」を「二六五、〇〇〇円」に、「一一六、〇〇〇円」を「一一四、〇〇〇円」に、「四八、七〇〇円」を「五二、五〇〇円」に、「三〇〇、〇〇〇円」を「三二四、〇〇〇円」に、「二二五、〇〇〇円、当該」を「二三九、〇〇〇円、当該」に、「一五八、〇〇〇円」を「一七一、〇〇〇円」に、「八六、四〇〇円」を「九三、二〇〇円」に、「四〇六、〇〇〇円」を「四三八、〇〇〇円」に、「三三〇、〇〇〇円」を「三二九、〇〇〇円」に、「二二五、〇〇〇円、適合証」を「二四三、〇〇〇円、適合証」に、「一三六、〇〇〇円」を「一四七、〇〇〇円」に、「五三二、〇〇〇円」を「五七四、〇〇〇円」に、「四〇四、〇〇〇円」を「四二九、〇〇〇円」に、「二九一、〇〇〇円」を「三一四、〇〇〇円」に、「一七二、〇〇〇円」を「一八六、〇〇〇円」に、「六二四、〇〇〇円」を「六七四、〇〇〇円」に、「四六八、〇〇〇円」を「四九七、〇〇〇円」に、「三三〇、〇〇〇円」を「三五六、〇〇〇円」に、「一八三、〇〇〇円」を「一九七、〇〇〇円」に、「一一七、〇〇〇円」を「一二六、〇〇〇円」に、「一九二、〇〇〇円」を「二〇七、〇〇〇円」に、「二九九、〇〇〇円」を「三二三、〇〇〇円」に、「三八四、〇〇〇円」を「四一五、〇〇〇円」に、「四五八、〇〇〇円」を「四九四、〇〇〇円」に、「五三四、〇〇〇円」を「五七七、〇〇〇円」に、「二二四、〇〇〇円」を「二三二、〇〇〇円」に、「二五七、〇〇〇円」を「二七七、〇〇〇円」に、「四〇九、〇〇〇円」を「四四二、〇〇〇円」に、「五八二、〇〇〇円」を「六二八、〇〇〇円」に、「七一四、〇

〇〇円」を「七七一、〇〇〇円」に、「八四一、〇〇〇円」を「九〇八、〇〇〇円」に、「九六〇、〇〇〇円」を「一、〇三七、〇〇〇円」に改め、同部の低炭素建築物新築等計画認定に係る構造計算適合性判定手数料の項中「二〇六、〇〇〇円」を「二〇七、〇〇〇円」に、「二七二、〇〇〇円」を「二七三、〇〇〇円」に、「一七三、〇〇〇円」を「一七四、〇〇〇円」に、「三〇五、〇〇〇円」を「三〇六、〇〇〇円」に、「一八九、〇〇〇円」を「一九〇、〇〇〇円」に、「四〇四、〇〇〇円」を「四〇五、〇〇〇円」に、「二三九、〇〇〇円」を「二四〇、〇〇〇円」に改め、同表の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係事務の部中「三二、一〇〇円」を「三三、八〇〇円」に、「二四、〇〇〇円」を「二五、五〇〇円」に、「一六、八〇〇円」を「一七、八〇〇円」に、「五、一〇〇円」を「五、三五〇円」に、「三五、六〇〇円」を「三七、五〇〇円」に、「二六、五〇〇円」を「二八、一〇〇円」に、「一八、一〇〇円」を「一九、一〇〇円」に、「六三、五〇〇円」を「六七、〇〇〇円」に、「四七、〇〇〇円」を「四九、九〇〇円」に、「三〇、八〇〇円」を「三二、五〇〇円」に、「九、五五〇円」を「一〇、〇〇〇円」に、「一〇六、〇〇〇円」を「一一二、〇〇〇円」に、「七八、三〇〇円」を「八三、一〇〇円」に、「五二、七〇〇円」を「五五、六〇〇円」に、「一九、四〇〇円」を「二〇、四〇〇円」に、「一七九、〇〇〇円」を「一八九、〇〇〇円」に、「一三六、〇〇〇円」を「一四四、〇〇〇円」に、「九四、五〇〇円」を「九九、九〇〇円」に、「四一、六〇〇円」を「四三、九〇〇円」に、「二五六、〇〇〇円」を「二七一、〇〇〇円」に、「一九八、〇〇〇円」を「二一〇、〇〇〇円」に、「一四三、〇〇〇円」を「一五一、〇〇〇円」に、「七三、九〇〇円」を「七八、一〇〇円」に、「二〇八、〇〇〇円」を「二一九、〇〇〇円」に、「七九、九〇〇円」を「八四、五〇〇円」に、「二六二、〇〇〇円」を「二七五、〇〇〇円」に、「一一二、〇〇〇円」を「一〇七、〇〇〇円」に、「あつては一六、〇〇〇円」を「あつては一六、七〇〇円」に、「三三五、〇〇〇円」を「三五四、〇〇〇円」に、「一三三、〇〇〇円」を「一四一、〇〇〇円」に、「二五、四〇〇円」を「二六、八〇〇円」に、「四七八、〇〇〇円」を「五〇五、〇〇〇円」に、「二一六、〇〇〇円」を「二二八、〇〇〇円」に、「五八八、〇〇〇円」を「六二二、〇〇〇円」に、「二八一、〇〇〇円」を「二九七、〇〇〇円」に、「一一六、〇〇〇円」を「一二三、〇〇〇円」に、「六九六、〇〇〇円」を「七三五、〇〇〇円」に、「三三八、〇〇〇円」を「三五七、〇〇〇円」に、「一四七、〇〇〇円」を「一五五、〇〇〇円」に、「七九三、〇〇〇円」を「八三九、〇〇〇円」に、「三九六、〇〇〇円」を「四一九、〇〇〇円」に、「一八三、〇〇〇円」を「一九四、〇〇〇円」に、「二〇六、〇〇〇円」を「二〇七、〇〇〇円」に、「二七二、〇〇〇円」を「二七三、〇〇〇円」に、「一七三、〇〇〇円」を「一七四、〇〇〇円」に、「三〇五、〇〇〇円」を「三〇六、〇〇〇円」に、「一八九、〇〇〇円」を「一九〇、〇〇〇円」に、「四〇四、〇〇〇円」を「四〇五、〇〇〇円」に、「二三九、〇〇〇円」を「二四〇、〇〇〇円」に改め、同表の建築士法関係事務の部中「五、九〇〇円」を「六、二五〇円」に、「二三、〇〇〇円」を「二四、三〇〇円」に改め、同表のマンションの管理の適正化の推進に関する法律関係事務の部中「二六、三〇〇円」を「二八、一〇〇円」に、「三、〇〇〇

〇円」を「三、二〇〇円」に、「一一、五〇〇円」を「一二、四〇〇円」に、「一、四〇〇円」を「一、五〇〇円」に、「二〇、九〇〇円」を「二二、三〇〇円」に、「七、四〇〇円」を「八、一〇〇円」に改め、同表の高齢者の居住の安定確保に関する法律関係事務の部中「二八、〇〇〇円」を「二九、〇〇〇円」に、「三二、〇〇〇円」を「三三、〇〇〇円」に、「三六、〇〇〇円」を「三七、〇〇〇円」に、「四〇、〇〇〇円」を「四一、〇〇〇円」に、「四七、〇〇〇円」を「四八、〇〇〇円」に、「五八、〇〇〇円」を「五九、〇〇〇円」に、「六九、〇〇〇円」を「七〇、〇〇〇円」に改め、同表の租税特別措置法関係事務の部中「三二、〇〇〇円」を「三五、一〇〇円」に、「二四、〇〇〇円」を「二六、〇〇〇円」に改め、同表の自動車保管場所関係事務の部中「二、二〇〇円」を「二、五五〇円」に改め、同表の道路使用許可関係事務の部中「二、四〇〇円」を「二、七五〇円」に、「六〇〇円」を「六八〇円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。ただし、別表第三の薬務関係事務の部の備考の欄の改正規定は、同年五月一日から施行する。

(大分県身体障害者福祉センターの温水プール及び機能回復訓練室並びに大分県立武道スポーツセンターのトレーニングルームの回数券の利用の特例)

2 改正後の別表第一の大分県身体障害者福祉センターの部の個人使用料の項(温水プール及び機能回復訓練室に係る部分に限る。)の規定の適用については、この条例の施行の日以後同日前に購入した回数券で利用する場合に限り、同項中「一、〇〇〇円」とあるのは「六五〇円」と、「一、四〇〇円」とあるのは「一、〇〇〇円」と、「二、四〇〇円」とあるのは「一、七〇〇円」と、「三、八〇〇円」とあるのは「三、四〇〇円」とし、同表の大分県立武道スポーツセンターの部のセンター個人使用料の項(トレーニングルームに係る部分に限る。)の規定の適用については、この条例の施行の日以後同日前に購入した回数券で利用する場合に限り、同項中「三、七〇〇円」とあるのは、「三、六〇〇円」とする。

理 由

経費の増大等により使用料及び手数料の額の引上げ等を行いたいので提出する。

第二十号議案

大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について

大分県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和八年二月二十四日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

大分県の事務処理の特例に関する条例（平成十一年大分県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の九の項の事務の欄を次のように改める。

- 一 法第十三条の規定に基づき、母子福祉資金貸付金の貸付けの申請に係る書類を受理し、及び知事に送付すること。
- 二 母子福祉資金貸付金を交付すること（口座振替によるものを除く。）。
- 三 母子福祉資金貸付金の償還に関する事務を行うこと。
- 四 法第三十一条の六の規定に基づき、父子福祉資金貸付金の貸付けの申請に係る書類を受理し、及び知事に送付すること。
- 五 父子福祉資金貸付金を交付すること（口座振替によるものを除く。）。
- 六 父子福祉資金貸付金の償還に関する事務を行うこと。
- 七 法第三十二条の規定に基づき、寡婦福祉資金貸付金の貸付けの申請に係る書類を受理し、及び知事に送付すること。
- 八 寡婦福祉資金貸付金を交付すること（口座振替によるものを除く。）。
- 九 寡婦福祉資金貸付金の償還に関する事務を行うこと。

別表第一の九の項の市町村の欄中「第四号」を「第一号、第三号、第四号、第六号、第七号及び第九号」に改める。

別表第二の四の項の事務の欄の第一号(2)及び五の項の事務の欄の第一号(2)中「第七条第三項」を「第七条第二項」に改め、同表の十五の項の事務の欄の第一号(7)中「第七項及び第十五項」を「第六項及び第十三項」に改め、同欄の第二号(2)中「第十四条第十六項」を「第十四条第十四項」に改め、同表の十六の項の事務の欄の第一号(2)中「第八条第四項」を「第八条第三項」に改め、同表の二十四の項の事務の欄の第二号中(2)を削り、(3)を(2)とし、(4)を(3)とし、同欄の第三号(2)を同号(3)とし、同号(1)の次に次のように加える。

(2) 施行令第一条の四第一項

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第二の十五の項の改正規定は、令和八年五月一日から施行する。

理 由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）等の一部改正に伴い規定を整備する必要がある、及び母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）に基づく知事の権限に属する事務の一部を各市が処理することとしたので提出する。

第二十一号議案

大分県立アルゲリッチ記念館の設置及び管理に関する条例の制定について
大分県立アルゲリッチ記念館の設置及び管理に関する条例を次のように定める。

令和八年二月二十四日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県立アルゲリッチ記念館の設置及び管理に関する条例

(設置)

第一条 永年にわたり、県民に優れた音楽の鑑賞の機会を提供し、広く本県の魅力の発信に貢献してきた別府アルゲリッチ音楽祭の総監督を務めてきたマルタ・アルゲリッチの功績を顕彰するとともに、人々の豊かな心を育む音楽文化を発信することにより、本県の芸術文化の更なる発展を図り、もって芸術の本質である「寛容と共生の精神」が県民に広く根付いた地域社会の実現に寄与するため、大分県立アルゲリッチ記念館（以下「記念館」という。）を設置する。

(位置)

第二条 記念館は、別府市大字別府三千三十番地一に置く。

(事業)

第三条 記念館は、次に掲げる事業を行う。

- 一 マルタ・アルゲリッチの功績の顕彰に関すること。
- 二 音楽文化の発信に関すること。
- 三 若手音楽家の育成に関すること。
- 四 教育その他の分野との連携に関すること。
- 五 前各号に掲げる事業のほか、記念館の目的を達成するために必要な事業

(損害賠償)

第四条 記念館の施設、設備又は展示資料を損傷し、又は滅失した者は、知事の認定に基づき、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第五条 この条例に定めるもののほか、記念館の利用に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和八年九月一日から施行する。

理 由

永年にわたり、県民に優れた音楽の鑑賞の機会を提供し、広く本県の魅力の発信に貢献してきた別府アルゲリッチ音楽祭の総監督を務めてきたマルタ・アルゲリッチの功績を顕

彰するとともに、人々の豊かな心を育む音楽文化を発信することにより、本県の芸術文化の更なる発展を図り、もって芸術の本質である「寛容と共生の精神」が県民に広く根付いた地域社会の実現に寄与するため、大分県立アルゲリッチ記念館を設置したいので提出する。

第二十二号議案

大分県立総合文化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

大分県立総合文化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和八年二月二十四日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県立総合文化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大分県立総合文化センターの設置及び管理に関する条例（平成十年大分県条例第十号）の一部を次のように改正する。

別表の大ホールの項中「九五、六〇〇円」を「一〇三、〇〇〇円」に、「一二七、六〇〇円」を「一三七、〇〇〇円」に、「一五九、五〇〇円」を「一七一、〇〇〇円」に、「三二五、三〇〇円」を「三四八、〇〇〇円」に、「一三三、九〇〇円」を「一四三、〇〇〇円」に、「一七八、六〇〇円」を「一九一、〇〇〇円」に、「二三三、三〇〇円」を「二三九、〇〇〇円」に、「四五五、四〇〇円」を「四八六、〇〇〇円」に、「一五三、〇〇〇円以下」を「一六四、〇〇〇円以下」に、「二〇四、一〇〇円」を「二一八、〇〇〇円」に、「二五五、一〇〇円」を「二七三、〇〇〇円」に、「五二〇、四〇〇円」を「五五六、〇〇〇円」に、「一七二、二〇〇円」を「一八四、〇〇〇円」に、「二二九、六〇〇円」を「二四五、〇〇〇円」に、「二八七、〇〇〇円」を「三〇七、〇〇〇円」に、「五八五、五〇〇円」を「六二五、〇〇〇円」に改め、同表の中ホールの項中「四二、六〇〇円」を「四五、五〇〇円」に、「五六、八〇〇円」を「六〇、七〇〇円」に、「七〇、九〇〇円」を「七五、七〇〇円」に、「一四四、七〇〇円」を「一五五、〇〇〇円」に、「五九、六〇〇円」を「六三、六〇〇円」に、「七九、四〇〇円」を「八四、八〇〇円」に、「九九、二〇〇円」を「一〇六、〇〇〇円」に、「二〇二、六〇〇円」を「二一七、〇〇〇円」に、「六八、二〇〇円」を「七二、八〇〇円」に、「九〇、八〇〇円」を「九六、九〇〇円」に、「一一三、五〇〇円」を「一二二、〇〇〇円」に、「二三一、六〇〇円」を「二四八、〇〇〇円」に、「七六、七〇〇円」を「八一、九〇〇円」に、「一一二、一〇〇円」を「一九、〇〇〇円」に、「一二七、七〇〇円」を「一三七、〇〇〇円」に、「二六〇、五〇〇円」を「二七八、〇〇〇円」に改め、同表の楽屋の項中「二、五〇〇円」を「二、七〇〇円」に、「五、〇〇〇円」を「五、三五〇円」に改め、同表の練習室の項中「二、九〇〇円」を「三、一〇〇円」に、「三、五〇〇円」を「三、七五〇円」に、「二、〇〇〇円」を「二、一五〇円」に、「二、四〇〇円」を「二、六〇〇円」に、「一、〇〇〇円」を「一、一〇〇円」に、「一、二〇〇円」を「一、三〇〇円」に、「四、八〇〇円」を「五、一五〇円」に、「五、八〇〇円」を「六、二〇〇円」に改め、同表の会議室の項中「九、二〇〇円」を「九、八五〇円」に、「一二、二〇〇円」を「一三、一〇〇円」に、「六、二〇〇円

以下」を「六、六五〇円以下」に、「八、三〇〇円」を「八、九〇〇円」に、「四、六〇〇円」を「四、九五〇円」に、「六、〇〇〇円」を「六、四五〇円」に、「四、三〇〇円」を「四、六〇〇円」に、「五、八〇〇円」を「六、二〇〇円」に、「一一、四〇〇円」を「一二、二〇〇円」に、「二五、二〇〇円」を「二六、三〇〇円」に改め、同表の県民ギャラリーの項中「一〇、八〇〇円」を「一一、六〇〇円」に改め、同表のアトリウムプラザの項中

四、〇〇〇円以上 六、〇〇〇円以下

を

四、〇〇〇円以上 六、四五〇円以下

に、「一二、〇〇〇円」を「一

二、九〇〇円」に、「二四、〇〇〇円以下」を「二五、七〇〇円以下」に、「三六、〇〇〇円」を「三八、五〇〇円」に、「四八、〇〇〇円」を「五一、三〇〇円」に改め、同表の駐車場の項中「二五〇円」を「二六〇円」に、「三〇、〇〇〇円」を「三二、一〇〇円」に改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

理 由

経費の増大により利用料金の上限額を引き上げたいので提出する。

第二十三号議案

大分県立美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

大分県立美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和八年二月二十四日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県立美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大分県立美術館の設置及び管理に関する条例（平成二十五年大分県条例第七号）の一部を次のように改正する。

別表の展示室Aの項及び展示室Bの項中「四四、四〇〇円」を「四七、四〇〇円」に改め、同表のアトリウムの項中「五、八〇〇円」を「六、二〇〇円」に、「一一、四〇〇円以下」を「一二、二〇〇円以下」に、「一七、二〇〇円」を「一八、四〇〇円」に、「二二、八〇〇円」を「二四、四〇〇円」に改め、同表の研修室の項及びアトリエの項中「一、四五〇円」を「一、五五〇円」に改め、同表の駐車場の項中「一五〇円」を「一六〇円」に改め、同表の所蔵作品展の項中「三〇〇円」を「三二〇円」に、「二〇〇円」を「二二〇円」に、「二五〇円」を「二七〇円」に、「一五〇円」を「一六〇円」に改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

理 由

経費の増大により利用料金の上限額を引き上げたいので提出する。

第二十四号議案

大分県国民健康保険条例の一部改正について

大分県国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和八年二月二十四日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県国民健康保険条例の一部を改正する条例

大分県国民健康保険条例（平成二十九年大分県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十五条」を「第二十九条」に改める。

第十三条第二項を削る。

第十六条の見出しを「（一般納付金被保険者均等割指数の範囲）」に改め、同条第二項を削る。

第十七条第二項を削る。

第二十条の見出しを「（後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数の範囲）」に改め、同条第二項を削る。

第二十一条第二項を削る。

第二十四条の見出しを「（介護納付金納付金被保険者均等割指数の範囲）」に改め、同条第二項を削る。

第二十五条を第二十九条とし、第二十四条の次に次の四条を加える。

（子ども・子育て支援納付金納付金所得係数の基準）

第二十五条 算定政令第十一条の二第三項に規定する条例で定める子ども・子育て支援納付金納付金所得係数の基準は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た数とする。

一 県に係る算定政令第十一条の二第三項第一号に掲げる額

二 算定政令第十一条の二第三項第二号に掲げる額

（子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合）

第二十六条 算定政令第十一条の二第四項に規定する条例で定める子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る同項第一号に掲げる数とする。

（子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合）

第二十七条 算定政令第十一条の二第五項に規定する条例で定める子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る同項第二号に掲げる数とする。

（子ども・子育て支援納付金納付金被保険者均等割指数の範囲）

第二十八条 算定政令第十一条の二第七項に規定する条例で定める子ども・子育て支援納付金納付金被保険者均等割指数の範囲は、零を超え一に満たない範囲とする。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

理 由

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）の一部改正に伴い、子ども・子育て支援納付金納付金基礎額の算定に関し必要な事項を定める等の必要があるので提出する。

第二十五号議案

権利の放棄について

次のように権利を放棄することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第十号の規定により、議決を求める。

令和八年二月二十四日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

- 一 放棄する権利 大分県立病院の医業未収金に係る債権
- 二 放棄する権利の総額 六十万三千四百四十九円
- 三 放棄する権利の表示

債務者の住所及び氏名	未収金の名称	発生年度	金額
A 三重県	医業未収金	平成一四・一五年度	二九、一九〇円
B 東京都	医業未収金	平成二〇年度	四、〇七〇円
C 新潟県	医業未収金	平成二五年度	二三、四三〇円
D 福島県	医業未収金	平成二七年度	二一、三四〇円
E 大分市	医業未収金	平成二七年度	一五、一八〇円
F 北海道	医業未収金	平成二八年度	一五、〇〇〇円
G 愛知県	医業未収金	平成三〇年度	一〇、四二〇円
H 大分市	医業未収金	令和二・三年度	四一九、三六〇円

大分市	I	医業未収金	令和六年度	六五、四五九円
-----	---	-------	-------	---------

理 由

大分県立病院の医業未収金に係る債権について、債務者の行方不明及び破産により、当該債権の回収が不能であるため、債権を放棄したいので提出する。

第二十六号議案

大分県男女共同参画計画の策定について

大分県男女共同参画推進条例（平成十四年大分県条例第二十三号）第九条第一項の規定に基づき、別冊のとおり大分県男女共同参画計画を策定することについて、大分県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例（平成二十年大分県条例第五十六号）第三条第一項の規定により、議決を求める。

令和八年二月二十四日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

第二十七号議案

おおいた動物愛護センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

おおいた動物愛護センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和八年二月二十四日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

おおいた動物愛護センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

おおいた動物愛護センターの設置及び管理に関する条例（平成三十年大分県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第三号並びに第七条第一項及び第二項中「ドッグラン」を「ドッグラン等」に改める。

別表中「三、五〇〇円」を「七、〇〇〇円」に、

共同使用に供する部分	一頭につき き一時間	一〇〇円以上 三五〇円以下	
------------	---------------	------------------	--

を

多目的 広場	共同使用に供する部分	一頭につき き一時間	一〇〇円以上 七〇〇円以下	物品の販売その他の 営利目的で 使用する場 合の利用料 金の額は、 仮設工作物 一件ごと に、上記の 金額に一〇 〇円以上三 五〇円以下 の額を加算 した額とす る。
	競技会、 集会、展 示会、博 覧会その 他これら に類する 催しのた め設けら れる仮設 工作物	全部を 使用する 場合	七、〇〇〇円以上 二〇、〇〇〇円以下	

に

改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

理 由

経費の増大により利用料金の設定及び上限額の引上げを行いたいので提出する。

第二十八号議案

大分県環境影響評価条例の一部改正について

大分県環境影響評価条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和八年二月二十四日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県環境影響評価条例の一部を改正する条例

大分県環境影響評価条例（平成十一年大分県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十六条」を「第五十七条」に改める。

第五十六条を第五十七条とする。

第五十五条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第三章第一節の規定は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二十二条の三第一項に規定する認定地域脱炭素化促進事業者が同条第三項第一号に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画に従って行う同法第二十二条の二第二項第四号の整備（同法第二十一条第七項に規定する県の基準に基づき定められた同条第五項第二号に規定する促進区域内において行うものに限る。）については、適用しない。

第五十五条を第五十六条とし、第五十四条の次に次の一条を加える。

（環境影響評価に係る書類等の公開）

第五十五条 知事は、事業者、都市計画決定権者及び港湾管理者が次の各号に掲げる手続を経たときは、当該各号に定める書類を、それぞれ規則で定める期間、インターネットの利用その他の方法により公開することができる。この場合においては、あらかじめ、当該書類を作成したこれらの者の同意を得なければならない。

一 第四条の四（第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による公表 当該公表がされた配慮書

二 第七条第一項（第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による公表 当該公表がされた第一種対象事業実施計画書

三 第十五条第一項（第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される場合及び第四十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公表 当該公表がされた第一種対象事業準備書

四 第二十三条第一項（第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される場合及び第四十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公表 当該公表がされた第一種対象事業評価書

五 第二十五条第二項において準用する第二十三条第一項（第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による公表 当該公表がされた第二種対

象事業評価書

六 第三十五条第三項（第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の縦覧 当該縦覧に供された事後調査報告書

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

理 由

地域の脱炭素化を促進するため市町村の認定を受けた事業計画に従って行う地域脱炭素化促進施設の整備に係る配慮書手続の省略に関する特例を設け、及びより効果的な環境影響評価を実施するため配慮書等の継続公開について定めたいので提出する。

第二十九号議案

大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例の一部改正について

大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和八年二月二十四日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例の一部を改正する条例

大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例（平成十七年大分県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第二十六条に次の一項を加える。

2 第二章の規定は、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和六年法律第四十一号）第十一条第一項若しくは第十二条第一項の認定を受けた高度再資源化事業計画又は第十六条第一項若しくは第十七条第一項の認定を受けた高度分離・回収事業計画に従って産業廃棄物処理施設等を設置しようとする者が、次の各号のいずれかに該当する措置を行った場合には、適用しない。

- 一 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律施行規則（令和七年環境省令第二十二号）第十二条第三号又は第四十一条第三号に規定する廃棄物処理施設を設置しようとする場所の周辺地域との調和の確保に向けた取組による説明会
- 二 第九条第一項に規定する許可対象外施設の設置に係る前号の説明会に準じた措置
- 三 第十条第一項に規定する廃棄物処理施設等の譲受け又は借受けに係る第一号の説明会に準じた措置

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律の施行に伴い、同法の認定を受けた高度再資源化事業計画等に従って設置される産業廃棄物処理施設のうち、関係住民に対する説明会が開催されたものを事前協議の対象から除外したので提出する。

第三十号議案

大分県物価高騰対応中小企業事業資金調達支援基金条例の制定について
大分県物価高騰対応中小企業事業資金調達支援基金条例を次のように定める。

令和八年二月二十四日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県物価高騰対応中小企業事業資金調達支援基金条例

(設置)

第一条 エネルギー、食料品等の価格の高騰によりその経営に影響を受けた県内の中小企業者（中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第一項各号のいずれかに該当する者をいう。）が負担する保証料（知事が別に定める資金に係るものに限る。）の軽減を図ることにより、事業資金の調達を支援するため、大分県物価高騰対応中小企業事業資金調達支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(基金の管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第六条 知事は、第一条の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

エネルギー、食料品等の価格の高騰によりその経営に影響を受けた県内の中小企業者が融資を受けた際に負担する保証料の軽減を図ることにより、事業資金の調達を支援するため、複数年度にわたる財源を積み立てるための基金を設置したので提出する。

第三十一号議案

大分県新型コロナウイルス感染症対応中小企業事業資金調達支援基金条例の廃止について

大分県新型コロナウイルス感染症対応中小企業事業資金調達支援基金条例を廃止する条例を次のように定める。

令和八年二月二十四日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県新型コロナウイルス感染症対応中小企業事業資金調達支援基金条例を廃止する条例

大分県新型コロナウイルス感染症対応中小企業事業資金調達支援基金条例（令和二年大分県条例第三十七号）は、廃止する。

附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

理由

基金による新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置によりその経営に影響を受けた県内の中小企業者が負担する保証料の軽減を図る事業の終了に伴い、条例を廃止する必要があるので提出する。

第三十二号議案

大分県立別府コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正
について

大分県立別府コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
を次のように定める。

令和八年二月二十四日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県立別府コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改
正する条例

大分県立別府コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例（平成六年大分県条例
第三十号）の一部を次のように改正する。

別表のコンベンションホール棟の項中「九七、二〇〇円」を「一〇四、〇〇〇円」に、
「一五五、五〇〇円」を「一六六、〇〇〇円」に、「一九四、四〇〇円」を「二〇八、〇〇
〇円」に、「三八一、三〇〇円」を「四〇七、〇〇〇円」に、「一二九、六〇〇円以下」を
「一三九、〇〇〇円以下」に、「二〇七、三〇〇円」を「二二二、〇〇〇円」に、「二五
九、二〇〇円以下」を「二七七、〇〇〇円以下」に、「五〇八、四〇〇円」を「五四三、〇
〇〇円」に、「一六二、〇〇〇円」を「一七三、〇〇〇円」に、「三二四、〇〇〇円」を
「三四六、〇〇〇円」に、「六三五、六〇〇円」を「六七九、〇〇〇円」に、「三一
一、〇
〇〇円」を「三三二、〇〇〇円」に、「三八八、八〇〇円」を「四一五、〇〇〇円」に、
「七六二、七〇〇円」を「八一四、〇〇〇円」に、「二二六、八〇〇円」を「二四二、〇〇
〇円」に、「三六二、八〇〇円」を「三八八、〇〇〇円」に、「四五三、六〇〇円」を「四
八四、〇〇〇円」に、「八八九、八〇〇円」を「九五〇、〇〇〇円」に、「九、〇〇〇円以
下」を「九、六五〇円以下」に、「二四、四〇〇円」を「一五、四〇〇円」に、「一八、〇
〇〇円」を「一九、三〇〇円」に、「三五、二〇〇円」を「三七、六〇〇円」に、

四、八〇〇円以上	四、八〇〇円以上
七、二〇〇円以下	七、七〇〇円以下

を
に、「一一、五〇〇円」を「一二、

三〇〇円」に、「二八、二〇〇円」を「三〇、一〇〇円」に改め、同表の会議場棟の項中
「四三、二〇〇円」を「四六、一〇〇円」に、「六三、三〇〇円」を「六七、六〇〇円」
に、「六九、一〇〇円」を「七三、八〇〇円」に、「一六三、二〇〇円」を「一七五、〇〇
〇円」に、「二一、六〇〇円」を「二三、一〇〇円」に、「三一、六〇〇円」を「三三、八
〇〇円」に、「三四、五〇〇円」を「三六、九〇〇円」に、「八一、六〇〇円」を「八七、
一〇〇円」に、「一〇、八〇〇円」を「一一、六〇〇円」に、「二五、八〇〇円」を「一
六、九〇〇円」に、「一七、二〇〇円」を「一八、四〇〇円」に、「四〇、八〇〇円」を

「四三、六〇〇円」に、「五、四〇〇円」を「五、八〇〇円」に、「七、九〇〇円」を「八、四五〇円」に、「八、六〇〇円」を「九、二〇〇円」に、「二〇、四〇〇円」を「二一、八〇〇円」に、
「四、八〇〇円以上」を「七、二〇〇円以下」に、「二〇、五〇〇円以下」を「二九、一〇〇円以下」に改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

理 由

経費の増大により利用料金の上限額を引き上げたいので提出する。

第三十三号議案

令和八年度における農林水産関係事業に要する経費の市町村負担について
 令和八年度における農林水産関係事業に要する経費を次の割合で関係市町村に負担させる
 ことについて、地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第二十七条第二項並びに土地改良
 法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十条第十項及び同法第九十一条第六項において準
 用する同法第九十条第十項の規定により、議決を求める。

令和八年二月二十四日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

令和八年度農林水産関係事業市町村負担割合

事業名		区分	負担割合
基幹水利施設保全対策事業			工事費の $\frac{13}{100}$ \sim $\frac{18.3}{100}$
	農業水利施設保全合理化事業		工事費の $\frac{15}{100}$ \sim $\frac{19}{100}$
水田畑地化推進基盤整備事業			工事費の $\frac{10}{100}$ \sim $\frac{22.5}{100}$
	畑地帯総合整備事業	農業生産基盤整備	工事費の $\frac{10}{100}$ \sim $\frac{22.5}{100}$
産地基幹農道整備事業			工事費の $\frac{10}{100}$ \sim $\frac{17.5}{100}$
	農村振興総合整備事業	農業生産基盤整備	工事費の $\frac{1}{4}$
中山間地域総合整備事業			工事費の $\frac{3}{15}$ \sim $\frac{10}{15}$
	農村生活環境基盤整備	農村生活環境基盤整備	工事費の $\frac{1}{5}$

地方創生港整備推進交付金事業	漁港機能増進事業		水産物供給基盤機能保全事業			水産流通基盤整備事業			沿岸漁場基盤整備事業	森林基幹道開設事業	河川工作物応急対策事業	農業用ため池等緊急対策事業	防災重点農業用ため池等整備事業
	第四種漁港	第二種漁港	第四種漁港	第三種漁港	第二種漁港	第四種漁港	第三種漁港	第二種漁港					
工事費の $\frac{3}{20}$	工事費の $\frac{1}{10}$	工事費の $\frac{3}{20}$	工事費の $\frac{1}{10}$	工事費の $\frac{2}{20}$ ～ $\frac{3}{20}$	工事費の $\frac{3}{20}$	工事費の $\frac{1}{10}$	工事費の $\frac{3}{20}$	工事費の $\frac{3}{20}$	工事費の $\frac{1}{10}$	工事費の $\frac{1,579}{100}$	工事費の $\frac{4}{50}$ ～ $\frac{9}{50}$	工事費の $\frac{1}{4}$	工事費の $\frac{3}{50}$ ～ $\frac{6}{50}$

漁港海岸保全施設整備事業

本土

工事費の
 $\frac{7}{100}$

理 由

令和八年度における農林水産関係事業に要する経費の一部に充てるため、関係市町村から負担金を徴収したいので提出する。

第三十四号議案

大分農業文化公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

大分農業文化公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和八年二月二十四日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分農業文化公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大分農業文化公園の設置及び管理に関する条例（平成十二年大分県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「、コテージ及びクラインガルテン」を「及びコテージ」に改める。

別表のオートキャンプ場利用料の項中「四、八〇〇円」を「五、一五〇円」に、「二、四〇〇円」を「二、六〇〇円」に改め、同表のコテージ利用料の項中「一四、七〇〇円」を「一五、七〇〇円」に改め、同表のクラインガルテン利用料の項を削り、同表の設備利用料の項中「一、二〇〇円」を「一、三〇〇円」に、「六〇〇円」を「六四〇円」に、「三六〇円」を「三九〇円」に、「二四〇円」を「二六〇円」に、「二、四〇〇円」を「二、六〇〇円」に、「一二〇円」を「一三〇円」に改め、同表の飲食料の項中「五、〇〇〇円」を「五、三五〇円」に改め、同表の備考の欄中「二、八八〇円」を「三、一〇〇円」に改める。

附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

理 由

経費の増大等により利用料金の上限額の引上げ等を行いたいので提出する。

第三十五号議案

大分県都市農村交流研修館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
大分県都市農村交流研修館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和八年二月二十四日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県都市農村交流研修館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
大分県都市農村交流研修館の設置及び管理に関する条例（平成十二年大分県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

別表の研修室利用料の項中「三、四八〇円」を「三、七五〇円」に、「一、四四〇円」を「一、五五〇円」に、「九六〇円以下」を「一、〇五〇円以下」に、「一、〇八〇円」を「一、二〇〇円」に、「七二〇円以下」を「七七〇円以下」に、

「三二〇円以上
四八〇円以下」を

「三二〇円以上
五二〇円以下」に改め、同表の附属設備利用料の項中「五四〇円」を「五八〇円」に改める。

附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

理由

経費の増大により利用料金の上限額を引き上げたいので提出する。

第三十六号議案

大分県漁港管理条例の一部改正について

大分県漁港管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和八年二月二十四日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県漁港管理条例の一部を改正する条例

大分県漁港管理条例（昭和三十三年大分県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一の使用料の部の岸壁（係留指定施設を除く。）の項中「二〇二円」を「二〇五円」に、「二六九円」を「二七四円」に、「一三五円」を「一三七円」に、「四円三銭」を「四円一〇銭」に、「五円三七銭」を「五円四七銭」に、「二円六九銭」を「二円七四銭」に改め、同部の係留指定施設の項中「一、七五〇円」を「一、八〇〇円」に、「二、六〇〇円」を「二、六五〇円」に改め、同部の野積場 漁具干場 各種漁港施設の敷地の項中「一年」を「一日」に、「四八〇円」を「一円七一銭」に改め、同部の可動橋の項中「二円六四銭」を「二円六九銭」に改め、同部の道路の項中「一年」を「一日」に、「七四〇円」を「二円六三銭」に改め、同表の注1を次のように改める。

注1 一日の単位で示したものについて、使用の期間が一日未満のものは、一日として算定する。

別表第一の注3を同表の注5とし、同表の注2を同表の注4とし、同表の注1の次に次のように加える。

2 一月の単位で示したものについて、使用の期間が一月未満のものは、一月として算定する。

3 一年の単位で示したものについて、占用の期間が一年未満のものは月割計算により、一月未満のものは一月として算定する。

別表第二の土砂採取料の項中「一七二円」を「一七五円」に、「一四一元」を「一四三元」に、「一三一円」を「一三三元」に、「一二〇円」を「一二二元」に、「八二元」を「八三元」に、「一四七円」を「一四九円」に、「九五円」を「九六円」に、「五六円」を「五七円」に、「六九円」を「七〇円」に、「一三二元」を「一三四円」に改める。

別表第三の注1を次のように改める。

注1 一年の単位で示したものについて、占用の期間が一年未満のものは月割計算により、一月未満のものは一月として算定する。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

理 由

経費の増大により使用料及び土砂採取料の額の引上げ等を行いたいので提出する。

第三十七号議案

令和八年度における土木事業に要する経費の市町村負担について

令和八年度における土木事業に要する経費を次の割合で関係市町村に負担させることについて、地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第二十七条第二項、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第五十二条第二項及び海岸法（昭和三十一年法律第一号）第二十八条第二項の規定により、議決を求める。

令和八年二月二十四日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

令和八年度土木事業市町村負担割合

事業名	区分	負担割合	
		公共事業	単独事業
道路改良事業		工事費の $\frac{3}{20} \sim \frac{1}{5}$	
海岸保全事業	高潮対策	工事費の $\frac{1.4}{20}$	
	侵食対策	工事費の $\frac{1.4}{20}$	
	統合補助	工事費の $\frac{1.4}{20}$	
海岸環境整備事業		工事費の $\frac{1.4}{20}$	
	重要港湾	工事費の $\frac{1.25}{10}$	
	地方港湾	工事費の $\frac{1}{10} \sim \frac{7.25}{30}$	
港湾改修事業	統合補助	工事費の $\frac{1}{10} \sim \frac{1}{5}$	
	重要港湾	工事費の $\frac{1.25}{10}$	
港湾環境整備事業	重要港湾	工事費の $\frac{1.75}{10}$	
	地方港湾	工事費の $\frac{1.25}{10}$	
重要港湾護岸整備事業		工事費の $\frac{1.25}{10}$	
	公共施設関連	工事費の $\frac{1}{20} \sim \frac{1}{10}$	
急傾斜地崩壊対策事業	一般	工事費の $\frac{1}{10} \sim \frac{1}{5}$	工事費の $\frac{1}{20} \sim \frac{1}{5}$

街路改良事業	緊急急傾斜地崩壊 対策事業	
	一 般	公共施設関連
工事費の $\frac{1}{10}$ ～ $\frac{9}{40}$	工事費の $\frac{1}{20}$ ～ $\frac{1}{5}$	工事費の $\frac{1}{40}$ ～ $\frac{1}{10}$
工事費の $\frac{1}{4}$ ～ $\frac{1}{2}$		

理 由

令和八年度における土木事業に要する経費の一部に充てるため、関係市町村から負担金を徴収したいので提出する。

第三十八号議案

工事請負契約の変更について

次のように工事請負契約の一部を変更することについて、議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例（昭和三十九年大分県条例第二十九号）第二条の規定により、議決を求めらる。

令和八年二月二十四日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 工 事 名 県道古江丸市尾線道路改良工事

二 契約締結年月日 令和七年三月二十七日

三 契約の相手方 大分市大字久原七百九十六番地の一

平和・風戸特定建設工事共同企業体

代表者 株式会社平和建設

代表取締役 藤 田 哲 司

四 契約変更事項

契約金額	旧	九億千九百六万三千九百九十二円
	新	九億七千二百二十三万七百元

理 由

当初推定していた地質との相違による施工方法の変更並びに建設工事に係る労務費及び資材価格の変動に伴い、契約金額を変更する必要があるので提出する。

第三十九号議案

大分県特定都市河川浸水被害対策法施行条例の制定について

大分県特定都市河川浸水被害対策法施行条例を次のように定める。

令和八年二月二十四日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県特定都市河川浸水被害対策法施行条例

(趣旨)

第一条 この条例は、特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(雨水貯留浸透施設の標識の設置の基準)

第三条 法第三十八条第三項の標識は、次に掲げる事項を明示したものとする。

- 一 雨水貯留浸透施設の名称
- 二 雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証番号
- 三 雨水貯留浸透施設の容量（容量のない雨水貯留浸透施設にあつては、規模）及び構造の概要
- 四 雨水貯留浸透施設が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は知事の許可を要する旨

- 五 雨水貯留浸透施設の管理者及びその連絡先
- 六 標識の設置者及びその連絡先

2 前項の標識は、雨水貯留浸透施設の周辺に居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けるものとする。

(保全調整池の標識の設置の基準)

第四条 法第四十五条第一項の標識は、次に掲げる事項を明示したものとする。

- 一 保全調整池の名称及び指定番号
- 二 保全調整池の容量及び構造の概要
- 三 保全調整池が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は知事に届け出なければならない旨
- 四 保全調整池の管理者及びその連絡先
- 五 標識の設置者及びその連絡先

2 前項の標識は、保全調整池の周辺に居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けるものとする。

(貯留機能保全区域の標識の設置の基準)

第五条 法第五十四条第一項の標識は、次に掲げる事項を明示したものとする。

- 一 貯留機能保全区域の名称及び指定番号
 - 二 貯留機能保全区域の位置
 - 三 貯留機能保全区域の管理者及びその連絡先
 - 四 標識の設置者及びその連絡先
- 2 前項の標識は、貯留機能保全区域の周辺に居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けるものとする。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

特定都市河川流域における浸水被害対策の推進を図るため、特定都市河川浸水被害対策法第三十八条第三項に規定する雨水貯留浸透施設が存する旨を表示した標識の設置に関する基準等を定める必要があるので提出する。

第四十号議案

大分県リバーパーク犬飼の設置及び管理に関する条例の一部改正について

大分県リバーパーク犬飼の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和八年二月二十四日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県リバーパーク犬飼の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大分県リバーパーク犬飼の設置及び管理に関する条例（平成九年大分県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

別表の多目的グラウンドの項中「四、〇〇〇円以下」を「四、三〇〇円以下」に、「六、〇〇〇円」を「六、四五〇円」に、「五、二〇〇円」を「五、五五〇円」に改め、同表の艇庫の項中「一、五〇〇円」を「一、六五〇円」に改め、同表のシャワー室の項中「一五〇円」を「一六〇円」に改める。

附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

理 由

経費の増大により利用料金の上限額を引き上げたいので提出する。

第四十一号議案

河川の流水占用料等の徴収に関する条例の一部改正について

河川の流水占用料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和八年二月二十四日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

河川の流水占用料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例

河川の流水占用料等の徴収に関する条例（平成十二年大分県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の流水占用料の項中「二七、八〇〇円」を「二八、二〇〇円」に、「二、〇九〇、〇〇〇円」を「二、一一一、〇〇〇円」に、「九〇六、〇〇〇円」を「九一九、〇〇〇円」に改め、同表の土地占用料の項中「七〇〇円」を「七二〇円」に、「五七〇円」を「五八〇円」に、「九二〇円」を「九三〇円」に、「七八〇円」を「七九〇円」に、「四五〇円」を「四六〇円」に、「七一〇円」を「七二〇円」に、「五四〇円」を「五五〇円」に、「六、二〇〇円」を「六、三〇〇円」に、「四、六〇〇円」を「四、六五〇円」に、「一五、五〇〇円」を「一五、七〇〇円」に、「一一、六〇〇円」を「一一、八〇〇円」に、「三一、〇〇〇円」を「三一、五〇〇円」に改める。

別表第二の河川産出物採取料の項中「一七二円」を「一七五円」に、「一四一元」を「一四三元」に、「一三一円」を「一三三元」に、「一二〇円」を「一二二元」に、「八二元」を「八三元」に、「一四七円」を「一四九円」に、「九五円」を「九六円」に、「五六円」を「五七円」に、「六九円」を「七〇円」に、「一三二元」を「一三四円」に、「三九円」を「四〇円」に、「五〇円」を「五一円」に改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

理 由

経費の増大により流水占用料等の額を引き上げたいので提出する。

第四十二号議案

海岸の占用料等及び海底の土地の使用料等の徴収に関する条例の一部改正について

海岸の占用料等及び海底の土地の使用料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和八年二月二十四日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

海岸の占用料等及び海底の土地の使用料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例

海岸の占用料等及び海底の土地の使用料等の徴収に関する条例（平成十二年大分県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一の占用料及び使用料の項中「七〇〇円」を「七一〇円」に、「五七〇円」を「五八〇円」に、「九二〇円」を「九三〇円」に、「七八〇円」を「七九〇円」に、「四五〇円」を「四六〇円」に、「七一〇円」を「七二〇円」に、「五四〇円」を「五五〇円」に、「二、四〇〇円」を「二、四五〇円」に、「六、二〇〇円」を「六、三〇〇円」に、「四、六〇〇円」を「四、六五〇円」に、「一五、五〇〇円」を「一五、七〇〇円」に、「一一、六〇〇円」を「一一、八〇〇円」に、「三一、〇〇〇円」を「三一、五〇〇円」に改める。

別表第二の土石採取料及び採取料の項中「一七二円」を「一七五円」に、「一四一元」を「一四三元」に、「一三一円」を「一三三元」に、「二二〇円」を「一二三元」に、「八二元」を「八三元」に、「一四七円」を「一四九円」に、「九五円」を「九六円」に、「五六円」を「五七円」に、「六九円」を「七〇円」に、「一三二円」を「一三四円」に改める。

附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

理 由

経費の増大により占用料等及び使用料等の額を引き上げたいので提出する。

第四十三号議案

大分県港湾施設管理条例の一部改正について

大分県港湾施設管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和八年二月二十四日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

大分県港湾施設管理条例（昭和五十一年大分県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十六条の二」を「第十六条」に改める。

第十六条の二を削る。

別表第一の使用料（次表の種類の欄に掲げる港湾施設に関するものを除く。）の部の岸壁
棧橋物揚場の項中「二〇二円」を「二〇五円」に、「一八四円」を「一八七円」に、「二六
九円」を「二七四円」に、「二四五円」を「二五〇円」に、「一三五円」を「一三七円」
に、「一二三元」を「一二五円」に、「四円三銭」を「四円一〇銭」に、「三円六七銭」を
「三円七三銭」に、「五円三七銭」を「五円四七銭」に、「四円八九銭」を「四円九八銭」
に、「二円六九銭」を「二円七四銭」に、「二円四五銭」を「二円五〇銭」に、「七〇〇
円」を「七二〇円」に、「六四〇円」を「六五〇円」に、「九三〇円」を「九五〇円」に、
「八五〇円」を「八六〇円」に、「四七〇円」を「四八〇円」に、「四三〇円」を「四四〇
円」に、「七〇円」を「七一円」に、「六四円」を「六五円」に、「九三元」を「九五
円」に、「八五円」を「八七円」に、「四七円」を「四八円」に、「四三元」を「四四円」
に改め、同部の係船専用浮棧橋の項中「二三〇円」を「二四〇円」に、「二、一〇〇円」を
「二、一五〇円」に、「二、三〇〇円」を「二、三五〇円」に、「三六〇円」を「三七〇
円」に、「一、七五〇円」を「一、八〇〇円」に、「三、一五〇円」を「三、二〇〇円」
に、「三、四五〇円」を「三、五〇〇円」に改め、同部の小型船舶用泊地の項中「一、七五
〇円」を「一、八〇〇円」に、「二、六〇〇円」を「二、六五〇円」に、「総トン数一〇ト
ン未満の船舶（漁船にあつては、」を「業務用船舶（旅客船、貨物船その他の船舶にあつて
は総トン数一〇トン未満のもの、漁船にあつては」に改め、同部の係船浮標の項中「二、六
〇〇円」を「二、六五〇円」に、「二、三九〇円」を「二、四三〇円」に、「五、三五〇
円」を「五、四五〇円」に、「四、八九〇円」を「四、九八〇円」に、「七、七五〇円」を
「七、九〇〇円」に、「七、〇七〇円」を「七、一九〇円」に、「一一、一〇〇円」を「一
一、三〇〇円」に、「一〇、一一〇円」を「一〇、二九〇円」に、「一六、七〇〇円」を
「一七、〇〇〇円」に、「一五、二二〇円」を「一五、四九〇円」に、「二三、三〇〇円」
を「二三、七〇〇円」に、「二二、二〇〇円」を「二二、五七〇円」に改め、同部の可動橋
の項中「二円六四銭」を「二円六九銭」に改め、同部の上屋の項中「一五円六〇銭」を「一

五円九〇銭」に、「二三元九〇銭」を「二四円三〇銭」に、「三一円一〇銭」を「三一円七〇銭」に、「三七円一〇銭」を「三七円七〇銭」に、「四九円」を「四九円九〇銭」に、「五九円八〇銭」を「六〇円九〇銭」に改め、同部の旅客上屋の項中「四〇円六〇銭」を「四一円四〇銭」に、「五〇円八〇銭」を「五一円七〇銭」に、「三四円」を「三四円六〇銭」に、「三七円四〇銭」を「三八円一〇銭」に、「三四円七〇銭」を「三五円三〇銭」に、「一八円六〇銭」を「一九円」に、「二七八円」を「二八三元」に、「七円三一銭」を「七円四四銭」に、「一円五六銭」を「一円五九銭」に改め、同部の倉庫の項中「一一円九〇銭」を「一二円二〇銭」に、「五円二三銭」を「五円三一銭」に改め、同部の野積場の項中「二円三銭」を「二円七銭」に、「二円五一銭」を「二円五六銭」に、「三元一一銭」を「三元一七銭」に、「一円六八銭」を「一円七一銭」に、「二円二六銭」を「二円三〇銭」に、「二円八六銭」を「二円九一銭」に、「一円三一銭」を「一円三三銭」に、「一円九一銭」を「一円九四銭」に改め、同部の荷さばき地の項中「三元三四銭」を「三元四〇銭」に、「五円二六銭」を「五円三五銭」に改め、同部の駐車場の項中「二、一〇〇円」を「二、一五〇円」に、

二四時間を超えるとき

二、一〇〇円に、
二四時間を超える
一時間ごとに二〇
〇円を加算した額

を

二四時間を超えるとき

二、一五〇円に、
二四時間を超える
一時間ごとに二〇
〇円を加算した額

別府港駐車場
(機械により入
退場が管理され
るもの)

一時間以内の
とき

一〇〇円

一時間を超え
一時間三〇分
以内のとき

二〇〇円

一時間三〇分
を超え二時間
以内のとき

三〇〇円

二時間を超え
七時間以内の
とき

四〇〇円

七時間を超え
一二時間以内

五〇〇円

に改め、同部のくん

〇円」に、「八、五〇〇円」を「八、六五〇円」に改め、同部の別府港北浜ヨットハーバーの項中「二、二〇〇円」を「二、七〇〇円」に、「二、五〇〇円」を「三、一〇〇円」に、「二、八〇〇円」を「三、四五〇円」に、「三、一五〇円」を「三、八五〇円」に、「三、四五〇円」を「四、二五〇円」に、「三、七五〇円」を「四、六五〇円」に、「四、二〇〇円」を「五、一五〇円」に、「四、六〇〇円」を「五、六五〇円」に、「五、〇〇〇円」を「六、二〇〇円」に、「五、四五〇円」を「六、七〇〇円」に、「一六、九〇〇円」を「二〇、八〇〇円」に、「一九、四〇〇円」を「二三、九〇〇円」に、「二一、九〇〇円」を「二七、〇〇〇円」に、「二四、五〇〇円」を「三〇、一〇〇円」に、「二七、〇〇〇円」を「三三、二〇〇円」に、「二九、五〇〇円」を「三六、三〇〇円」に、「三二、六〇〇円」を「四〇、一〇〇円」に、「三五、八〇〇円」を「四四、〇〇〇円」に、「三八、九〇〇円」を「四七、九〇〇円」に、「四二、一〇〇円」を「五一、七〇〇円」に、「二、一〇〇円」を「二、五五〇円」に、「二、三五〇円」を「二、九〇〇円」に、「二、六〇〇円」を「三、二〇〇円」に、「二、二〇〇円」を「三、一〇〇円」を「三、五五〇円」を「四、二〇〇円」に、「四、二〇〇円」に、「四、一五〇円」を「五、一〇〇円」に、「四、五〇〇円」を「五、五五〇円」に、「四、八五〇円」を「六、〇〇〇円」に、「一三、一〇〇円」を「一六、二〇〇円」に、「一五、一〇〇円」を「一八、六〇〇円」に、「一七、〇〇〇円」を「二〇、九〇〇円」に、「一九、〇〇〇円」を「二三、三〇〇円」に、「二〇、九〇〇円」を「二五、七〇〇円」に、「二二、八〇〇円」を「二八、一〇〇円」に、「二五、二〇〇円」を「三一、一〇〇円」に、「二七、六〇〇円」を「三四、〇〇〇円」に、「三〇、一〇〇円」を「三七、〇〇〇円」に、「三一、五〇〇円」を「三九、九〇〇円」に、「一、六五〇円」を「二、〇〇〇円」に、「九〇〇円」を「二、三〇〇円」に、「二、三〇〇円」を「二、八五〇円」に、「二、七〇〇円」を「三、三五〇円」に、「三、〇〇〇円」を「三、六五〇円」に、「三、二五〇円」を「四、〇〇〇円」に、「三、五〇〇円」を「四、三〇〇円」に、「三七〇円」を「四五〇円」に、「二六〇円」を「三二〇円」に、「二〇〇円」を「二五〇円」に改める。

別表第三を削る。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

理 由

経費の増大等により使用料及び占用料の額の引上げ等を行いたいので提出する。

第四十四号議案

港湾区域等における占用料及び土砂採取料の徴収に関する条例の一部改正について

港湾区域等における占用料及び土砂採取料の徴収に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和八年二月二十四日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

港湾区域等における占用料及び土砂採取料の徴収に関する条例の一部を改正する条例

港湾区域等における占用料及び土砂採取料の徴収に関する条例（平成十二年大分県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一の占用料の項中「七〇〇円」を「七二〇円」に、「五七〇円」を「五八〇円」に、「九二〇円」を「九三〇円」に、「七八〇円」を「七九〇円」に、「四五〇円」を「四六〇円」に、「七一〇円」を「七二〇円」に、「五四〇円」を「五五〇円」に、「一三六円」を「一三八円」に、「九七円」を「九八円」に、「六一円」を「六二円」に、「四〇円」を「四一元」に、「二、四〇〇円」を「二、四五〇円」に、「六、二〇〇円」を「六、三〇〇円」に、「四、六〇〇円」を「四、六五〇円」に、「一五、五〇〇円」を「一五、七〇〇円」に、「一一、六〇〇円」を「一一、八〇〇円」に、「三一、〇〇〇円」を「三一、五〇〇円」に改める。

別表第二の土砂採取料の項中「一七二円」を「一七五円」に、「一四一元」を「一四三元」に、「一三一元」を「一三三元」に、「一二〇円」を「一二二元」に、「八二元」を「八三元」に、「一四七円」を「一四九円」に、「九五円」を「九六円」に、「五六円」を「五七円」に、「六九円」を「七〇円」に、「一三二元」を「一三四円」に改める。

附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

理 由

経費の増大により港湾区域における占用料及び土砂採取料の額を引き上げたいので提出する。

第四十五号議案

工事請負契約の変更について

次のように工事請負契約の一部を変更することについて、議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例（昭和三十九年大分県条例第二十九号）第二条の規定により、議決を求めらる。

令和八年二月二十四日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 工 事 名 コンテナクレーン更新工事

二 契約締結年月日 令和七年三月二十七日

三 契約の相手方 東京都中央区築地五丁目六番四号

株式会社三井E&S

代表取締役社長 高橋 岳之

四 契約変更事項

契約金額

旧 十四億四千八百十五万円

新 十四億五千三百九十万三千元

理 由

荷役作業の効率化を図るため、コンテナ専用吊具装置の上面に金具保管箱を追加設置することに伴い、契約金額を変更する必要があるため提出する。

第四十六号議案

大分県砂防設備使用料等徴収条例の一部改正について

大分県砂防設備使用料等徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和八年二月二十四日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県砂防設備使用料等徴収条例の一部を改正する条例

大分県砂防設備使用料等徴収条例（平成十二年大分県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表の使用料の項中「一〇、四〇〇円」を「一〇、六〇〇円」に、「三、六〇〇円」を「三、六五〇円」に、「七〇〇円」を「七一〇円」に、「九二〇円」を「九三〇円」に改め、同表の採取料の項中「三九円」を「四〇円」に、「五〇円」を「五一円」に、「六九円」を「七〇円」に改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

理 由

経費の増大により使用料及び採取料の額を引き上げたいので提出する。

第四十七号議案

工事請負契約の変更について

次のように工事請負契約の一部を変更することについて、議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例（昭和三十九年大分県条例第二十九号）第二条の規定により、議決を求める。

令和八年二月二十四日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 工 事 名 都市計画道路庄の原佐野線街路改築工事

二 契約締結年月日 令和六年九月二十五日

三 契約の相手方 大分市中島西三丁目五番一号

株式会社佐伯建設

代表取締役社長 川崎 栄一

四 契約変更事項

契約金額	旧	新
	六億六千二百九十六万九千二百九十六円	六億九千八百九十二万三千五百円

理 由

当初推定していた地質との相違による掘削土の処分の追加及び施工方法の変更並びに現場環境改善費の追加に伴い、契約金額を変更する必要があるので提出する。

第四十八号議案

大分県高等学校等教育改革促進基金条例の制定について

大分県高等学校等教育改革促進基金条例を次のように定める。

令和八年二月二十四日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県高等学校等教育改革促進基金条例

(設置)

第一条 公立の高等学校等（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）及び特別支援学校の高等部をいう。）における教育改革を推進し、産業イノベーション人材その他の新時代を担う人材を育成するため、大分県高等学校等教育改革促進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(基金の管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用等)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて、又は一般会計歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(処分)

第六条 知事は、第一条の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

公立の高等学校等における教育改革を推進し、産業イノベーション人材その他の新時代を担う人材を育成するため、基金を設置したので提出する。

第四十九号議案

大分県警察本部の内部組織に関する条例の一部改正について

大分県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和八年二月二十四日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例

大分県警察本部の内部組織に関する条例（昭和二十九年大分県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二十四号を同条第二十五号とし、同条第二十三号の次に次の一号を加える。

二十四 サイバー事案（警察法第五条第四項第六号ハに規定するサイバー事案をいう。以下この号において同じ。）に係る犯罪の捜査その他のサイバー事案に対処するための警察の活動に関すること（他の部の所掌に属するものを除く。）。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

理 由

深刻化するサイバー空間の脅威に総合的に対処できる体制を整備するため、サイバー事案に係る犯罪の捜査その他のサイバー事案に対処するための警察の活動に関することを警務部の分掌事務としたいので提出する。

第五十号議案

大分県地方警察職員定数条例の一部改正について

大分県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和八年二月二十四日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例

大分県地方警察職員定数条例（昭和二十九年大分県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

6 令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間は、第二条第一項の規定の適用については、同項中「六二四人」とあるのは「六二五人」と、「二、〇九二人」とあるのは「二、〇九三人」と、「二、四三七人」とあるのは「二、四三八人」とする。

附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

理 由

警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）の一部改正に伴い、暫定的に警察官の定数を増加する必要があるので提出する。

第五十一号議案

大分県暴力団排除条例の一部改正について

大分県暴力団排除条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和八年二月二十四日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県暴力団排除条例の一部を改正する条例

大分県暴力団排除条例（平成二十二年大分県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十四条」を「第十四条」に、「第五章 暴力団員等が利益の供与を受けることの禁止等（第十九条・第二十条）」を

の禁止等（第十九条・第二十条）

禁止行為（第二十条の二―第二十条の四）」

め、「第二十七条」の下に「第二十七条の二」を加える。

第二条に次の三号を加える。

六 青少年 十八歳未満の者をいう。

七 特定営業 次のいずれかに該当する営業をいう。

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号。以下この号において「風適法」という。）第二条第一項に規定する風俗営業

ロ 風適法第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業

ハ 風適法第二条第十一項に規定する特定遊興飲食店営業

ニ 風適法第二条第十三項に規定する接客業務受託営業

ホ 設備を設けて客に飲食をさせる営業で食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十五条第一項の許可を受けて営むもの（風適法第二条第四項に規定する接待飲食等営業、同条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業又は同条第十一項に規定する特定遊興飲食店営業に該当するものを除く。）

ヘ 風俗案内（次に掲げる行為をいう。以下この号において同じ。）を行うための施設（不特定多数の者が利用することができるものに限る。以下この号において「風俗案内所」という。）を設け、当該風俗案内所において有償又は無償で風俗案内を行う営業

(1) 風適法第二条第一項第一号に該当する営業に関する次に掲げる情報を、当該情報の提供を受けようとする者の求めに応じて提供する行為

(i) 接待（風適法第二条第三項に規定する接待をいう。以下この号において同じ。）の内容、接待を受けることのできる時間、接待に従事する者又は接待を受

けるための料金に関する情報

(ii) 営業所の名称、所在地又は電話番号その他の連絡先に関する情報

(2) 風適法第二条第六項第一号若しくは第二号又は第七項第一号のいずれかに該当する営業に関する次に掲げる情報を、当該情報の提供を受けようとする者の求めに応じて提供する行為

(i) 客に接触する役務の内容、当該役務を受けることのできる時間、当該役務に従事する者又は当該役務を受けるための料金に関する情報

(ii) 営業所の名称、所在地又は電話番号その他の連絡先（風適法第二条第七項第一号に該当する営業にあつては、当該営業につき広告若しくは宣伝をするときに当該営業を示すものとして使用する呼称、風適法第三十一条の二第一項第七号に規定する受付所の所在地又は客の依頼を受けるための電話番号その他の連絡先）に関する情報

ト 道路その他の公共の場所において、不特定の者に対し、次に掲げる行為のいずれかを行う営業（イからへまでのいずれかに該当するものを除く。）

(1) イからへまでのいずれかに該当する営業に関し、客引きをすること。

(2) イからへまでのいずれかに該当する営業に関し、人に呼び掛け、又はビラその他の文書画像を配布し、若しくは提示して客を誘引すること。

(3) イからへまでのいずれかに該当する営業に係る役務に従事するよう勧誘すること。

(4) 写真又は映像の被写体となる役務であつて、対価を伴うものに従事するよう勧誘すること。

八 特定営業者 特定営業を営む者をいう。

第十三条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（暴力団事務所の開設及び運営の禁止）」を付し、同条第一項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園

第十三条の次に次の二条を加える。

第十三条の二 暴力団事務所は、前条第一項に規定する区域内のほか、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域（これらの地域から前条第一項に規定する区域を除く。）においては、これを開設し、又は運営してはならない。

2 前項の規定は、暴力団事務所であつて、その開設後に同項に規定する地域が定められたことにより当該地域において運営されることとなったものについては、適用しない。ただし、ある暴力団のものとして運営されていた暴力団事務所が、他の暴力団のものとして開設され、又は運営された場合は、この限りでない。

（青少年を暴力団事務所へ立ち入らせることの禁止）

第十三条の三 暴力団員は、正当な理由がある場合を除き、自己が活動の拠点とする暴力団事務所に青少年を立ち入らせてはならない。
第五章の次に次の一章を加える。

第五章の二 暴力団排除特別強化地域における禁止行為

(暴力団排除特別強化地域)

第二十条の二 暴力団の排除を特に推進する地域として、次に掲げる地域を暴力団排除特別強化地域(以下この章において「特別強化地域」という。)とする。

- 一 大分市都町一丁目、都町二丁目、都町三丁目、都町四丁目、中央町一丁目、中央町二丁目、中央町三丁目及び中央町四丁目

- 二 別府市北浜一丁目、元町及び楠町

(特定営業者の禁止行為)

第二十条の三 特定営業者は、特別強化地域における特定営業の営業に関し、暴力団員又は暴力団員が指定した者から、用心棒の役務(法第九条第五号に規定する用心棒の役務をいう。次項及び次条において同じ。)の提供を受けてはならない。

2 特定営業者は、特別強化地域における特定営業の営業に関し、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対し、用心棒の役務の提供を受けることの対償として、又は当該特定営業を営むことを暴力団員が容認することの対償として利益の供与をしてはならない。

(暴力団員の禁止行為)

第二十条の四 暴力団員は、特別強化地域における特定営業の営業に関し、特定営業者に対し、用心棒の役務を提供し、又は自らが指定した者に用心棒の役務の提供をさせてはならない。

2 暴力団員は、特別強化地域における特定営業の営業に関し、特定営業者から、用心棒の役務を提供する対償として、又は当該特定営業を営むことを容認する対償として利益の供与を受け、又は自らが指定した者に利益の供与を受けさせてはならない。

第二十四条の見出し中「調査」の下に「及び立入検査等」を加え、同条に次の三項を加える。

2 公安委員会は、第十三条の二第一項又は第十三条の三の規定に違反する行為をした疑いがあるとき、暴力団員その他の関係者に対し、公安委員会規則で定めるところにより、その違反の事実を明らかにするために必要な限度において、説明若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に当該違反に係る建物に立ち入り、物件を検査させ、若しくは暴力団員その他の関係者に質問させることができる。

3 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十六条第一項中「第二十四条」を「第二十四条第一項」に、「又は」を「、又は」に改める。

第七章中第二十六条の次に次の一条を加える。

(命令)

第二十六条の二 公安委員会は、第十三条の二第一項の規定に違反して暴力団事務所が開設され、又は運営されたときは、当該暴力団事務所を開設し、又は運営する者に対し、当該暴力団事務所の開設又は運営の中止を命ずることができる。

2 公安委員会は、暴力団員が第十三条の三の規定に違反する行為をしたときは、当該暴力団員に対し、当該行為を中止することを命じ、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な事項を命ずることができる。

3 公安委員会は、暴力団員が第十三条の三の規定に違反する行為をした場合において、当該暴力団員が更に反復して同条の規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該暴力団員に対し、一年を超えない範囲内で期間を定めて、同条の規定に違反する行為が行われることを防止するために必要な事項を命ずることができる。

第八章中第二十七条の次に次の一条を加える。

(公安委員会の事務の委任)

第二十七条の二 公安委員会は、第二十六条の二第二項の規定による命令を警察署長に行わせることができる。

第二十八条を次のように改める。

第二十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条第一項の規定に違反して暴力団事務所を開設し、又は運営した者
二 相手方が暴力団員又は暴力団員が指定した者であることの情を知って、第二十条の三の規定に違反した者

三 第二十条の四の規定に違反した者

四 第二十六条の二第一項の規定による命令に違反した者

2 第二十六条の二第二項又は第三項の規定による命令に違反した者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

3 第二十四条第二項の説明若しくは資料の提出をせず、若しくは同項の説明若しくは資料の提出について虚偽の説明をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

4 第一項第二号の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第二十九条に次の一項を加える。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和八年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に運営されている暴力団事務所については、この条例による改正後の大分県暴力団排除条例第十三条第一項第六号及び第十三条の二第一項の規定は、適用しない。ただし、ある暴力団のものとして運営されていた暴力団事務所が、他の暴力団のものとして開設され、又は運営された場合は、この限りでない。

理 由

本県における暴力団情勢を踏まえ、暴力団の排除の更なる推進を図るため、暴力団事務所の新設及び運営の禁止の拡大、青少年を暴力団事務所へ立ち入らせることの禁止、暴力団排除特別強化地域における規制等を行いたいので提出する。

第 1 号報告

令和 7 年度大分県一般会計補正予算（第 4 号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 8 年 2 月 24 日 提 出

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

令和 7 年度 大分県一般会計補正予算 (第 4 号)

令和 7 年度大分県一般会計の補正予算 (第 4 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 861,715千円 を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 736,968,183千円 とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 1 月 23 日 専 決

第 1 表

歳入歳出予算補正
歳入

款	項	既定額	補正額	計
9 国庫支出金		118,117,140	861,715	118,978,855
	3 委託金	2,675,183	861,715	3,536,898
歳入合計		736,106,468	861,715	736,968,183

歳 出				
款	項	既 定 額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 総 務 費		34,348,206	861,715	35,209,921
	5 選 挙 費	768,171	861,715	1,629,886
歳 出 合 計		736,106,468	861,715	736,968,183

本冊子は、グリーン購入法に適合した用紙を使用しています。